

社会臨床雑誌

1996年3月3日

第3巻第3号

はじめに 日本社会臨床学会編集委員会 (1)

【日本社会臨床学会第3回総会報告—2】

記念講演 中世人の心性を考える	横井 清	(2)
分科会Ⅰ <同和>教育の社会臨床像	八木 晃介	(11)
分科会Ⅱ 学校の現在	浜田 寿美男	(18)
分科会Ⅲ 福祉の現在	大谷 強	(23)
分科会Ⅳ 事例の報道・発表・研究を考える	佐々木 賢	(29)
全体会 今後の社会臨床学会の課題を考える	山下 恒男	(36)

<論文>

共生のインターフェイス — 電腦福祉論によせて —	石川 准	(49)
「先号の『らい』問題を読んで」に触発されて	篠原 睦治	(59)

〈「映画と本」で考える〉

「ショーシャンクの空に」 —もうひとつの「カッコーの巣の上で」—	新垣 多恵.....	(62)
「学校カウンセリングと心理テストを問う」をきっかけに	原田 牧男.....	(64)
「他者への眼差し「異文化」と「臨床」を読む	新原 道信.....	(66)
「茱萸と荒海」を読んで.....	佐々木 賢.....	(69)

〈“この場所”から〉

ガンバリズムの虫	高石 伸人	(71)
ママチャリ、街をかけまわる	秋本 まち子	(73)
無為・自然 — 大地に生かされる酪農 —	小松 光一	(76)

第4回総会のお知らせ	(表紙裏)
編集後記	(78)

第4回日本社会臨床学会総会のお知らせ

「これからの社会と人間関係を考える」(仮題)

今春、第4回日本社会臨床学会総会を水戸の地で開きます。今回は、“これからの社会と人間関係を考える”といった内容を全体テーマにして、これまで社臨がこだわり続けてきたこと、そしてこれからの社臨が考えていくことを、シンポジウムのなかで取り上げる予定です。

今後の検討で、細目の変更が生じる場合がありますので、詳しくは、今後の「社臨ニュース」などで改めてお知らせいたします。(このお知らせの中のテーマは仮題です)

多くの方々との出会いを心から期待しています。ぜひ、ご参加ください。

期日： 4月28日(日) AM10:30 ~ 29日(月・休) PM4:00

場所： 茨城大学 ^{しえん} 茨苑会館 (茨城県水戸市文京2-1-1)

第1日目(28日)

定期総会

シンポジウムⅠ「カウンセリングと人間関係」

発題者 榎本哲也(東京新聞)
浪川新子(小学校教員)
野本三吉(横浜市立大学)
司会 篠原睦治(和光大学)

記念講演「絵空事からのメッセージ」

十河雅典(画家)

交流会 (学内別会場)

第2日目(29日)

シンポジウムⅡ「資格と人間関係」

発題者 高石伸人(直方市社会福祉協議会)
寺田敬志(根岸病院)
伊藤由子(宮城県中学校養護教諭)
司会 佐々木賢(日本心理センター)

シンポジウムⅢ「情報機器と人間関係」

発題者 石川 准(静岡県立大学)
大谷尚子(茨城大学)
林 延哉(ふきのとう向生舎)
司会 中島浩壽(YMCAフリースクール)

はじめに

日本社会臨床学会編集委員会

4月28日(日)29日(月・休)に第4回総会を茨城大学で開催します。表紙裏にその案内が掲載されていますのでご覧下さい。第2回の横浜、第3回の京都に続き、茨城という新たな地でまた多くの方々と出会うことを期待しています。ぜひ御参加下さい。

本号は、前回の総会、昨年4月22日23日に京都で開催された第3回日本社会臨床学会総会の報告に誌面の多くをさくことになりました。当日各分科会、全体会の司会をなされた方々によってまとめられた報告です。それぞれ、総会に参加されなかった方にも論点が明確に伝わる内容になっていると思います。この報告をもとに、京都で語られた問題がさらに深められ、展開されていくことを願います。また横井清さんには、記念講演の内容を報告していただきました。当日の講演内容はもちろんのこと、あの語り口が醸し出す独特の雰囲気も伝わってくるように思います。なお、シンポジウム“『開かれた病』への模索」を読む」の報告は前号(3巻2号)に掲載されています。

京都総会の報告に多くの誌面をさいた関係で、今号掲載の論文は少なくなっていました。石川准さんは、「共生のインターフェイス — 電腦福祉論によせて—」で、コンピュータへの視覚障害者のアクセスという問題を取りあげ、コンピュータと障害者の問題を論じながら、人と道具の接合のあり方へと論点を深めています。このコンピュータという道具をどう捉えるかというテーマは、電子機器を雑誌、ニュースの編集などに利用している本学会にとってもさけて通れない問題です。そこで、私たちは、第4回総会で「情報機器と人間関係」というシンポジウムを予定し、この問題を議論したいと思っています。なお、石川さんはシンポジストの一人になっていただいています。

篠原睦治さんの文章は本来先号の松浦武夫さんの文章の後に掲載されるものでした。しかし、編集、印刷段階のミスで掲載できなくなってしまいました。篠原さん、松浦さん、そして読者のみなさんにお詫びいたします。申し訳ありません。篠原睦治さんは、加筆され、独立した形で今号にその文章を掲載しています。3巻1号の「いま、なぜ、らい予防法を問うのか」、3巻2号の松浦さんの文章「先号の『らい』問題を読んで」と合わせてお読み下さい。

＜「映画と本」で考える＞では、新垣多恵さんが「ショーシャンクの空に」という映画について、「カッコーの巣の上で」と関連させて論じています。また、原田牧男さんは、現在の生徒の“浮遊状態”に焦点を合わせ、そこの関連で当学会編の『学校カウンセリングと心理テストを問う』を論評します。新原道信さんは、やはり当学会編の『他者への眼差し「異文化」と「臨床」』について、臨床の専門性の問題、異文化と他の様々な文化の位相の関係、地域社会形成の問題といった論点にしばり論評しています。佐々木賢さんは、『茱萸と荒海』について、著者である武田秀夫さんとの出会いを思い起こしながら、御自身の教育に対する考えを本の言葉に重ね合わせていきます。

＜“この場所”から＞は3人の方からの文章です。秋本まち子さんは練馬・大泉のご自分の家を中心とした生活から、高石伸人さんは直方市社会福祉協議会という職場と「虫の家」という障害者の地域活動拠点から、小松光一さんは北海道根釧地域の酪農交流会からのレポートとなっています。

では、ゆっくりお読み下さい。

記念講演 中世人の心性を考える —生死・恥辱・夢現—

横井清 (桃山学院大学)

一、中世史家の怖れについて

本日は皆様方の学会にお招きをいただきまして、まことにありがとうございます。

ご覧のような題目で話させていただきますが、この「…考える」というところがミソでして、たしかに、考えはするものの何か明確な結論が出るのかといいますと、決してそうはまいりません。せいぜい副題に掲げました三つのキ・ワード、つまり、生死・恥辱・夢現^{しやうじ ゑうとつ}という点に焦点を合わせながら、ああでもない、こうでもない、取りとめもない話をしばらく聞いていただく。その結果、講演内容にまとまりがないという点では、毎年のこの学会での記念講演の中でも特に記念すべき講演になってしまうのではあるまいか、とまあ、いささか自負いたしておる次第であります。

さて、私はずっと日本史を専門としてまいりましたが、中でも中世史の部分に足を止めたまま、長居しております。もう少し、前後の時代へと視野を広げて勉強すべきであるとは思いつつながら、しょせんは中世史専攻ということで来てしまいました。

ところがこの、専門とか専攻とかいうことでは、ちょっと申しておきたいことがございます。といいますのは、人から「ご専門は？」と訊かれる。「歴史です」「どこの？」「日本史です」。この後、だんだん細かくなります。「ほう、さよですか。その中でも特に」「はア、中世史ですが…」「おや、まあ、中世史ですか。その中でも特に…」「まあ、室町・戦国あたりの…」「なるほど。で、そのあたりの時代のどんな問題を…」「まあ、民衆史ちゅうとこですかいな」「ほほう、民衆史ねえ。で、その中でも特に…」「まあ、民衆の物の考え方ですか生活ぶりとかですが…」「ふ～む、そうですね。とすると、そのようなことを特にどのあたりを中心に？」「だいたいその時代の京都方面でござ

いますがな…」ちゅうふうに、だんだん、だんだん追い込まれてまいりますと、いかにも狭い狭いところになし、自分の研究のベースちゅうものがない——ということ、イヤというほど思い知らされるわけなんです。そういうわけで、中世人の心性を考えるとはいち、結局は自分の手慣れた時期の、しかも自分なりに愛着のある話題におぼさりながら、話を進めさせてもらいます。

ここで「愛着がある」といいますのは、言い換えますと、「自分がこだわり続けてきている」という意味でもあります。そのこだわりについて皆様に聴いていただき、そのことによって、特にそのこだわりの現代的な意味について自分なりに今後もじっくりと考え続けて行く、そのための大いなる励ましを得たいと願っているのです。

ところで、旧堀、八木晃介先生をつうじて講演の依頼を受けまして以後、年改まってから私たちのまわりはずいぶんと騒がしくなりました。依頼のありました時点と今 (1995年4月22日) とでは、雲泥の差があると申さねばなりません。いちいち具体的には申しませんが、外界に目を向けますと実に騒然たるものがありまして、私たちの耳目を捉え、心を引っ掴む事象の一つ一つそのものが、私のように古い時代の歴史を詮索している人間にとりましても、無理やりにボンドでくっつけたり、ペンチで針金をねじって繋ぎ合わせたりするようにしなくても、微妙に、確実に、ひたひたと動揺を及ぼしてきている。これはいったいどういうことかといいますと、例えば本日の話題のように、遠い中世の時代に生きた人々の心の様を考えてみるというような時に、どうしても避けて通れぬいくつものポイントがあって、そのポイントを飛び石伝いに歩んで、問題意識として何とか構築してゆ

こうします時に、どうしてもぶつかってしまわざるを得ない幾つもの問題が、数百年前のこととしてではなく、まさに只今の、現代日本の、一步この会場を出れば飛び交っているような諸現象と結びつきつつ、中世という古い時代の人間の心のことについて話をさせていただきながらも、そのことについて幾つかのポイントを設定してお話するという、あるいは、そのことを巡って文字にしたためて公表してゆくということ、それ自体が、はたして喜ばしい営みであるのか、また自信をもって成すべき作業であるのか——といったふうになってくると、実は大変むづかしくなってくるんです。

これは、後の話で「なるほど…」とお分かりいただけるのではないかと思います。私も中世史家が得々として、中世の人々の価値観であるとか世界観であるとか、あるいはまた、宗教、信仰、呪術など、そういったことも含めつつ、例えば神秘体験、もしくはそれに類するような経験が有していた、ある種の重大な重みについて語るとか、また、生きること、死ぬことの意味をどのように捉えるのか、生命をどう考えるのか、輪廻転生ということをどう考えるのか…などといったことについて、古い時代の人々の心の様に即しつつ語り、しかも若い世代の人々を中心とした集まりで伝え歩く、などというようなことが、結果的に現代の日本、現代の世界の問題にどのように寄与するのであるか、あるいは、寄与するどころか全く逆の力として働くことになるのか、私にはその点が実に、不安でならないのであります。そういう意味において、今、考古学・古代史、あるいは近世・近代・現代史の日本史研究者にもまして、日本中世史家の、とりわけ新しい歴史の断面を次々に切り開いて見せようとしている中世史研究での動向が注目されましょう。私自身もそれに参加したいとは思いつつ、結果的にそこで明らかにされてゆくものが、現代の我々、将来の人類にとってどういう意味を持つのだろうかと思ってみますならば、あだやおろそかに、軽々な態度では臨み難くなってきたようで怖いのです。

むしろ、かといって沈黙するわけにはまいりませんが、中世史家として、自分の発言がどういう意味を

持ってくるのか、どういう役割を担うことになるのか、おのれの思いとは逆の働きを示すのではないかと、そういうある種の怖れの念を自分の胸底に置きながら作業を続けてゆかないと、どうにも責任を負いきれぬことにもなりかねない。たしかに面白い側面、新しい断面を提示してゆくことは大事だし、求められもしましょうが、しかし今の時代は、いくつものポイントについて中世史家がそうそう気楽に中世の問題を語れた時代なのか否か、そのことを目下、はっきりと自分の悩みとしております。要するに、物を言い難い、文章をしたため難い、という形での悩みです。以下に、いろいろと中世の話を聴いてはいただきますけれども、近時殊に、何も得々として往古の話をするわけにはゆかないようになっている自分が、今ここに、皆様の前に立っているのだと思うのです。このような心境は、明らかに、講演依頼をお引き受けして以降、今年に入ってから急激に明るみに出て来ている諸事態、その影響によるものとし、私には言いようがありません。

二、「生死」の問題を巡って

さて、生死の問題ひとつを考えます際にも、生きるとか、死ぬとかいうのは、どういうことなのか、また中世の人々が、至極当然のこととして持たされていた(持っていた)生命観がいったいどのようであったかを見ておかねばなりません。この点については、もう私自身が何年も前に書いていたことですし、いくつかの集まりで口にして来ていることですが、例の、赤やんが誕生して来る時に伴う胎盤、^{胞衣}を巡る問題があつて、これがなかなか大問題なのです。

その話に移る前に、ここで少しばかり脇道にそれるのをお許し下さい。

だいたい中世の人々が生命というもの、生死ということについてどのように感じたり、考えたり、教えられたりしていたのか…となりますと、仏教史・仏教思想史の専門家のお仕事に多く頼らざるを得ません。そういう時に基本となりますのは、いわば理論的な分析に耐えるような対象についての研究でして、具体的には偉いお坊さんたちの書き残した教義・布教に関する

著作・文献の研究なのです。それはそれで中世思想史の貴重な研究であるに相違ありませんが、しかし、少々観点をずらしてみますと、更にその根本にある基層の部分についてはほとんどといってよいほど説かれることがないのは、まことに残念です。例えば親鸞の考え方ひとつ見ても、かれのいう「悪人正機」の「悪人」ということについての、差別・身分制の視点からの議論はかまびすしく続けられてきているのですが、しかし、かれがそのような教えというものを編み出すに至る、そのための豊かな栄養源となった基盤——それは、私なりに言ってしまうと民俗ですとか、習俗ですとか、習わしですとかいったようなもの——が、延々と積み重ねられ、伝習されてゆくことによってベースができていて、その上に、現代の私たちも理解することのできるような教義が編み出されていったのではなかったのでしょうか。もっといいますと、私たちが仏教学・仏教史とか仏教思想史とかで教わってきているようなことでは全然想像もつかないようなベースが根本にバーン！とあって、生命観とか、三世輪廻観とか、六道輪廻とかいいましても、実際にその教えを受け止め、理解していて、それを自分の生きざまの中で生かしてゆこうとしていた大変な数の人々は、その理解の根本のベースを、従来の習わし（習俗）の中に置いていることが極めて多かったはずですが、それが文献には残らなかった。だからといって、そうした未知の基層の部厚さというものを考えにいれておかないと、とんでもないことになる。だいたい、体系的な思想だけを主対象にして構成される仏教研究に対しては疑問を感じざるを得ないし、いっそのこと、さしあたりは「中世人の心」というふうな言葉で、少し観点を変えたほうが私たちの理解しやすい研究成果も出て来るのではなからうかと期待して、かつて一文を草したこともありました（注1）。

しかしながら、「心」ということにしますと、やはり文学研究の方面でのお仕事積み重ねられてきています。その中で、容易には突破できない研究成果の一つとして、唐木順三氏（故人）の『日本人の心の歴史』（上・下、筑摩書房）が今以て光っています。そこでは、無常観がどうか、仏教における無とは何かと

か、西行とか定家とかを扱って、桜花の美をめであるという心の本質はどういうものか、それと無常観とどう関係するのか、さらに降って江戸時代、西鶴の考え方の内に中世から近世への明らかな変貌が読み取れないであろうとか…、そういった問題が据えられていて、歳月を経ましても手にする毎に教えられる点は少なくありません。

でも、不満をいえば、ここでもやはりあれなんです、つまり、いわばそれぞれの時代の、明確に書かれた文献を対象として繋いでゆかれるために、結果的には山脈の頂点と頂点を繋いでゆくという形で“日本人の心の歴史”という構想が稔っているのです。その下の方に広がる部分までは、これはむしろ文献がないので分析対象に据えようたて据えられないんですけれども、どういうことを私が言いたいのか一例を挙げますと次のようなことなんです。

史上に名高い歌人西行法師の、これまた名高い一首に「ねがはくは 花のしたにて 春死なん そのきさらぎの 望月の頃」（『山家集』）というのがあります。中世文学研究の久保田淳氏がつとに指摘されているように西行の歌には桜花をたたえるものが実に多く、同時代の歌人の中でもきわだつ傾向だといえます。この歌は、「桜の花の下で、春たけなわの頃おいに死にたいと自分は願う。それも釈迦の涅槃に入られた二月十五日の望月の頃に」という意味に解するのが普通です。むしろ、和歌の解釈となりますと、文学研究畑での作品分析、作品鑑賞・批評の作業がその主流をなすことは、申すまでもありません。

ところが、観点を变えてこの一首を見ますならば、いろいろと気がかりな点が浮かびます。たしかに「如月の望月」というと釈迦の涅槃の日として名高く、西行がそれを強く意識していたのも無理はありません。けれども、そうした仏教史的な通念の裏側には、自然の順行にもとづく暦の認識というものも連綿として流れており、それが「望月」という一語を支えていたのではないのでしょうか。また、なぜ「桜の花の下で死にたい」とまでいうのか。この点についても、西行自身が桜を愛していたからには違いありませんが、その一方では民俗学で説かれて来ているような、生産生

活、生活感覚との関連性に立つ「サクラ」の意味付けも、合わせ考えておいてよいのではないのでしょうか。例えば、花見の慣行一つをとりましても、それは、農村社会での豊作・長寿の願望と予祝のための農事的宗教儀礼がその基礎にあったものと理解されていますし、サクラのサは稲田の神霊を指し、サクラのクラは神霊の座席を意味するともいわれてきまして、そうすると桜は神の座ということになる。古典芸能の舞台では桜の枝を突きつけられて悪役（悪霊）は退散し、昔話の世界では豊饒のイメージに繋がる木白が焼けた後の灰で、「花咲爺」が枯木に花を咲かせたりするのも、桜に付与された一種の聖性と無縁であるはずはない。こんな話は、いかにも底理屈じみですが、いたく興味をひかれるのも事実です。ついでに、望月について説明するまでもないでしょうが満月のことで、釈迦の死は二月の十五日だったとされていましたから、双方符合します。ここまでは、仏教学とか仏教史での通念と絡んで良く分かります。一方、満月ということに拘泥してみますと、新月との対応ということもあり、いわゆる陰暦の世界での月の観念の重さ、海潮の干満、女性の月経などという問題もあります。「望月」の語一つが一首の和歌の内に組み込まれる時、その語一つの内にも籠もった（あるいは籠められた）隠れた意味というものがあるに息づいていて、それか詠み手にも聞き手にも豊かに意識され了解されていた、と見るべきではないのでしょうか。そんなふうなことを考えてみると、日本和歌史・文学史における西行法師以外に、民俗・習俗などの世界をも背景に負うような、日本史・日本文化史における西行法師とその和歌作品…というイメージすらも浮かんでまいります。まあ、何事もそういうふうと考えてみることによって、いったいどのような日本中世文化像が立ち現れてくるのかということが、私自身の課題でもあります。中世日本文学研究における精密な和歌研究が、民俗学や考古学など他分野での研究成果と結び合わせられることによって違った光を発し、それがひいては中世史・文化史の考え方、歴史像の構成にとっても、とても大切な意義を担ってゆくのではないかと、そう感じているわけです。文化の裾野、ベースというもののへの関心を失いたくない

いのです。

回り道が少々過ぎましたけれども、本筋へ戻しましょう。胎盤＝胞衣を巡る問題です。

およそ生死の問題とか生命観の問題とか無常観のこととかについては、仏教史・仏教思想史の分野では随分たくさんの研究がなされてまいりました。しかしその場合、いくつものキィ・ポイントが残念なことにほったらかしになってきていたと思うのです。その一例が胎盤＝胞衣のことなのですが、これなどは考古学者の発掘成果とその研究によって何年も前に明らかにされていながら、考古学界での通念にとどまりがちで、いわば、原始から現代にまで至る間の、一貫した生命観というものを考えてゆく上では非常に貴重な素材であるというふうには考えてこなかった。むしろ、中世史家として同様です。誰もが無駄事などとは考えなかったでしょうが、胞衣の取り扱いのことを、連続する歴史事象の中に置き直して光を当て直す——という点では、いささかならず至らぬ面がありました。

母親の胎内から赤ちゃんが誕生する際に、——ここから先がむづかしいのですが、同時に「外へ出て来る」という言い方でよいのかどうか、例えば他に「排泄」などという言い方もあって馴染み易くはあるが、そんな漢語を安易に適用してしまうことでイメージが変わる怖れもありうる。どう言うたらいいいんでしょうか、適当な言葉がなかなか見つからない。まあ、ぐるぐる廻っていても仕様がなくて先に進みますが、母胎から「外へ出て来る」胎盤という物、とりわけ赤ちゃんを胎内で包み込み、羊水によって満たされながら、しかもヘソの緒に繋がる管で母親の与える生命力を栄養分とともに胎児が受け取り、胎内で成長している。その過程全体が胞衣によって包まれているんです。そしていざ出産となると、赤ちゃんを育ていたさまざまな物一切が——これを部品などと言いますとまるで機械めきですが——、必要不可欠であった役目をすべて終えて、^{あとざん}「後産」という形で出てしまう。イヌやネコなどの出産場面を御存じのかたもありましょいうがその胎盤などはオヤがきれいに「食べてしまう」。われわれヒトは、いったいどうするかというと、これをまた「捨てる」といいますと問題があるのですが、

今は仕方ありませんので、あえて「捨てる」と申しておきましょう。汚物として捨てているわけです。

この胎盤を昔の人はどのように取り扱っていたのでしょうか。先の考古学者の間では、木下忠氏の研究(注2)によって、かねてより注目されていました。つまり遺跡から発掘される土器の一種の甕に、胎衣を収めて埋めたと推察される甕があるというわけです。それを原始社会での話であって、後々の時代にまで影響はあるまいなどと考えるのは全く早計でして、実は、ごく新しい時期に至るまで、ヒトは同様の鄭重な取り扱いを以て胎衣を遇してきていたのです。そのことは、ときおり新聞でも報道されることがありまして、古い民家の増改築の際に、土間の土中から幾つものホウラクのような土器が発掘されたりしますが、これが、元をたざせば胎衣甕に類する物だということです。ちなみに『日本産育資料集成』(注3)という書物がございますが、その中に、北は東北諸県から南は鹿児島県に至るまで、胎衣の始末にかかわる民俗事例が列挙されていて、土間でもあれば、墓山のしかるべき場所・地点の土中でもある。野外での場合は、地方によっては野犬などの害を予防して深く掘るのがよいとされるとか、いや、あまり深い穴にすると載せ土の圧力で胎衣の力が衰弱して生児の成育に重大な支障が生ずるぞと憂慮されたりもします。いずれにせよ、こうした胎衣の鄭重な始末の仕方の背後には、胎衣というモノに強い「呪力」——こうとしか言いようはありませんが——を認め続けてきた歴史があります。

この長い歴史に一大転換点が訪れましたのは、大阪・京都方面では明治十年代の終りあたりから二十年代にかけて、また全国的には三十年代から四十年代の初頭くらいにかけまして、日本近代における衛生思想の普及、というよりはむしろ衛生政策の強制というべきでしょうが、それがはっきりと打ち出された段階でした。つまり、死者の骸の埋葬はどうすべきかと、墓地の一隅に胎衣埋葬専用のコーナーとして設営されてきていた胎衣墓えんぼぼなども不衛生ゆえ以後はいっさい焼却すべし、とか、いろいろと小むづかしい規定を設けて発令しております。(具体的な内容は、前述した木下氏の著書に付載)そしてこの辺りから、欧米風の近

代的、合理主義的な衛生観念の流布の中で、胎衣は単なる「汚物」に転落させられてしまい、今日に至ったのです。日本の近代化と胎衣とのかかわり一つを見ましても、まことに興味深い問題が潜んでおりますが、それはさておき、中世史の研究に限りますと、考古学者木下氏の初のご発言以来、中世史の分野で変わり者がこの胎衣の問題に注目し始めますまでには、十数年、二十年近くもの歳月が経過してしまっていたわけでございます。そしてさらに、中世史の分野で、この胎衣のことが、一般的に中世人の心性(メンタリティ)を考えてゆく上で、価値観を考えてゆく上で、ある種重要な決め手の一つであると明確に認識されるまでに、また十数年もかかるというテンポでございました。

ところが、それで事が終るかというところではなく、先程も申したように、日本の近代化と「死者」「生命」の見方・取り扱い方の変遷との関係で、きわめて現代的な課題をわれわれに突きつけております。

長い歴史の中で人々になれ親しまれてきた死者の弔い方、墓地の営み方の中に、両墓制というのがあります。弔う場所が二手に分かれまして、一つは死者の骸を土葬に付した場所さんまいちで、これはふつつ三昧地と呼んできています。もう一か所は、菩提寺に近接します墓地で、ここはふつつ参り墓(詣り墓)といいまして御盆とか死者の命日などにお参りする家々歴代の墓の林立する所です。この、土葬なんて申しますと、この時代に何を今更と、いぶかしく思われましようが、それはちょっと認識が甘いのです。一例を挙げますと、1988年段階に私が福井県、若狭地方の中心である小浜市の市域での現状として教わりましたところでも、まだ80%以上が土葬です、ということだった。公式の数字です。むろん法律では火葬が定められ、自治体としてもそれを奨励してきているが、「死体を火葬に付す、灰にしまうと、もう(タマシイが)戻れない」と固く信じて疑わない高齢者も多く、家族に遺言なされる場合も多くて、それを強制的にどうこうするわけにはとうていゆかない、とのことでした。もっとも、この数年の間にも世代交代は進んでおりましようから、土葬の比率は下がっていると推察されますけれども、

こんにちもなお、日本全国あっちでもこっちでも、死者たちが霊柩車で火葬場へと運ばれて、そして煙になっている、などと思ひこむと大変な錯誤でありまして、注視すべき現実、別の次元に展開し続けているのです。

余談ですが、およそこうした話は、近・現代史専攻の史家と雑談している時、しばしばズレを生じさせます。例えば旧来の村落共同体なんていう代物はとくに消滅しているという。いや、そうじゃないのではないかな。第一、身内の者の実家のある〇県S市の農村部においては選挙ともなるとそれはそれは大変な状況であって、そんなものは無くなってしまった…なんていえるのは、私ら都市生活者の生活感覚でしかない。

胞衣の始末に戻りますが、ほとんどの場合出産が産科のある病院で行われるようになっていて、赤ちゃんが誕生致しますとみんなの耳目はミドリゴに注がれ、胞衣のことなどなたも関心を寄せられない。母親も、やがて月日や担当医師名の記入されたラベルを付した小さな桐箱に入ったヘソの緒だけを受け取って退院する。胞衣などは一切、病院が責任をもって処理のルートに載せる。

ところが、近年、自宅出産、夫も妻の出産に立ち会おうという考え方の若い世代の人々により、胞衣を洗浄して夫婦で食し合うことも、稀には行われるようになっていきます。そのことを気色悪いというふうに見受け取ってそれで終るか、それとも別の角度から、何の偏見も排して、それを見直してみようとするのか、態度は大きく分かれましょう。そして今、こうして、胞衣に対する態度にも大きい分かれがあるんだなあ…などということを考えている私たちは、おのずと、掌の指の間から洩らして落してしまっている大事な問題、その一つをヒトとして、じっと見つめているといえましょう。これまでは、そのようなことには目もくれなかったのですから。

生命の誕生の場面から転じて、死の場面に移りますと、昔の人々は死後の世界の存在を信じていたようです。この世での人生、せいぜい五、六十年を過ごした後、あの世へと旅立つ、移ってゆく、転生・再生してゆくのである…と考える。それが、私にはとうていできな

い。前世があったといわれても、後生があるぞと説かれても、信じようがない。かといって、そのようなことを本気で信じている人を笑えない。要するに、双方の間で揺れている。だから、いわゆる臨死体験であるとか、神秘体験であるとかに関する書物も、多少の薄気味悪さ、うさん臭さを感じながら、けっこう興味をもって読んでしまし、前世の記憶者についての書物も読む。どうやら自分なりに何かを求めたり探ったりしているわけで、そのこともまた、私の内面では、中世人の心性の探究に密接に関連しているといえるようなのです。皆さんは、そのようなことについて、いきなり人から尋ねられたら、いったいどのようにお答えになるのでしょうか。私の場合、全く以て宗教的信仰心もなく、かと申して、いわゆる科学的歴史学の立場に立ちつくしてきたかということ、そんな足場など無くしてしまつて動揺しきり、足もとはガタガタだというのが本音のところで、それが今この時代の私自身なんです。

早い話が、当節、大変騒がれている教団関係者の談話をテレビで聴いていまして、一方でいらいらし、立腹もしながらですが、時に、ふと、「丸きりわからぬでもないなあ」という気分浸される瞬間もあるではありませんか。例えば、この現代という時代と人間との関係の捉え方であるとか、何故この現代という時代の社会から逃げ出したいと思うのかとか、また、死というものをどのように考えるのかとか、そういう色んな事になってきますと何ということはありません、ポイント、ポイント、それだけをずうっと独立したものとして拾って繋いで来れば、私自身がこの二十年、三十年の間に、漠然とながら、ある種不可解なる不安感とともに抱いてきている問題点と、どこかで、ピチッ、ピチッと先の尖った音立ててスパークするじやないですか。だから信ずるとか、正しいと思うとかいう所へはとてものことゆかないのですが、彼らが申し立てていることの端々、そのポイント、ポイントというものは、実は中世史家が私も含めて、やれ、これはこうなんだ、呪術性の強いものとして認識されていたんだ、死後の世界についてはこういうふう考えていたんであって、こりゃあ現代人のわれわれがすっかり

忘れてしまっている価値がここにもあるのであるなどと言っていることと、ドォーッとばかりに軋み音を立てながら、重層的に繋がっている部分が、僕は確実にあると思いますねえ。だから、僕は怖いんです。怖いと言うのは、僕だって迂闊なことを書いたりしてきたけれども、何か大きな目で見れば、現代のあのような問題（オウム真理教の問題）について、中世史家である自分が全く無責任で済ませるのかどうかと人から指摘されたら、「やっぱり、いらんことを言うたり書いたりしてきたのと違うでしょうか」とか、「本当に確実なことのみに、責任を以て言い続けて来たでしょうか、また、言おうとしているでしょうか」という話になりますと、なにかしら不安に閉ざされる。

あの世があると信ずればのことですが、中世の人々は、しばしば、よりよい世の中を求めて、この世から離脱しようと考えた…ということは言えそうであります。でも実際問題として、どれくらいの人がそのような図ったかは、知る術とてない。だいたい、わざわざ離脱を図らずとも、あいつぐ天災・飢饉・戦乱等々で、よく言われるように中世という時代、人々は常に死と背中合わせで、かろうじて生きていたわけです。村落共同体でみんなが助け合って生きていたと言いましても、早い話が、一日、一晩の内に大洪水で村ごと流されて無くなってしまうというようなことも、しょっちゅうという大げさでしようがしばしばあった話です。楠木正成という武将、庶民にはとっても温かな人だったということですが、戦乱の中で戦術戦略上必要となれば、たしか宇治川の方へ進出した際、そのあたりの村一つ焼き払ってしまっている。建造物を残すと敵軍の拠点になりますから、全部焼き払って見通しをよくする。その後焼け出された人に対して飯米の一つも配ったかという、そんな記録は何にもない。

一瞬が生死を分けたということでは、このたびの震災の被災地の方々の体験には胸衝かれるものが多々あります。一方、薬品名だけを耳目にただけでもゾッとする毒ガス事件があります。中世は死と背中合わせの時代であったなどと言ってみましても、実に、この時代においても私たちは死と背中合わせの時代を生きているのかとさえ感ぜられて、何も遠い時代のことで

はなく、わが身にも迫りうることとして、怖れを覚えさせられるのです。

三、「恥辱」の観念、「夢現」ということについて

お聴きになったことがあろうかと思いますが、中世にはフダラク渡りといって、水底にある観音のお浄土であるフダラク山へと生きながら赴く僧侶が、断続的ではあれ、後を絶ちませんでした。あつらえた屋形船に乗り込み、食料や灯明油を積み込んで、外から釘付けにしてもらって出られぬようにし、船出して行った僧侶の話も伝わっています。16世紀の後半、日本布教のためにヨーロッパからやって来ていたイエズス会宣教師たちの中にはこのフダラク渡りの場面に遭遇し、たくさんの人に見送られて、嬉々として「自殺」行に旅立つ人々の姿に仰天し、その驚きをつぶさに記録して本部に伝えていました。

あの世へと行かずとも、「この世」を離脱するという考え方は、幅広く存在していました。それが、「遁世^{とんせい}」、つまり、この俗世を逃れるということです。この話になりますと、鎌倉時代の初頭、源頼朝が富士山麓で催した有名な巻狩の際に遁世した武士の話が聞こえています。名を下河辺二郎行秀といい、頼朝の直命で狙った大鹿を射損じてしまい、同輩の武士が替わってそれを射とめた時、その狩場にて直ちに髻^{もとどり}を切って発心入道し、いずこへともなく姿を消して行きました。そしてその四十年後に、熊野の那智浦から釘付けの屋形船に乗り込んでフダラク渡りを遂げたのでした。

彼が狩場で髻を切ったといいますが、頭髪を頭頂で束ねている部分の紐を切ったということです。これを切りますと頭髪が乱髪の状態になり、通常ならざる状態、不名誉な状態になりまして、世捨て人の象徴になります。入道する人は、その後で、しかるべき僧を頼って剃髪してもらうというわけです。

この髻をあらわにする、人目に曝すということは、およそ髻を結う身分・地位の人々にとりましては、大変な恥でありました。それで、その部分が隠れているように各種の烏帽子^{えぼし}が用いられた。何故そうまでして隠したのかとなりますと、これは簡単ではないようで

すが、やはり考えられることの一つは、髪の毛というものについて人々が格別の観念を以て重要視していたことが挙げられるでしょう。髪には不思議な力、呪性が宿るとされて、しばしばこれを洗うことすら避けられたといえます。その力が殺がれる、薄まるというわけでしょうか。いわゆる「形見」としての遺髪という観念、認識のことも、重みをもって連想されるでしょう。しかし、頭髮にのみとどまる問題なのかどうかとなりますと、陰毛についてもやはり同様のことがあるようで、要するに人間の体毛というものについて、今の私どもが気づかり知らぬような深い所で、格別の認識があったらしいのです。

そのようなことも含めてあれこれ考えますと、そうすべしとされた身分立場の人は当然のこととして烏帽子をかぶる、その目的は何かというと髻の部分を目に曝さないということだ、人目にあらわになるとどうなるのかといえ、これを恥辱と見る。この日本人の恥の意識の問題になると、社会学とか社会心理学とかの領域でいろいろと研究がなされているとは思いますが、かつて読みました作田啓一氏の『恥の文化再考』（筑摩書房）という論集の印象は今も鮮やかなのですが、それら以外に、特に歴史学、中世史の分野でこの恥辱の問題が正面から問われるなどという、そういう試みはございませんでしたし、今日もありません。ただ、これは私が門外漢でもありますので軽々しく持ち上げますのは却って失敬かと思いますが、仏教思想史ですぐれた研究を出してこられた池見澄隆氏が最近「慚愧」の問題を論じだしてられるのが、今後とも注目されます。私の場合は、恥とか恥辱という語表現にもこだわりながら、氏のお考えに学んでまいりたい。つまり、日本中世の諸階層の人々は、一体何を恥としたか、これの実例検証ということです。ただ、多くは仏教説話の類を資料として行かねばなりませんので、しょせんは仏教イデオロギーをベースに置いて表現されている恥辱感ということにならざるを得ないのはもどかしいのですが、これは日本歴史学の新しい課題として、試みしてみるに値すると思っております。

さて、いただいた時間も残る所わずかとなりました。もともと、人前で話すことは苦手なほうでして、

同じことを繰り返してしまったり、無用の言辞を弄して時間を費やしてしまったり、一番大事に思っていたはずの事がらを話して忘れたりいたします。最後に持ってきましたこの、もう一つの問題点は「夢現」という、私たちに馴染みぶかい言葉で表現される事がらなのですが、実は、近年考え始めたばかりの問題で、十分な成果が挙げられるまでには、前途程遠しという感じです。それで本日は、ごく簡単に、ふだん考えてきていることを申し述べるにとどめたいと思います。

ここで、「夢現」という語にこだわらずに単に「夢」にのみ絞らせてもらいますが、この方面での名著の一つに、神話・古典学者の西郷信綱氏の『古代人の夢』（平凡社）がありまして、そこで説かれている要点を一つ挙げますと古代人は見た夢を固く信じた、ということになります。実例は枚挙にいとまありません。

これに対して、もし「中世人の夢」という主題を立て得ると致しますならば、そこでの要点はどのようになりましょうか。これは意外とむづかしく、中世人にあっては夢見た夢を信じた人もいたし同時に一笑に付した人もいた、というふうにならざるを得ないようです。もっとも、一口に中世といいますが長い時代ですので一概には申せませんが、かりに、長い中世を、南北朝時代を挟んで前後の時代に分けて、人々と夢見・夢判じなどとの関係を歴史的に考察しようとしたとしても、容易ではありません。といいますのは、文学研究、思想研究では成果が挙げられてきていても、歴史学では、ごく限られた方々による手堅い作業が試みられているほかは、まだ「夢」研究は進んでいないのです。その原因としましては、やはり、私ども日本歴史研究者の間では、「夢」などという他愛もない問題は真正面から取り組むには値しないのではないかという感じ方があるのでしょう。これなども、先に聞いていただいた、あの胞衣を重視しようとする考え方、それを、かつての中世の社会の人々の価値観や世界観・生命観などを考えて行く上での、大切な一つのキイとして設定してまいりましょうという考え方も、それから、人々が何を夢見たか、その夢に対して人々はどう対応しようとしていたのか、具体的にどう行動として表していたのかというようなことを重視してい

きませんかという考え方も、いずれも、戦後五十年の日本の、いわゆる科学的歴史学——それをあえてここで史的唯物論などという言い方で括りは致しませんが、科学的な方法で歴史を見ることを前提に置いてきた日本歴史学界では、これはもう問題にもならなかったし、歯牙にも掛けられはしなかったのです。それをもう一度引き出していきたくて考えています。

でもこれもまた、たいそうむづかしい話でありまして、第一、私たち自身、自分が夢見た「夢」について、本音のところどう感じ取ってきているのかということについて、自己の実体験として、きちっと整理してみる慣わしが身についていません。夢なんてまことに他愛もないものであって、一日もたたないうちに忘れてしまう。そして、「夢」という語じたいが、単なる比喩的表現の世界にのみ生き易く、例えば、「少年は夢を持たねばならない」というふうな、将来への希望・期待・願望といったレベルで捉えられるのです。しかしながら、中世なら中世の人々の生き方、死に方、生命観、それから日常の明け暮れにいろいろとぶつかっていた問題について、人々が何を夢見ていたか、また、その夢にいかばかりおののいたか、その夢にいかばかり励まされたか——。今の私たちは、一つのすばらしい夢を見ることによって、したたかに希望を胸にすることもあるでしょう。でも、そのすばらしい夢がみずからを励ましてくれているんだと悟っても、その夢そのものに特別な力、いわば夢の力とでもいうべき力を認めているわけではございません。古代・中世の人々は、夢に独自な力を認めていた。その背後には、神がいたり仏がいたり、はたまた、さまざまな悪霊や鬼や魍魎魍魎などの存在が想定されていたと思いますが、明け方、まどろんでいるうちにふと見た夢が、吉夢であるのか、それとも逆に凶夢・悪夢であるのかによって、その人の一日の生活における深層心理は大きく左右されていたのではなかろうかと、私は想像します。その体験が、その日一日のみにとどまらず、二日、三日、四日と繋がったり、あるいは日常の現実社会において自分がとるべき行動について、その行動をあえてとるべきか、それとも逆に差し控えるべきかという、重大な分岐点での判断にも、深く影響したように

思われます。夢見というものをあまりばかにしないで、古記録・古文書・説話文学等々の中に告げられる話題に素直に向き合いたいのです。

まあ、取りとめもないことではありますが、こんなことをあれこれと考えてまいりますと、中世社会における歴史的な変革であるとか、あるいは、日常の生産活動面での新工夫であるとか、反省であるとか、更にはまた、もっと「心」の問題に引き寄せていうならばある特定の人に対する愛、もしくは憎悪の問題であるとかいった事柄までも含めて、当時の人々が夢というものをどのようなものとして考えていたか……などというのは、しょせん掴み切れる話ではないとしましても、そのようなことでも「歴史学」の問題、宿題として、軽視せずに大事につき合って行こうとする柔らかな姿勢が、これからの「歴史学」をしなやかで強い学問へと育て上げて行くのではないのでしょうか。そして、「心理学」を基礎としながら人間の心と時代の本質とに取り組もうとなさる方々とも、意味深い対話のきっかけが生まれるのではあるまいかと、そのように私には思えるのです。

本日このような機会を与えていただきましたことに対して重ねて御礼を申しますとともに、皆様方がさまざまな危険に満ちたこの時代、この社会にあって、カウンセリングのお仕事も含めていっそうご活躍下さいますことをお願い申し上げまして、私のつたない話を閉じさせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

注1 「中世人の心」(小著『的と胞衣』所収、平凡社、1988年)。

注2 木下忠著『埋甕——古代の出産習俗』(雄山閣、1981年)。

注3 恩賜財団母子愛育会編、第一法規出版、1975年。

《付記》当日話した内容をもととして、言い足りない所を加筆したり、冗長、不要の部分の整理したり致しました。ご了承下さい。(横井)

分科会Ⅰ <同和>教育の社会臨床像

八木 晃介 (花園大学)

(1) 分科会設定の問題意識

第3回日本社会臨床学会総会 (花園大学) の第1分科会「<同和>教育の社会臨床像」を組織し司会しての印象を簡単に報告する。

私がこのような分科会を企画したのは、学会誌『社会臨床雑誌』第1巻第1号 (1993年4月) に「社会臨床学からみた部落解放理論」を執筆したことと関連している。この拙文において私は、社会臨床学のイメージを部落解放運動の理論的総括をつうじて私なりに同定することをめざしたつもりであったが、結果からみれば、やはり失敗作だったという反省があり、その後私は同誌に同種の論文を執筆することもなく、また、見たところ、私の議論に積極的な反応があったわけでもなく、なにか不完全燃焼の煮え切らぬ思いが蓄積していたところ、たまたま学会総会の実行委員長を引き受けることになり、いわばその延長において分科会設定の特権ないし義務が発生したために、私としてはどうしても議論の蒸し返しをしてみたかったし、また、できることならば私の問題意識や関心角度と大きくは乖離矛盾していない (と思われる) 人々の意見を聞いてみたいと考えたのであった。この分科会企画の成否については後に詳述するが、まず最初に結論的な感想のみを記すとすれば、今回もやはり「なかば成功、なかば失敗」というところであったであろうか。

ともあれ、社臨においてこのようなテーマの分科会を設定したのは初めてであり、社臨イメージの豊穡化にそれなりの貢献をはたしたことは事実だと思う。しかし、現実には、学会成員の参加は、その量においても質においても決定的に問題含みであり、参加者数とその発言数は大部分、自由参加のビジターに負っていた。もちろん、このことは学会成員の問題であるとい

うよりは、部落問題や部落解放運動それ自体の停滞性に起因しているというべきであろうが、私としては、だからこそ学会成員の積極参加とその新鮮な発想や発言を期待していたのであり、その点では少々残念な思いを積み残してしまった。

ところで、この分科会の発題者は柴谷篤弘さん (前京都精華大学・生物学)、山下恒男さん (茨城大学・教育心理学)、藤田敬一さん (岐阜大学・教育学) および灘本昌久さん (京都産業大学・日本近代史) の4人であった。いずれも部落問題について常に刺激的な発言を続けてこられた論客ばかりである。この4人の方に発題をお願いしたのは私自身だが、今になって人選を考えてみると、まことにもって一長一短であったと言わざるをえない。つまり、收拾不能の喧嘩的争論状態になって司会者・私が立ち往生してしまうというような局面にならなかった点では助かったが、4人 (あるいは私を含めた5人) がそれぞれおおむね問題意識を共通にしていたものだから、議論の煮詰め方がやや甘くなってしまったきらいがある点でマイナスだったのではないかというわけである。

私は討議に先立って、こうした分科会を設定することになった経緯と目論見についてごく簡単に次のように提起した。

いわゆる「同和」教育はおよそ30年ほどの歴史をもつが、この間の変貌を端的に一般化すれば、「今日も机にあの子がいない」という状況から「今日も机にあの子がいる (なぜだ?)」という一言に集約できるだろう。いうなれば、「同和」教育の歴史は部落解放運動の歴史の忠実な追随者であった。この点を別の言葉で一般化するならば同和对策審議会答申 (1965年, 以下、同対審) 路線の具現化を教育闘争も突っ走ってきたわけであり、そこには要するに低位性補償

による格差是正路線が貫徹していたのであった。その結果、低位性が一定補償され、格差がかなり是正された現状の問題点が問われることになってきたのである。被差別部落の子どもたちは70年代を通じて公教育への全面参入をはたしてきたのだが、しかし彼らが義務教育修了資格を獲得した時点で、その資格は良好な雇用機会獲得の資格としての意味を喪失しており、すでにして世の中はあげて高学歴社会を形成し果てていたのである。そこから運動は「せめて高校、できれば大学」という新たな獲得目標を設定したのだが、そこでの学力観が切実に問われることはあまりなかったのではないだろうか。

アメリカにおける補償教育（部落解放教育においては促進指導と呼ばれることが多かった）は、低学力をマジョリティ文化からの欠損としてとらえ、だからこそ欠損の埋め合わせ（格差是正）を獲得目標として設定したのだが、しかし、そうした意味での補償＝格差是正とは、結局のところ、マジョリティ文化への同調（場合によっては過剰同調）を意味するものでしかなかったのである。同調をめざした支配的な公教育システムとは、まさにアンドレ・ゴルツが喝破したように「既存の差別に文化的な基礎を付与するもの」でしかないにもかかわらず。

繰り返しになるが、「同和」教育の思想的な系譜はまさに部落解放運動のそれに重なりといつてよい。いわば「同対審路線」であって、それは戦後部落解放運動の路線の総体を具現するものであったということもできる。同対審答申の骨子は次のような文言に見てとることができるだろう。いわく、「同和地区住民に就職と教育の機会均等を補償し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより、生活の安定と地位の向上をはかることが問題解決の中心課題」である――。この問題関心は70年代をつうじて、あるいは遅くとも80年代前半までにほぼ達成されたといえることができるであろう。教育の側面においてはすでに見たように、教育の機会均等は一定保障されたのみならず、被差別部落総体の高学歴化も徐々に進んでいったとみてよい。

しかし、そうした保障の獲得によって生じた事態

は、いってみれば被差別部落民の近代的市民としての一般化であり、またそのことによる被差別者としての反射的な自我形成の困難性という問題であり、それは今日ふたたび明白になりつつある被差別者における「身元隠し戦術」の普遍化の過程でもあった。それは、いうまでもなく水平社宣言路線にみられる被差別的自我への拘泥と「誇り戦術」への違反のプロセスでもあったにちがいない。水平社創立宣言における「吾々がエタであることを誇りうる時がきたのだ」等々の言説はいかなれば異質性の強調をとまなう開き直り戦術であり、この路線は、被差別部落民の近代的市民としての一般的解消を拒否して少数者として自立するという方向性を内包するものであったのである。

最近の被差別部落の青年層に見られる意識傾向は「卑下も誇示もしないで、しかも部落民であることを隠さない」という点に特徴があるように思われる。一方、部落外の青年層は①「気にしない、相手の出身を知っても関係はなにも変わらない」という発想法が多数派を占め、一部②「羨ましい、多数者にはできない経験ができるから」という発想が加わる。部落青年層は「卑下も誇示もしない、身元も隠さない」と言いつつ、しかし、私自身が実施した意識調査によっても明らかのように、そのアイデンティティ（部落民意識）は非常に浮遊しているといわざるをえない。このことは、高学歴・安定就労の獲得層における高い部落脱出率にも見てとれるだろう。

こうした一般的な動向を下敷きにして、教育に再度注目してみると、いくつかの問題点がみえてくる。たとえば部落出身者に対しては、「部落民意識」をもって差別に負けず差別と闘う主体を形成するための教育という側面と、格差を是正して一般社会に紛れ込む形で参入するための教育という側面の矛盾関係が表面化してくるであろう。他方、部落外に対しては、相変わらずの規範注入型の三タ主義教育（タテマエ・タテジワ・タニンゴト）の横行という問題が指摘されるであろう。

以上のような問題関心から、討議されるべきは次のような論点となるだろうと私は予測した。

まず第一は、いわゆる「同和」教育の目的構造とは

何であるのかという問題である。繰り返しになるが、部落出身者に対しては、一般的近代的市民への解消を称揚するのか、それとも少数者としての自立を称揚するのか、という立問が是非とも必要になるだろう。また、部落外に対しては規範注入の既成路線の踏襲でことたれりとするのか、それともそれを超える何かの達成をはかるのかが再度深刻に問われる必要があるだろう。つまり、総じて教育の目的が「適応か、変革か」、そのいずれを目指すのかという問題である。

第二は、一般的な学校の現状をみることなしに「同和」教育のみについて語りうるか否か、という問題である。差別是認型教育と反差別教育を同居させる二枚舌教育をなおも続けるのかどうか、である。

第三は、もっとも原則的な問題、すなわち「誰が、何から」解放されるべきなのかの確認作業が改めて必要ではないか。

第四は、差別を人間関係の本質的な局面として捉え返す時期にきているのではないか、という問題である。

(2) 無知と差別は無関係、では教育は？

以上のように私は私の問題関心を提起し、そこから分科会の討議を始めた。なにしろ昼食をはさんで延々五時間にわたる議論だったから、ここでそれを詳細に再現することはできない。ここでは、私の問題関心を刺激した議論の一部だけを紹介するととどめたい。

すでに述べたように、同対審答申では、部落問題解決の展望を「停滞的過剰人口」の解消に求め、そのために教育と就職の機会均等の保障に行政の力点をおくべきことを主張していた。この同対審路線をほぼ忠実にあゆんできたといつてよい部落解放運動は、教育の側面においてそのことを「部落解放は教育に始まり、教育に終わる」といいならわし、同和教育に結集する教職員もほぼ全面的にこの路線を支持してきたといつてよい。

藤田敬一さんは「部落解放は教育に始まり教育に終わる」というスローガンに学校教育・社会教育がどのように応えてきたかと問題をたて、そうした教育機会

がおおむね①偏見は無知にもとづく②誤った知識と正しい知識を弁別すること——といった論点に集中してきたのではないかと問題点を整理した。偏見や差別意識が「無知」に基づくものであるとするならば、その無知を「有知」に変えればよく、また「正しい知識」なるものをマニュアル化して教育過程に組み入れればよいということになる。このプラグマティックな「善意」が、教育現場をまことに味気ないものにしてしまったのではないか、というわけである。

教育現場で言われている「正しい知識」とは、すでに周知のように、たとえば①近世政治起源説、②悲惨貧困史観、③道徳的規範注入——といった路線として一般化されてきたものである。こうした教科書的な「正しい知識」なるものが、少なくとも学問のレベルにおいてはほとんど破産していることはいまでもないが、問題は単にそうした学問的破産という局面だけにあるのではなく、教育空間がもつべき豊かな想像力や新たな方法論の開発を阻害してきたのではあるまいか。このように「正しい知識」自体が破産している中で、たとえば学校教育や社会教育のステージでは「君は部落民と結婚できるか？」といった設問が行われ、そのことによって部落問題を自分の問題にすることができるといような発想があるが、藤田さんはそれを「幻想だ」と断言し、むしろそのように作られた緊張のもとで進められる同和教育とは何であるのかの総点検こそが必要ではないか、と述べた。

実際、部落問題にかかわる「正しい知識」などは今のところ何もないのである。早い話が我々は過不足なく「部落民」なる概念を定義することもできないのが現状なのではないか。あえていえば、人々によって「部落民」と呼ばれる人が部落民なのであり、あるいは人々によって部落差別を受ける人が部落民なのだといふように、その概念自体が社会的な定義過程の産物だと考える以外に考えようがないというのが現状なのである。あるいは、かつて偏見・差別意識は差別的実態の反映であるというマルクス主義の原理論が自明視されてきたが、しかし、「同和」対策事業等によって実態（差別を生み出す物質的土台）が消滅しても差別意識（部落に対するマイナス・イメージ）そのものに

はさしたる変化もないといった事実が一方には存在する。まずは、我々は「正しい知識」を現時点において持ち合わせていないという事実を認めるところから再出発をはかる以外にないのではないかと藤田さんの強調点は十分に吟味しなければならない課題であるだろう。

柴谷篤弘さんも、部落問題に関して「正しい知識」がありうるという従来の共通理解が破産していることを指摘したうえで、さらに差別と無知とは相対的に無関係であると指摘した。たとえば、HIVについて、医者とはHIVの何であるかを熟知しながら、しかし差別するという現実、あるいはハンセン病(ライ)についても医者はやはり熟知しているにもかかわらず、積極的消極的に差別システムに加担しているといった現実、明白に差別と無知との無関係性を証明しているというわけである。柴谷さんの論点は「まず差別があるのであって、無知であるかどうかは無関係である」というところに集約された。そして「日常生活世界における知識は差別からの解放にはつながらない」とも強調していた。

(3) 本質的な枠組みとしての差別

そうして柴谷さんは「自己のアイデンティティのために行うのが差別である」という竹田青嗣さんの論点を取りあげ、「差別は人間にとって本質的な存在である」と最近の私などの想念に重なる論点を強く提出したのだった。差別は人間の日常的なアイデンティティ管理の一側面である、という私や柴谷さんの観点到灘本昌久さんも「差別は人間にとって永遠の課題である」という発言によって同意していた。また、先の論点についても「無知や誤った知識の是正という啓蒙主義を放棄しよう」とも呼びかけていた。

この点については、分科会後の全体会の討論において篠原隆治さん(和光大学)からも言及があったように、まことに重要なところだと言わざるをえない。人間は自己の自我管理のために差別という枠組みを選びとるというところを本質的にもっており、まさに自我存在こそが問題理解のポイントなのであり、してみれば

自我(管理)の問題性の切開こそが再度行われる必要がある。この点においてこそ、心理学畑の成員が多い社会臨床学会において、差別問題を軸にしながら、私のような社会学畑の人間も発言することができるというものであり、いささか手前ミソ的ではあるが、今後の社臨のひとつの重要なテーマを見いだすことができたのではないかと考えている。

それはともかく、実際、我々はこれまでの人権教育舞台において、「差別をなくす」ことを最終獲得目標として設定してきたのだが、現実には差別のなくなった未来の状態を展望することに力をそそぎ、「いま・ここ」の我々の現実を見つめることにいささか手を抜いてきた感じがしないでもない。マルクスが『哲学の貧困』において「我々にとって共産主義とは、招来せられるべき状態でもなければ、現実が指向すべき理想でもない。我々にとって、それは、現状を廃絶しようとする運動である」と指摘したところに、我々もまた立ち返る必要があるだろう。解放は「状態」ではなく「過程」そのものの中にあるのだという相互確認もこの際絶対に必要であるだろう。換言すれば、差別をなくすことを夢見るのではなく、もしかすれば差別はなくなるとは思えないけれども、しかし現にそれがある以上、それと真っ正面から取り組んでいくという方向性をこそ展望すべきなのではないだろうか。

このあたりの議論は本来もう少し突き詰めて丁寧に煮詰める必要があったが、すでに述べたように、論者間の問題意識がかなり接近していたために、いわばア・プリオリともいうべき共通性が前面に出てしまい、やや細かさに欠けた恨みがあると司会者・私は反省している。実際、分科会後の全体会の討論において、大阪の解放教育の実践に大いに刺激を受けて自らの実践を深めているという兵庫県の高校教師から「従来の同和教育実践の全面批判にちかい分科会討論の内容で総括されたのでは、我々の立つ瀬がない」との悲鳴にちかい批判意見がでていたことも事実であったことは報告しておかねばなるまい。また、この点については第一分科会への感想文を寄せて下さった岸衛さん(反差別国際連帯解放研究所滋賀事務局長・滋賀県立膳所高校)からも指摘があった。

いずれにしても、差別と無知・有知とが相対的に無関係であり、差別は人間存在あるいは人間の関係世界にとって本質的かつ永遠の課題的枠組みであるという、この認識は重要であると考えた。したがって、繰り返しになるが、「差別をなくす」というスローガンが道徳的要請としては意味をもつとしても、現実には自己のアイデンティティ管理の方法として人は差別の枠組みに依拠するのである以上、規範的に差別を禁止しても意味はないのであり、むしろ我々としては我々にとって本質的な関係枠組みとしてできあがっている差別なるものと真摯に真っ正面から対峙しつづけ、かなわぬまでもそれと闘いつづける以外にないのである。

山下恒男さんは自らの大学での教育実践の内容を紹介した。学生たちは「差別していないが差別意識はある」といったり、「差別意識はないけれども現実には差別しているかもしれない」となどという、社会学者 R. K. マートンの理念型のような意見をレポートに書くのだという事例をだし、結局、学生たちは差別問題に出会ってはず、差別問題に対する自らのポジションもないと感じているようだと言った。茨城の地にあつては差別問題をめぐる利害対立集団が制度的に生み出されず、差別する側と差別される側との対応関係も成立していないという。やはり制度化された「同和」教育世界で空洞化された言説がとびかうばかりであり、では、そのような「同和」教育の否定的止揚のあとに一般的な人権教育がくるということでもいいのかどうか——、山下さんの問題提起はまことにそれ自体でまた重要であった。

実際、山下さんの学内での経験は決して特殊茨城の状況を示すものではなく、かなり普遍的であるように思われる。例えば、学内の職員研修の講師をするにしても、同和教育のカリキュラムを担当するにしても、学内の意識はいつてみれば「山下、お前がやれ、お前なら問題を起こしそにないから」といったところに集約されるのだという。改めて「なぜやるのか」と問うても「国民的課題だから」という返答以外には返ってくるものがない。「国民」が「国家」とニアリ (nearly, ほとんど—編集者注) イコールであるような

この国の状況の中で、「国民」概念で括られてしまうことに大いにひっかかってしまう山下さんの感覚は、たぶん、分科会会場にいた「同和」教育関係者全体の共通感覚だったのではあるまいか。

また、「同和」教育が破産しているから、一般的な人権教育に置き換えようとする時には、しばしば何もしないことが含意されているという問題もあるにはある。かつて「部」抜き「差」抜きの「同和」教育と批判されたような問題は確かにあるのだが、しかしだからといって、「部」入り「差」入りの同和教育であったとしても現状のようなものであるならば実は何程のこともないのである。要するに、単に「同和」教育が破産しているので人権教育を、という問題の立て方だけではダメなのだ。

柴谷さんは「人権」というものを再度捉えかえすべきだとの観点から、人権を right to be different として定位しようと提案した。つまり、異なっていることの権利を「人権」と呼ぼうというわけである。それは、いつてみれば duty to be same (同じであることの義務) の反対概念でもある。すべての解放運動はやはり社会を変える運動なのであつて、この社会を変革する行為を duty to be same (すなわち「同和」) といった概念でとらえているようではどうしようもない、という発想である。柴谷さんは例によって、「ともかくも<同和>という概念それ自体を廃棄しよう」と熱烈に呼びかけていた。

問題点の批判的総括についてはかなりのところまで議論できたと思われるが、それでは今後どうすればいいのか、という点については、予想どおりはかばかしい展望を共有できるところまでには到らなかった。要するに、何もかもが現時点においては明確ではないのだが、しかし、少なくとも、公然と「同和」教育の問題点や、そのような「同和」教育の現状をもたらしてきた部落解放運動について被差別部落の内外から大きな声をあげて相互に討論できる時代状況になってきたこと自体、それなりに意味のあることであつたということではできよう。藤田さんも言及されたように、かつては差別問題を議論する時、①部落外の人間に部落差別の痛みは分らない、②部落民にとって不

利益な問題はいっさい差別である — といった具合に言及者の資格と基準がまず前提的に問題にされたために、言及者はしばしば「ふるえ、ひるみ、だまった」(藤田さん)。いまでは、こうした歪んだ関係性はかなり改善され、部落問題の理解と解決にとって有利な条件になってきつつあるといえるだろう。柴谷さんはさらに一步突っ込んで、「部落解放運動それ自体をも理論的検討の俎上にのせるべき時」と発言していた。

こうした議論の展開を踏まえて、藤田さんは、部落内部落外の両側からの人間関係の関係モードの組み替えを提案した。このような発想は藤田さんの問題作「＜同和はこわい＞考」以来のものだが、今回の提起は私に新鮮なものを感じさせた。たとえば社会啓発にしたところで、従来、その成否は内容ではなくその動員数によって測定されることが多かった。つまり、目的に照らしていえばまったく無意味な評価軸が君臨していたことになる。藤田さんは「そのような大きな網をうつ発想ではなく、部落の内外をとわず、それぞれの呪縛から解放されたい個人と個人の出会いの場を作るところから出発しなすことによって、何か新しい関係の構図が見えてくるはず」と表現した。この論点は私のそれと共通しており、分科会後の全体会でもまとめの言葉として引用したものであった。

(4) おわりに

これまでの部落解放教育運動と、それにかかわる理論的な営為がはたして「解放」という冠詞をつけうる程度に時代の支配的な価値観・文化に対抗的な批判主体を形成するにあずかって力を発揮してきたかどうか、むしろ、支配的な価値観・文化への補完的な役割を果たしてきたのではないか —、この分科会では本質的にはそこに焦点をしばらくこんだつもりだった。

しかし、我々がいまある地平は、すでにあつたものが今はなく、これからあるものも今まだない、そのような地平である。スタティックな解放モデルなど存在するわけもなく、我々の一人ひとりが今生きてある地平を各自の方法論にしたがって切り開いていく以外に道はないのである。ここでどうしても原点的に重視し

たいと思うのは、やはり、あの水平社宣言の言説であろう。

水平社宣言には「吾々がエタであることを誇りうる時がきたのだ」との叫びが含まれていた、というより、その叫びがああ宣言の本質であった。その場合の誇りの根拠とは何であったのだろうか。それを同じ宣言の次のような文言に見てとることができるだろう。すなわち、「吾々がこの血を享けて人間が神に変わろうとする時代にあつたのだ」 —。人間が神になりかわれるわけもない自明性を逆転したこの自己同定の意味をこそ我々はあらためて考察すべきだろう。神は福音(良い報せ)を伝える存在であり、部落民衆もまた福音(つまり、人間は哀れむべき存在ではなく尊敬すべき存在だということの確認)を伝える主体なのだ。そこに解放の主体としての栄光性が担保されているという次第である。この宣言文には Black is beautiful. や、Gay is the way. にも似た自己肯定の想念が含まれている。それは言ってみれば「開き直り」の心的位相であり、そのような位相において自らの自我管理を果たそうとした初期水平社の人々の思想的な視座にこそ、我々がいま学ぶべき問題意識が照らしだされているのではあるまいか。もちろん、こうした文化的な視点を現在の時点にあつても無限定に適用できるわけではない。実際、当の被差別部落の人々自身のアイデンティティそれ自体が大いに揺れ動いている現実もある。しかし、それにもかかわらず、あらためて「解放」とは何を意味するのかを考える時、同化(同和)か自立か、適応か変革か、の二者択一の局面に立たざるをえないのではないだろうか。

我々は、藤田さんが指摘されたように、人と人との新しい出会いの場の創出という地平から出直す必要があるだろう。現在の学校「同和」教育、社会「同和」教育における制度的セッティングではなく、絶えず自由を求める自由な人々の集まりの場としての教育空間を構想する必要がある。そこでは一切の権威・権力関係を媒介させない人間関係が切り結ばれ、他者を手段にも目的にもしない真に人間的なかわりが可能であるような関係論が機能している、そんな場でなければならない。もちろん、これは現時点においては文字ど

おりの画餅でしかないのだが、その画餅をほんの少々でも物質化していこうとする熱意にあふれた実践が展開される時、その実践の過程において「解放」の何であるかが参加者一人ひとりに多少とも実感されるに違いない。すでに私自身、不十分ながら、大学の人権教育において、さらにはいくつかの社会「同和」教育場面において、そのような実践を手さぐりしながら開始している。こうした実践は、おそらく各地で孤立的に進められているはずであり、私としては今後、杜臨の場などにおいて、そのような意味での経験交流を深めていきたいと願っている。

今回の分科会はその最初の第一歩であったとして位

置づけたいし、そのような位置づけのもとにおいては一定の成功をかちとれたように思う。しかし、分科会で行われたような議論は、まことにマイナーな議論であって、なお多くの人々の理解を獲得してはいない。我々はそれを事実として認めつつも、多数派の人々自身が自らの教育実践に満足していない事実を突き出しながら、議論の場を広め深めていきたいと願っている。社会臨床学会においても差別問題部会のようなものを常設して、このような議論の場を日常的に準備してもらえるならば、私はまことに幸いなことだと考えている。

分科会Ⅱ 学校の現在 —「障害児」問題と「不登校児」問題のはざまから—

浜田寿美男 (花園大学)

1. はじめに

学校をめぐる子どもたちの状況に焦点を合わせ、素朴に「いま子どもたちにとって〈学校〉とは何であるのか」を問おうとして企画したのがこの分科会である。最初から意識したものではなかったが、結果的には第2回総会の企画(第1分科会)を引き継ぐものとなった。

いま子どもたちにとって〈学校〉は、選ぶことのできない一種の宿命として存在する。しかし、それでいてそこは子どもたちが自分たちの思いをかける生活の場所にはなりえていない。学校はいま、そういう非常に矛盾した奇妙な状態に陥っている。大半の子どもたちは、その矛盾をどうにかやりすごしてはいる。しかし、それをやりすごすことができない子どもたちもまた確実にいる。いま不登校の小中学生や中途退学の高校生が膨大な数に及んでいることもけっして理由のないことではない。しかし一方で、その奇妙な矛盾状態にある学校にあえて生活の場を求めざるをえない「障害児」たちもいる。何しろ学校こそはほとんどの子どもたちが集まる場所なのである。そこに生活の場を求めるのでなければ他の一体どこにそれを求められるというのだろうか。

今日学校をめぐる深刻に問われている問題については、そうそう容易に答えを求められるものではない。とりあえずは現状の認識を深めるところからしか何事もはじまらない。司会者としても、まずは様々の学校現場からの現状報告と分析を率直に聞き取りたいという思いで、本分科会に臨んだ。

2. 問題提起

(1) 宮崎隆太郎さん

宮崎さんは、ながく枚方市(大阪)の小学校で言葉の教室を通して数多くの「障害」児と関わってこられた。学校批判、教師批判がかまびすしい中で、それでもこの学校の中でやらないで何ができるのかと、宮崎さんは強く主張される。

宮崎さんの主張された点は二つある。一つは「障害児」たちの日常をどう考えていくのかという点である。「障害児」については、とにかく学校に行き、勉強はともかくとしてもそこで仲間関係がうまくできさえすればと考えがちな点がある。しかし、そこにはとにかくごまかしがつきまとう。

たとえば集団登校などで一般には高学年になれば誰でもが班長や副班長になるのに、「障害」を持っている子の場合、暗黙裏にそこからはずされたりする。ほとんどボタン化した役割なのだから、できないはずはないし、たとえ十分にできないことがあっても、それを周囲が支えさえすればよいはずである。しかも本人はそういうところで結構やりたがっている。にもかかわらず、周囲はそっとはずして、やむをえないような顔をする。

それに仲間関係が大事だと言いつつ、学校ではやはり勉強の部分が重視されているという現実から妙に目をつむっているところがありはしないか。学校の時間の多くが授業に当てられている現実があるとすれば、そこでこそ「障害児」としっかりつきあっていくことを真剣に考えていくべきではないのか。それはもちろん、彼らの能力部分に着目して発達のための学習・訓練に励めという意味ではない。同じ授業の場をともにするための工夫をこそ考えてしかなるべきだということである。

宮崎さんの二つ目の提言は、弱さを認めあう関係を

どう作るかという点であった。「障害児」にかぎらず子どもたちの個性は多様で、なかには非常に感受性の強く、状況に折り合うことがひどく苦手な子もいる。そうした弱さを教師や仲間がどう認め合うかが問題である。普通学級が息苦しくて言葉の教室に来ていたある子どもは、言葉の教室から普通学級に移るさい、宿題はいや、補習もいや、給食は食べない、プールも入らない、しんどいときはいつでも休むという5つの条件を出した。他の子どもたちからすると勝手な条件に見えるが、君たちだって中学校に行ったらしんどくなったら自分なりの条件を出していけばいいのだからと話して納得してもらったという。誰にも、人にはなかなかわかってもらえない弱さがある。その弱さを教師も子どもも互いに認め合うところから、ともに学ぶということが現実化していくのではないかな。

(2) 谷奥克己さん

谷奥さんは東大阪市の教育研究所で20数年間にわたって教育相談の仕事をしてきた。かつては「障害児」の相談が多かったが、その後療育センターや家庭児童相談室のシステム整備にともなって、現在では「障害児」の相談はほとんどなくなり、8割がたが不登校の相談になっているという。

大阪では20年ほどまえに「障害児」の保育所入所運動がさかに行われ、保育所入所がかなりの程度すすんできたし、それに連動して就学時検診による「障害児」選別を排してきた。しかしなお重度の子どもたちは保育所・普通学校から排除されている現実が残されている。そればかりか以前に比べて後退してきている側面もある。かつてはダブルカウントと言って、養護学級と普通学級の両方に籍をおくことで実質的に普通学級に全時間いることが保証されていたのだが、このシステムが9年前の小学校1年生から廃止されていき、現在では小・中あわせて完全になくなってしまった。そこで養護学級在籍の「障害児」たちは、そこに在籍している以上せめて1時間でも養護学級に行っていきたいとの強力な指導が入るようになり、普通学級1本で通すことのできる人が少なくなっている。その傾向は教科担任制の中学校でますます強い。

「障害児」の統合教育を人権教育の大事な柱とするスローガンは立てても、現実には学校システムが変わらないままでは、ただ「障害児」を普通学校という器に入れているだけだと言わざるを得ない。実際、中学校3年生の出口の部分では、結局「障害児」たちだけが集まる作業所にしか進路が開かれていない。またそのことに学校の教師の多くは問題意識を感じていない。

不登校の問題にしても同じことが言える。学校は一方で解放教育や人権教育をうたいながら、他方では制服を強要し校則で子どもたちを縛っている。一人一人の違いを認めるとのスローガンを立てながら、それを本気でやろうという気持ちが見えない。そんななかで子どもたちの感性が潰されているのではないかな。

どのようなお題目を立てても、現実には「障害児」生徒を切り捨て、不登校生徒をただ「適応」させようとするだけの学校では何にもならない。「普通」学級という空間は一体何のためにあるのかを、あらためて考え直すときが来ているのではないかなというのが、谷奥さんの主張であった。

(3) 山田潤さん

大阪の今宮工業高校定時制で教師をやりながら、「学校に行かない子と親の会」を組織されてきた山田さんは、特に不登校に焦点を合わせて話された。

「不登校は誰にでも起こりうる」ということがよく言われるようになり、文部省でさえこれを公言するようになっているが、山田さんはこれを文字どおりに受け取ってほしいと言われる。というのも、感受性の豊かな子どもが不登校になりやすいとか、あるいは勉強についていけない子どもが弱くていじめられがちな子どもが不登校になりやすいとか、そういった言い方がいまだによくされるからである。実際には、そんな個人的な特性の問題ではなく、ほんとうに誰でもがなりうる。たとえば教室でひどいいじめがあつて、自分がいじめられているからではなく、むしろそれを止められない自分に我慢できない、そんな教室の空気に耐えられないということで学校に行かなくなる子どももいる。

不登校は誰にでも起こりうる」と声高に言われるよう

になったが、実際のところはやはり学校へは行くべきだとの意識が、人々のあいだに強固にある。だからこそ不登校を出さないための対策や手立てがいろいろ提唱されたりする。大阪では行政が「不登校ゼロ」運動を展開しようとしているが、そのことによって子供も親も追い詰められ、孤立させられる現状がある。「学校に行かない子と親の会 (大阪)」ではこれまで行政に積極的にものを言ってこなかった。むしろ学校にも行政にも「ほっといてほしい」というのが本音である。

世間でいろいろ学校批判があるが、その背後には「学校は本来こうあらねばならない」という論がある。そしてこの「あるべき論」のうしろには「学校は本来よい場所だ」との前提がある。しかしもはや「国民皆学」の学校教育時代は終わったのではないか。といって、もちろんいま学校に行っている子どもたちを批判するつもりはない。誰にでもあてはめる「あるべき論」はなく、一人一人の生きていく現象にしっかり目をすえて、学校を相対化することこそが大事ではないか。いま親たちは「よりよい学校」という発想を捨てて、学校とは別のところでの生きる場づくりをはじめようとしている。

(4) 岡村達雄さん

関西大学で教育学の研究をされている岡村さんからは、これまでの3人のお話を集約したかたちでの発題がなされた。

かつて「障害児」たちは普通学校から排除されてきたが、1970年代から学校での共生・共育を求める運動が起こり、その後今日にいたるまで国際障害者年や子どもの権利条約批准の運動などと連動しつつ、一定の成果をおさめてきた。それは言わば「学校への自由」と名づけてよい。そこでイメージされていた学校は一つの「共生の空間」であった。そして現にそうした学校のイメージにこだわったかたちで、宮崎さんたちを始め、多くの方々の実践があったわけだし、またいろいろな人たちがその違いを抱えながら共に生きていくという社会意識が広まってきたことも間違いない。しかしこの「共生の空間」としての学校を求める運動がはじまった頃には十分に意識されていなかった

が、1980年以降、学校の息苦しさから逃れようとする子どもたちが大量に出てくるなかで、「強制的空間」としての学校のイメージが強く出てくることになった。そこでは学校に必ずしも行かなくともよいという、言わば「学校からの自由」が求められ、やがてはそれが一つの社会意識として認められるようになってきた。それは価値多様化のなかでの学校神話の崩壊でもある。

学校への自由、学校からの自由というこの見かけ上まったく相対立する考え方のせめぎあいのなかに、学校の現在が象徴されていると言える。そこで問題になるのは、やはり学校とは何なのか、学校はなぜ存在するのかということである。もちろん山田さんも言うように学校に見切りをつけるという立場もあるが、そうして学校を批判、否定しても、なお学校が存続し、大半の子どもたちがそこに通い、そこで私たちが彼らと関わり続けていくという現実にかわりはない。世代から世代へと文化を伝えていくシステムとして、学校というものはあった。ただ、これまでは生きた文化が学校という画一的なフィルターを通してパターン化されてきたのが現実であった。とすれば、別のかたちの文化継承をイメージするあらたな想像力が求められているのではないか。

京都ではいま君が代訴訟が高裁で大詰めを迎えているが、日の丸・君が代の強制が、実は人々を服従させる手立てとして機能している。ダグラス・スミスさんの話によれば、日本人はとかく思想と行動を区別しがちで、頭でおかしいと分かっているでも行動に移さないことが多いというのが、その通りである。日の丸・君が代の強制問題で個々の教師・生徒はおかしいと思っただけでも、集団の全体からはみ出すのが恐くて、それに表向きは反発しないでおく。そのことで、結果的にこれが服従の手立てとして生きてしまう。いじめ問題でも同様に、それを目の当たりにしておかしいと思い、イヤだと思っても、傍観して、行動に出ない。こうしたところをふまえながら、問題のありかをもっと明らかにすることが必要ではないか。

ことは日本の文化、日本人の心性にもおよぶ問題で、容易ではないが、ゆっくり詰めて考えていく以外

になさそうである。

3. 討論

「学校への自由」と「学校からの自由」、また「共生の空間」としての学校と「強制の空間」としての学校という対比が、岡村さんから出されて、まさに学校とは何かこそが問われなければならないという問題提起がなされたのだが、これは私たち本分科会企画者の企画意図でもあった。しかし、それはもちろんリジッドな二者択一の問題ではない。

発題ではどちらかという、学校を相対化し、学校に見切りをつけることに力点を置かれていた山田さんも、現に定時制高校で教師を続けているとおり、学校を全面否定しようなどと思っているわけではない。山田さんは、「学校にくらい行ったらよ」というある学生の言葉に、一種の共感を覚えるという。つまり学校なんてのはそれくらいのものなのだから、自分のリズムやペースを崩さない範囲で利用すればよい。そのとき宮崎さんの報告された生徒のように、自分の側から学校に条件を付けられればいい。ただし、もちろん自分のリズムやペースを崩してまでがんばるようなところではないというのである。

従来から学校を論じるとき、国家とか社会構造といった大状況からこれを見ていくということが一般的だったが、実際にはそうした論じ方からは抜け落ちてしまうことがあまりに多い。たとえば偏差値教育にしても親も教師もこれをいろいろ批判してきたが、実のところ文部省がこれを本気で廃止しようとしたときあわてたのは当の親であり、教師であった。偏差値を出したとして、その偏差値の低い学校を選ぶ自由も当然ながらあるのに、結局、子どもも親も、そして教師もできるかぎり偏差値の高い学校を選ぼうとする。そうした人々の心性のあり方こそが問題なのだと、山田さんは主張される。子どもが不登校になっていったん落ち込んでも、世の中からはみ出したことに開き直ってみれば、結構それはそれで明るくやっていけることに気づくもの。教師の側でも、そうした開き直りの上に立てば、いまの学校のなかでもやれることはずいぶん

とあるものだ、と同じく山田さんは言われる。

宮崎さんも、教師がいまの学校でやれることがいろいろあることは認めているが、山田さんのように学校に距離をおいた見方はできないと言う。それは小学校に勤める自分と、高校に勤める山田さんとの違いかもしれないが、小学校の不登校児のばあい多くは学校を見限ることが難しく、学校に行けないことへの負い目を引きずっている。そういう子どもたちに対して「学校がすべてではないよ」などという言い方はできるものではない。宮崎さん自身は、そんななかでやはりいまのこの学校にこだわり、教師自身が自分たちの日常の営みを捉え直し、自前で子どもたちとの関わりを考えていくよう仕掛けていくことが必要ではないかと言う。たとえば教師たちはしきりと子どもたちにむけて「がんばれ」から「負けるな」といった励まし方をしてしまう。それによってしんどい思いを強いられる子どもたちがいっぱいいるにもかかわらず、である。そうした見直し、関わりの捉え直しを、まず小学校からはじめ、それをさらに中学校へ押し上げていくということもできるのではないか、とも言う。学校へのこだわり方には違いはあるが、大状況を論じるよりむしろ身近な小状況にしっかり付き合うことの必要を主張した点で、山田さんも宮崎さんも同じである。

ただ「障害児」たちが公教育からしめ出されているという現実に対して、不登校を軸にした議論がどう絡んでくるかは、もうひとつはっきりしない。実際のところ、「障害児」にとっては学校以外にオルタナティブがないと谷奥さんは言う。そもそも国、行政は「障害児」を公教育のなかに組み入れる必要性をまったく感じていない。だからこそ校外に特殊教育学校を設置し、そこに「障害児」たちを囲い込もうとしてきた。そんななかで公の、そして他のすべての子どもたちの生きている場に「障害児」を引き戻そうということを、私たちはやってきたのである。他にオルタナティブのない「障害児」にとっては、学校は見限ったりやり過ごしたりする場ではないのである。と言っても、「障害児」が普通学級に入ることで学校が変わる、というほど簡単なものではないことは、すでにこれまでの十数年で実証済みである。そうした信仰にすぎること

とはもはやできない。現実には小・中の9年を普通学校、普通学級ですごしたものの、それでどうだったのだと言われて、これと答えられる事例はけっして多くない。この点は統合教育の立場に立つ人間として率直に認め、真剣に考えねばならないところではなかろうか。

4. 事後の感想

岡村さんから提示されたく学校への自由 vs 学校からの自由>という対比図式を枕にして、発題者それぞれの意見、主張を聞き、またフロアからの感想や質問を聞きながら、司会者である私自身、どうにも整理しきれない苛立ちを禁じえなかった。しかしそれは発題者および参加者自身の不明のせいというより、むしろこのいまの学校状況そのものの錯綜、混迷の現れと見たほうがよさそうである。ただ、そこから確実に見えてくることもある。

不登校は文字通り誰にも起こりうる。そんな状況のなかであえて学校にこだわることはない。そうして学校を見限る子どもがいてもよいし、適当にやり過ごす子どもがいてもよい。大事なことは、そうした子どもたちの現象にしっかり付き合うことだろう。大状況からの分析やただのスローガンにすがっても仕方がないことである。それは何も学校に通う子どもたちに限ったことではない。学校や会社に勤める私たち自身が何のためにそうしているのかを見失ってしまっていることがあるし、ときにそこから抜けたいと思うこともある。無反省に（あるいは強迫的に）はまりこんできたこの世の中からフッと抜けることで（たとえば思考の

世界においてであれ）、案外に世の中が開けて見えることもある。学校からの自由である不登校には、時代の転機兆しがあると言ってよいのかもしれない。

「障害」もまた、不登校とは少し違った意味で世の中のあり方を照らし出す。いまの「普通」学校に「障害児」を入れるだけで学校が変わるなどということ、を、私自身、最初から信じはしなかったけれども、疑われることのなかった学校観に波紋を起こす一石にはなる、いやなっけほしいとは思ってきた。その思いはいまもかわりはしない。しかし、現実の学校の厳しさに対面して、あらためてその現実の分析の必要を感じている。保育所・幼稚園→小学校→中学校→高校という順で、「障害児」の統合・共生がどんどん難しくなり、矛盾が噴出する。学校への自由と言いながら、実のところそこに言う学校の内実は「～への自由」に値するものだ、とはして言えるかどうか。と言って、そこで「～への自由」に値する「あるべき学校」を論じても空しい。ただ、「障害児」を含む一人ひとりの子どもたちと教師たちが出会う個々の場に、既製の学校観を突き抜ける何かを求めることができはしないか。もちろん教師が既存の個体能力発達の観念に囚えられているかぎりには、「障害児」を教育・訓練の対象としか見られないであろう。しかし逆に、この「障害」に照らし返したとき、そこに学校の場の何たるかが見える。また私たちの生きているこの世の中が見えるということは、やはりあるのではなかろうか。

今回、この分科会を企画し、その混迷にあらためて付き合うことで、私は問題の在処をいま少し掘り下げてみたい気持ちになっている。

分科会Ⅲ 福祉の現在 ―地域と施設のはざまから―

大谷 強 (川崎医療福祉大学)

1. 当初の意図

第3分科会の当初の企画を司会の私はつぎのように呼びかけていた。90年代に入って障害者も要介護の高齢者もさまざまな社会的サービスを利用して在宅生活を営む原則がうたわれ、地域福祉サービスを充実させる政策が政府でも市町村でも強調されだした。しかし、施設は80年代以上により多く建設され、なお、新しい施設を求める声は多く、施設は地域福祉の時代でも重要な役割を果たすことが期待されている。施設の人材や設備を地域社会での自立支援のサービス提供に回せばいいという意見はほとんど表面化していない。

行政によって措置された施設内で生活しなくてはならない障害者の実態は改善されただろうか。個室化も部屋の面積の拡大もわずかに進んだし、食事時間もふつうの生活リズムに近くなり、バイキングや選択できるメニューなども取り入れられてきた。しかし、障害者からの意見や希望はぜいたくだと切り捨てられ、施設内でのプライバシーの侵害や職員による人権無視の対応も続いている。管理された生活から自前で選択して決定して営む生活への転換が行われたとはいえない。病院に長期に入院を強制されて、より多くの面で生活といえないほどの拘束や管理をされている障害者もまだ多くいる。

他方で、在宅生活をしている障害者は自分の気持ちや希望をもって新しい生き方にチャレンジでき、自分の力量や個性を発揮できているだろうか。自前の暮らしを送っているだろうか。

現在の福祉がもっている実態を施設と地域の両方の関係で明らかにしていきたいという問題意識であった。在宅生活をしている障害者、障害者施設職員、在宅支援サービス職員、障害者の思いに直面している

ジャーナリストなどに話の糸口をつくってもらって、多様な角度から現状を見ていきたいと思っていた。

2. 阪神・淡路大震災に遭遇して思い返す

しかし、1月17日に発生した阪神・淡路大震災によって、分科会の運営を大きくかえようと思った。参加者の多くが関西の地域で生活しているとともに、さまざまな形で震災にあった障害者などと深いかわりをもっており、震災での切実な出来事を無視して一般論を語ることは無理だと判断したためである。障害者や高齢者についていえば、地震が起きたあとの対応で、これまでの行政は「地域生活の重視」を唱えてきていたが、それは掛け声だけであった。障害者や高齢者の地域での安全な生活を保障しているはずの土台はお寒いばかりであって、むしろ災害をきっかけに施設に入所させる方向しか考えられていなかったことがはっきりしたのではないかな。

こうした問いかけに対して、障害児の早期発見・施設での訓練について「大津方式」で有名な滋賀県の大津市で障害を持ちつつ、施設に入らず地域生活をしている門脇謙治さんは、施設に入所させられるのを拒否して、地域で働いて生活をつくることを続けてきた。今回の震災以後、阪神地区でつながりがあった障害者の作業所に、障害者自身も焚き出しなど救援活動をしてきたと語る。また地元、滋賀県でもこのほど「福祉のまちづくり条例」が施行されたし、従来から滋賀県は「福祉の先進的役割をになってきた」といわれてきた。しかし、いざそんなに遠くない地域で災害が起きても、行政は救援もろくろくできなかった。自分たちの地域で災害が発生したら、どうなのか、このことをこれから自分たちも突いていきたいと、話した。

また、震災があった今こそ、障害者が施設からで地域で暮らしていることを外に話していこうと語り合っている。障害者は最低のことでいいのだという社会の固定観念を打ち破って本物の生活を作っていくことで応えたい、と今後の方向を示した。

施設職員の加藤光二さんは、災害時に、スペースのある施設に地域の人が避難場所としても来なかった実態から話しはじめた。それくらい、地域から離れてしまっているのが施設である。地域福祉というスローガンだけでは地域から認められていない関係は変わっていない。

地域から見えない施設のなかで入所者への人権侵害が行われてきた。入所者への暴言や管理が続けられてきている。それがおかしいと声をあげた職員に解雇や配置転換の処分などが理事会から乱発されている。施設のなかで使われるノーマライゼーションも言葉の上だけで、根底としては変わっていない。

地域の福祉サービスを担っている松浦武男さんは、地震のあと、昨年建設されたばかりの立派な建物の養護学校に支援に入った。避難所で障害者の介護をする仕事であったが、実際には避難所には障害者はほとんどいなかった。緊急時だから施設に入所させられる障害者が多く見られた。緊急時では仕方ないとしても、住宅の修理や在宅で暮らしていける条件をどうするかといった疑問には答えが返ってこないまま、施設への入所だけが進められた。しかも、避難所では個々のニーズに応じた対応はできず、避難所にいる全員に一律、画一の支援しか実施されなくて、障害者が避難所に入りにくいシステムになっていた。難病の人も薬を取りに行きにくい実態があった。しかし、地震のときにこうした困難な実態が明るみにでたが、この状態が落ちつくにしたがって問題が沈黙していくのではないのか。日常そのものが危機的状況にあることが、今回出ただけである。

施設の状況は20年前から変わっていない。むしろ障害者の親が施設を求める声はむしろ強くなっている。最近ではヘルパー派遣も施設に委託される場合が増えているが、施設職員の意識のまま地域にでているのであり、施設が地域に開放されるのではなくて、地

域が施設に取り込まれている。そこではサービスの内容は問われなくて、利用者にたいする暴言なども地域に広がっていく恐れがある。今後、施設が地域福祉のさまざまなサービスを全部実施して地域を管理してしまう。やはり施設は廃止すべきであるという理念を降ろしてはいけなと語った。

河野秀忠さんは、分科会が同じ意見の人ばかりを集めており、反対の人の意見が聞けない、これでは議論は深まらなと前置きして語り始めた。障害者の候補者の選挙運動をしたときに経験したエピソードを紹介した。街頭宣伝車が止まる場所を作る手伝いをしてくれた障害者の親である市民が、いつもは肩身の狭い思いをしてきているが、選挙のときくらい声を出してほしいと支援してくれた。地域というけれど、地域は施設よりも良い状態になっているとはいえない。むしろ、地域は施設にはない、生活に直接に結びついている差別があることに気がついた。

地震のときは、自分もほとんどの障害者も、とにかく怖かったという実感がもっとも大きかった。避難所は狭いので、赤ちゃんが泣くとお母さんはその口にくたをして、校庭に出なくてはならなかったという切ない話が多くあった。しかし、それ以上に多動性の知的障害者は避難所ではうるさいと言われて、その場所に居られない。施設に緊急に送られたり、親戚のもとに身を寄せなくてはならなくなっている。つまり、震災は地域を壊してしまっている。

施設の差別は「給料を貰っている差別」であり、「無給の差別」である地域の差別とはちがう。施設の差別はシステムとして自動的に動くのであり、これと闘うにはかなりのエネルギーが必要である。地域の差別は運動によって変えようと思えば変えていける。「地域を問う」といったとき「われわれが地域でなにができるのか」と自分を問うことであると言い切る。

3. 施設の改革がなぜ進まないか

被災した神戸の養護学校の教員は教え子の安否確認がなかなかできなくて困ったことを発言した。河野さんからは、地域の障害者のネットワークで情報を集め

て安否の確認をしていった経験が話された。また、今回の災害で一つ、確認できたことは障害者だからといって救済を放置された例はなかった。障害のあるなしに関係なく、だれでも救い出されたことに救いを見いだしていると発言があった。

施設の職員からの質問は、施設をなくしたあとはどうしたらいいのか質問がでた。これにたいして松浦さんは、このような枠組みで議論していても具体的に見えてこないと応えた。職員数は施設のほうが圧倒的に多いように見えるが、施設でも夜勤は50人定員で職員は2、3人であり、入所者全員がすべて介護を必要としているわけではない。相当数の入所者は自分でできる条件をもっている。そうした人たちは住居が保障され、昼間の介護がある程度ととのっていれば、地域に出ていけるはずである。施設から出ていきたいという個人になにが必要なのかと具体的にやっていけば相当数の人が出られるようになっていくと思うと発言があった。

河野さんからも「親が死んだあとにどうするのか」と聞かれても、「それは知らない」としか答えようがない。障害者が自分の生活をしようとするれば施設がじゃまになるというだけであって、施設を解体することを目的にしているのでもないし、施設の受け皿を作るために運動をやっているわけではない。そのなかから施設がもっている矛盾が明らかになるが、それは障害者が作ったものではない。親が施設のシステムを作ったのであり、今、親自身がどういう生活を作っていくのかを自分で論議することではないか。

川崎市で療育の仕事をしている人は、施設が地域に開かれていて職員が閉鎖的でなくて人権も認める仕事をすれば、施設でもいいではないかと言いつけてきたと意見を述べた。施設がすべて悪いのではなく、いい施設があってもいい、と。しかし、それにたいして、枚方市の住民からやはり施設は施設であって、どのようにいい施設であっても障害者にとって、決まった範囲で選べるにすぎず、魅力的ではないと反論がされた。

門脇さんからも、障害者自身から夢のようないい施設を作ってくれと言った覚えはない。養護学校に働い

ている職員でも、自分の職場を無くせとは言わない。なくせと言っているのは障害者であって、自分たちとつき合いのある養護学校の教員でも、そう言う嫌な顔をされる。

加藤さんも、たしかに1回、施設のシステムができるとそのように動いてしまうことは事実である、しかし、施設職員としてどう動いていいのか分からないのが現状であると発言があった。

また別の施設職員からは、障害者も地域に出られたいと思うが、やはり受け皿がないことが気にかかる。施設職員として一生懸命にやっている自分もいるし、職員として徐々にしか変わっていけない。だから、基盤を固めて少しずつやっていくことが大切ではないかと語られた。

しかし、河野さんから、改革を試みた職員が結局は施設を辞めて、外からしか、かかわれなくなっている歴史があることの指摘があった。それを考えると、同じ施設にいるのなら職員には給料が支払われているが、障害者にも同じ給料を支払ってほしい。それが成り立たないのであれば、それは健全者職員が障害者を管理している構造であることを示していると思うと発言があった。

障害者がいなければ施設職員は成り立たない。それにもかかわらず、職員は障害者のためにしてやっている、職員がいなければ障害者は生活できないという感覚があるという障害者からの発言もあった。

施設の職員からは、親が施設を作ったと言いたいけれど、親に面と向かってそうは言えない悩みが語られた。

精神病院で働き始めた人は、職員が患者の弱点を知ることができて、それをうまく使うことによって仕事をしているように見える関係がある。やはり施設は職員のために出来ているのであって、やさしいアプローチであったとしても、この関係は変わらないと思うとの声もあった。

広島で社会福祉の仕事をしている人からは、すべての生活を施設でしなくてはいけない人はあまりいないのではないかと。食事の部分だけとか、その人にとって必要な部分だけを施設で対応すればいいとは思えられ

ないかとの質問もあった。

4. 地域福祉でどれだけ人間関係が広がるか

東京の研究者からは、地域でどういう展望をつくっていくのか。グループホームや作業所も障害者には特別なケアが必要だという見えざる施設を引きずっているのではないか。特別な関係に閉じこもってしまう、特別な人扱いをしてしまう危険性が出された。

作業所職員からは、障害児の親が限定された職員との付き合いしかさせない限界がある。もっと人間の付き合いを広げたいのに、との意見もあった。

地域福祉の動きのなかで高齢者の介護にかかわって、地域の情報システムが整備されてきており、個々人の情報が早期発見の管理システムに組み込まれている危険性が広がっている。施設と同じように、供給側の都合で作られてきているのではないか。それに反発して公的制度は使いにくいという利用者の意識に乗って、行政はむしろシルバーサービスやボランティアに頼ろうとしているのではないかとの分析もあった。

はたして公的な制度で障害者が地域で生きていく支援ができるのか。いまの公的介護保障でヘルパーの感覚が現状のままであれば、かえって障害者の暮らしは窮屈になるのではないか。介護は障害者当事者の指示にしたがう仕事であって、その当事者性がない公的制度のシステムには問題があるのではないかとの障害者の意見もあった。

それに対しては、もっと多くの選択肢とサービス量のなかで本人が選べるようになり、介護する人ももっと社会的な評価をえるような人が多く存在すれば、解決できるはずである。貧しい選択肢のなかで、それ以外に方法がないと固定した狭い範囲のなかでやり繰りしようとするから、出口が見えないのだという反論もあった。

5. 福祉自体が問いなおされる時に

以上、おおざっぱに、しかも恣意的に分科会の議論を紹介してきた。以下は司会をした私の意見である。

今回の分科会では、施設か地域かと福祉の範囲で対比するところに前半の力点が集まった。しかし、そこで政策論はなじまないことがわかった。個々の障害者やその人たちの思いや夢にかかわった住民が、自分たちはなにを求めているのか、そのためにはなにが出来るのか、どこで生きていき、なにを変えようとしているのか。それぞれ自分が自分に問いかける。自分でやれることを進めていく。その積み上げの結果として、政策が変わることもあろう。ただ、議論は施設の解体か施設職員によるよりよい施設への改良かといったかなり前からの堂々めぐりに終わりそうであった。それだけに、そうした議論の枠組みを打ち破る意味で、障害者自身が施設を望んで作らせたのではないという発言は、十分に噛みしめてみる価値があると思った。

政府の政策も施設を建設して入所させる福祉から地域での福祉システムに重点がうつりだしている。障害者にとっては地域で生活していくためには、与えられた枠のなかでの福祉サービスでは十分ではない。利用者が自分で選んで自由に思うよう行動することを本当に望んでいるのであれば、支援のための選択肢は多種多様に用意されている必要がある。とくに障害者はそれぞれの状態がいろいろと違っている。それぞれの人の身体の状態や生活の内容に合うように微調整をおこなうためにも、できるかぎり応用が効く幅広く柔軟なサービスが重要であるとともに、より多彩なきめ細かいメニューが提供されることが大切である。障害が個性といえるためにも、個性を発揮できるように支援活動も個性的・個別的な要素を多く含むだろう。この判断は実際に障害を持っていない人だけでは分からない。障害をもっている人たちが現実利用を試みてみて、具合がいいか使いにくいのか、はっきりする。

とともに、どのように良いメニューがあっても、サービスの提供される絶対量が少なくては、いつでも思いついたときに利用できない。より張り合いのある生活をおくろうという希望や期待感から、サービスの活用を思いついたとしても、その時に提供されなくて、効果も薄い。順番を待たなくてはならないのであれば、その間に、そうした期待感は薄れてしまうこともありうる。せっかくのサービスを準備したのに利用

率が低いという声を行政やその他の施設の職員から聞くことがあるが、思い立ったときにすぐに、利用できる制約条件があるために、利用を控えてしまう場合も多くある。

利用者が選択して決めることが基本であると宣言されても、少ないサービス量のままでは、選ぶ余地がないのと同じである。そのなかから選ばなくてはならないとすれば、それは事実上、一つの方向に押し込められることである。計画づくりで数値目標を立てることの意義は、提供される量の制限によって自分の選択を変えなくてはならない社会から、自分が決めた行動ができる社会にしていけることでもある。

今の社会のなかで行動するうえでは、障害者は現在の社会に馴染んでいる人以上により多彩でより多くのサービス量を必要とする。「健常者にもそういったサービスはしていないのに」とか「健常者でも順番を待っているのだから」とかいった言い訳は、現在の社会で障害者がなぜ「障害」をもっているかを認識していない。今の社会の作られ方自体が健常者を前提しているのである。障害者計画の策定に障害者が参画することの意義は、具体的なサービスの選択肢と量、それに質について自分たちの意見を主張することを通して、行動の制約を生み出す構造をその社会がもっていることが明らかになることにある。

福祉施設の問題性が明らかにされたとともに、地域福祉というのがそれもじつは、職員の価値観や仕事の質において、施設の労働と同じ問題をもっていることも指摘された。あえて専門家といわなくても有給の職員が業務として実施しているから、当事者の希望や意思に沿わないようなサービスになっているのではないかとの意見もあった。施設や病院が地域福祉の機能を付加されたり、あたらしい分野として積極的に乗り出している例も増えている。地域に施設の関係を広げただけではないかとの危機感も語られた。ここでは、福祉という概念自体がすでに現実の障害者や高齢者の生活支援にそぐわなくなっていることが明確になってきていると思う。新しい関係を示す用語が求められる。

しかし、それはともかくとして障害者が安定して地域社会で暮らしていくためには、個人が超人的に努力

しなくてはいけないような社会はおかしい。その意味では障害者を含む市民のだれもが、自分の求めている支援のサービスをいつでも十分に活用できるように、システムの確立が必要になる。しかし、システムは障害者やその他の市民の行動を縛りつける危険性もある。その危険性をより強く感じるか、むしろ、現在においてはシステム化のほうに意義を見いだすかで議論の力点は異なる。それを解決するには、とりあえず障害者自身がシステムづくりに携わることであろう。

そのことは、障害者のための対策にすぎなかったこれまでの福祉政策を、障害者も含む市民のまちづくりに変えていくことであろう。政策の企画から決定、実施までの過程に参画する運動であらう。政策策定に参画するうえでは、基本原理や理念について政府や自治体と抽象的に言葉のうえでは一致しているように見えても、そこに横たわっている奥深い溝や闇を明るみに引き出すことが重要である。阪神淡路大震災で明らかになったように、健常者の非日常は障害者にとっての日常であった。また、政策に盛り込む具体的なサービスや事業については一致していて、後はたんに量や質の違いをめぐる議論のように見えても、その背後に潜んでいる価値観の相違があり、それを誰にとっても明確になるように整理する運動過程でもある。障害者を排除してきた現代社会の生き方や人と人の関係を律する価値観にたいして、障害者が身をもって訴えてきた生き方や人と人のつながりの価値観をぶつけることであろう。対抗的参加である。そうしたぶつかり合いが一つの計画や政策のなかにどのように盛り込まれるか、それはそのときどきの力関係や市民意識などの環境による。

しかし、ある時期に一拳に障害者の価値観にもとづく政策のすべてが実現しなくても、とりあえずはこれまでの健常者を中心にして障害者を排除してきた社会のあり方や生き方にたいして、別の生き方や考え方、暮らししかたがあることを示すことに意義がある。現在の社会に安住している住民や法制度を揺り動かして、つぎの段階への動きが始まる。その揺れのなかから、わずかずつではあっても障害者にとって譲れないサービスや社会の仕組みが実現できる。それをきっかけに

して、つぎの段階にまで揺れや裂け目を広げていく。障害者の価値観に共鳴したり、ともに生きていく楽しさを実感する住民が育っていく。その人たちの支持を背景にしながら、より大きな、より幅の広い生活の有り様を実現していく。こうした段階的な政策の提案や企画、具体化、点検・再評価などが周りの住民や行政

を変えていく。

徹底的に個々人の思いにこだわることも重要であるが、こうした「福祉」の枠をこえたところで、社会のあり方をどう構想するかという次元で議論をする時に来ているのではないか。

日本社会臨床学会第3回総会 (1995年4月22～23日) 報告

分科会Ⅳ 事例の報道・発表・研究を考える

佐々木 賢 (日本心理センター)

第4分科会では約20人が集い、小沢牧子、青木純一、野本三吉、浅野健一の4人の報告を受けて話し合った。小沢は「臨床的研究の角度から」と題して、日本臨床心理学会 (以下、日臨心) 以来の経過を報告し、現状の問題点を指摘、青木は「事例研究という物語」と題し、養護学校における事例研究の実態とその背景を語り、野本は「共に状況を切り開くための方法論としての事例研究」と題して、小学校教師と児童相談所時代の体験をもとに、問題解決の方法論を提示。「人権と報道・連絡会」の世話人である浅野は新聞記者としての体験をふまえマスコミ報道における人権と匿名の関係を論じた。以下はその要約である。

I. 小沢報告

このテーマは日臨心時代から、ほぼ10年に渡ってとりくまれ、社会臨床学会に引き継がれた。今回の小沢の発題は、その足跡をふり返りながら、「事例研究」の問題性を示すことを主眼としている。

「事例研究」への全面的な問いを総会テーマとして日臨心の総会が持たれたのは1984年のことであった。その基調提起は次のようである。「私達は、テストする、治療をする、など、“する～される”関係の差別性、関係固定性に気づき、これをこわし“共に生きる”関係を創り出そうとした。人と人との一回性に出会いをそのままに大切にしながらその関係を点検しようとするときに、新たに“事例研究”の問題につきあたる。差別的“事例研究”の轍を踏まず、新たな関係を引き受けていくための視点と課題を示したい…」

この主旨のもとに次の2つのシンポジウムと3つの分科会がもたれた。

①裁判事例の中の「少年」たち—「みどりちゃん殺人事件」から考える。——ここでは犯人とされた「有

罪のA少年像」が警察や学校や裁判所等によって作り上げられる一方で、これに対置する「無罪の像」を主張する人びとの、A少年を支援する闘いを軸とした報告がなされた。ここで報告者たちは、A少年の冤罪を晴らそうとするとりくみを、強制され余儀なくされた「事例研究」でもあると名づけている。

②事例・業績を問う—東山論文「盗作」問題を巡って。——臨床心理学という専門分野の中心に「事例研究」という方法が位置しているがゆえに、専門家は業績づくりのために「される側」を事例化、論文化することに熱心である。この構図の中で、東山敏久助教授による、自分の“弟子”の事例研究盗作事件が起き、裁判となった。量産される「事例研究」と臨床心理学会における「業績」の関係が、裁判原告の報告を中心として討論された。

③親・本人にとって、事例研究会・ケース会議とは何か。——ここでは、臨床現場で日常おこなわれているこの種の会議に、不思議にも本人や家族が登場しないおかしさについて論じあわれた。仕事を進める側の論理の先行、本人側への了解なしの資料発表、会議が選別と管理の役割しか果たさなくなっていくことの問題性などが取り上げられた。

④人間を描くこと—こどもたちの「いじめ」をめぐって。——横浜市でおきた「浮浪者」連続殺傷事件を取材した報告を中心に、「取材すること～出会うこと」「研究すること～つき合うこと」といった矛盾・緊張が論じあわれた。これは「事例の報道」の問題と重なるテーマである。

⑤「疾病」観を超える実践をもとめて—日本心理臨床学会の事例研究を批判しつつ。——「される側」に病名等のラベルを貼ることと、その人を事例化することは深いかわりがある。ラベル貼りの行為によっ

て、刻印を押す側は、一方的な納得をし、押される側を「病人＝修理されるべきモノ」の位置に押しこめる。このような形で事例研究を成立させている「疾病」観をどうのりこえていくかが語りあわれた。

この第20回総会以降、「事例研究」にかかわるいくつかの論文が書かれ、総会での分科会もひき続き持たれたが、次第に学会の中で「よい事例研究を」という考え方と、「事例研究そのものを問題視する」という立場の対立がはっきりしてきた。その対立は後者の立場にあった私たちが、臨床心理士の国家資格問題を契機として社会臨床学会を作ったことと、根底につながりを持っている。

1992年に社会臨床学会が発足したが、その第2回総会に、私達は事例研究批判のテーマを持続し、「事例にすること・されること」という分科会を持った。そこでは歯科衛生士の徳見康子さんが、職務からくる頸肩腕障害で横浜市総合リハビリテーションセンターに入所し、そこでさまざまな「評価・判定」を一方的にされ、「事例」化されて「専門家」による虚像が作られ、きめつけられていくことへの怒りを語った。徳見さんはリハビリ中に負った障害について、リハビリセンターに対しての責任追求裁判を起こし、闘っている最中である。

「事例研究」についての批判的とりくみを重ねてきて、明らかにされた諸問題は、以下のようなものである。①当事者本人の不在。専門家本位。②「解釈・判定」等の一方性。③守秘義務という名のもとの密室性、情報（カルテ等）の非公開。（これは「する側」を護る装置である）。④「資格・専門性」を保障するための業績づくりとしての事例研究。⑤対象者の弱者性、非対等性に立脚していること。⑥記録・資料の無断公開。

このようにとらえてきてなお、私たちにとって「語り、語られる関係」は、どのような形で成立するのか？という問題は残りつづけている。それはさまざまな仕事の場における人と人との出会いとかかわりの中に、緊張的に存在しているテーマである。

事例研究とは辞書に「対象のもっている問題を解決する方法」と書いてある。しかし対象のもっている問題ではなく、教師のもっている問題を、事例研究という方法を使って解決することにはかならないと思う。そこで養護学校での事例研究を1) 形式、2) 背景、3) 物語の三つの部分に分けて報告したい。

1) 形式。これにはカルテ式とドキュメント式の二つがある。カルテ式とは、「成育歴」「障害名」「諸テスト」「事態把握」「指導目標」「指導経過」といった要素や項目に分けて報告されるものを指す。「事態把握」といっても、さらに細かく「食事」「排泄」「着脱」等々と項目が立てられる。だが、食事といってもニコニコしながらなのか、むっつりしながら食べているのかの状態はわからないし、またどのように細かく分析しても、子どもの全体像は浮かび上がってこない。

そこでドキュメント式が登場する。対象となる子どもについて、日常生活の流れにそって、人間関係などを中心に、これまた細かく叙述するのである。たとえば、「O君は給食の野菜が大好きで、『いただきます』をすると野菜から食べ始めます。逆にイモ類はあまり好きではないようで、なかなか手をつけようとはしません」といったように。これはカルテ式より温かみがあり、全体像が浮かび上がってくる。

だが、カルテ式にせよドキュメント式にせよ共通点がある。それは子どもを「知る」ための方法であるという点だ。なぜ知りたいのか。それは「教えたい」からであり、こちらの用意したカリキュラムにそって、対象を導くために「知る」必要があるのだ。さらに個人を対象にして結果を評価しようとするために、最後は個に収束してしまう。

2) 背景。上記のような教師の態度が生まれる背景には、「障害は病いである」という認識が横たわっている。したがって「治してやる」という姿勢になり、共に生きるという観点は全く出てこない。また、「専門職」としての意識が「研究の正当性」を強調し、決してこれを疑おうとはしない。戦後教育の理念は「子どもの発達を図り、人格をつくる」ということにあり、この「善のアイデア」が障害児教育にも貫徹されているわけだ。

障害児教育の流れとしては、最初に「社会適応主義」があり、次に「発達保障」論が続き、最近では「個別教育計画」が出されている。これらに共通するのは視線のマニュアル化である。「共通理解」と称して「目的→方法→指導→評価」を統一する。この「共通理解」の幻想と、子どもを対象化する教育心性をこそ、今問い直さなければならない。

3) 物語。事例研究に働く二つの力があると思う。それは一般化（普遍化・制度化と呼んでもよい）の力と、エロス化の力である。一般化とは、事例にされる側の問題が事例にする側の一般的問題に転化するメカニズムである。エロス化とは、濃密な関係を保つなかで理性や客観、役割意識を越えた感情の結び付きを産み出すことを指す。教師はこのエロス性のために、往々にして、対象化する罪が免ぜられたかのように錯覚する。

「対象とする子どもの問題を解決する」という建前のもとに、教師のマニュアル化した視線から、学校の課題や価値や技術を、事例にされる側の子どもに投影する。しかしそこには、事例にする側とされる側、つまり教師と子どもとの不可避的なエロス性が介在しており、そのエロスによって、教師はその子どもの生活世界とは無関係に、課題や価値や技術、あるいは実際の指導とその結果まで想定した事例研究という物語が予定調和的に作りあげられることになる。

Ⅲ. 野本報告

野本は四年半の小学校教師時代と十年間の児童相談所時代の経歴をもつ。教師になりたての頃、仕事のなかで「これでいいのか」という不安があり、先輩教師に質問すると、「もっと、ピシッとやれ」などといわれ、どうにも納得がいかなかった。そこで「新米教師の会」というサークルを作り一緒に考えた。また「ドキュメンタリー教育」という実践記録を印刷し報告した。その営みの中で、みんなが同じ悩みを抱えていることを知りホッとしたり、難しい問題でも悩みを表現することで解決策がでてくることを学んだ。

教室では一日の記録を「学級通信」に書き、子どもに読んでもらっていたが、やがて子ども自身が書いて

いくスタイルが定着していった。書くことで子どもがよくみえてきたし、自分の一人よがりな点もみえ、自己確認にもなっていた。学級通信は、クラスの出来ごとをみんなに投げかけ、共に考え、解決するための場になっていた。「実践記録」や「学級通信」は、自分と教師仲間や子どもとの関係を深める意味があり、やってよかったと今でも思っている。

教師時代は自分で発案し、自分の責任で仕事ができしたが、児相時代はそうはいかなかった。ここでの仕事は子どもの処遇を決定することにある。相談活動は意図的で目的をもったものになっている。事例研究会は管理職がしきり、発表者の選定から提出事例の選定までする。つまり、若い未熟な人を研修させる場であった。助言者は児相の所長や課長や大学の先生になっていた。「診断会議」では、どのように診断して処遇方針を出していくかを検討し、「措置会議」は、処遇方針を決定し、措置の内容を決めるものであった。

事例研究の目的は、執務提要に「一人ひとりの来談者を大切にするため」とか、「社会的責任や、情報を共有するため」とか、「豊かな相談所をつくるため」などとよさそうなことが書かれている。だが、そこでの基本的な欠点は、当事者本人が出席しておらず、家族も参加していない点にある。スタンダードが決まってい、所の方針や方向性があり、結論が予め見えていて、専門家だけで決めるという不自然さがあった。

野本は来訪者と一緒に解決する方法を探るために、「エゴマップ」と「K」法を試みた。前者は、来訪者の今ある人間関係を図にし、どの人がどの状況で大切であるかを明らかにしていく作業である。後者は、困っていること、考えていること、感じていることを出し、自分を振り返り、その経験を整理し、問題を分析していく作業である。

このような経験をふまえ、事例研究が専門家だけの専売特許であった点を強く反省し、問題解決の方法として、これまでの事例を共に検討し、参考にすることで生かせないものかと思う。具体的な課題を、さまざまな力、さまざまな社会的資源を活用しつつ、一步一步解決していく共同作業として積み重ねていく必要はないか。これまでの生活史、成育史として、専門家に

よって一方的に記録され、判断材料にされてきたものを、本人自身が、相談者と一緒に、または援助をうけながら振り返りつつ、今後の方向をみつけだしていく可能性を探ってみたい。

IV. 浅野報告

マスコミ報道の被害が続出している。例えば、三億円事件の被疑者として、毎日新聞にスクープされた草野さんは26年たった今でも警察と記者が自分を追っていると考え苦しんでいる。本多勝一の書いた『子どもたちの復讐』では、子どもの遺書を公開して欲しくないという母親のプライバシー保護の要求を巡って対立があった。だが、異議を申し立てられた時、既に警察から入手した遺書が活字に組まれていたという。また水戸の体罰事件では、体罰をしたとされる小学校教師の名前を新聞やパンフに書くかどうかで対立があった。大学教員がおこなった事例研究（学校の屋上からの転落事故）で、プライバシーをめぐる保護者と対立したこともあった。

最近では松本サリン事件で、「毒ガス男」などと書かれ、住所や職業も明らかにされた河野義行さんがいる。当時「ガスが発生したのは会社員宅敷地内の池」と報道されたが、実際には池は敷地の外にあり、現地に行けばすぐに分かる事実さえも確かめなくて、予断をもって報道した。長野県警では「被疑者不詳の殺人容疑」といういい加減な令状で家宅捜査したが、マスコミには、この令状や捜査を批判する視点は全くなかった。

航空機事故などの犠牲者の名前も、原則として遺族の了解なしに出すべきではない。NHKでは犠牲者名簿をとうとうと読み上げる無神経さである。日本のマスコミにはこのような無責任な報道をする体質がある。

匿名報道がなぜ必要なのか。実名主義は本人と家族のプライバシーを侵害し、社会復帰を妨害するからだ。名前を伏せても、近所の人に、すぐにその人と分かるような書き方は匿名報道ではない。多くの事件記事の場合、匿名であっても人々の知る権利は損なわれない。被疑者や被告人や囚人の名前を知ることが、一

般市民にとって重要である特別の場合を除いて、匿名を原則にすべきだ。また、匿名の原則が守られていると、庶民は安心して情報を提供できるので、より多くのデータが伝わってくる。だから、スウェーデンでは権力に近い者ほど顕名報道し、権力から遠い無名の人は匿名で報道されている。書かれる側の犯罪関係者個人の実名よりも、犯罪が起きる社会的要因を重視し、書く側の責任や客観報道の原則を貫こうとしているからだ。

客観報道の原則を徹底させ、責任制度を確立するには、ニュースソースを明示し、事実と伝聞の区別を明確にし、直接話法の引用を正確にし、書いた記者の責任を明らかにするために署名記事にするべきだ。欧米のみならず、フィリピンなどでも署名記事の方が多いが、日本では書かれる側は顕名で、記者の方は匿名というのが当たり前になっている。事件報道では、強制捜査の捜査官や逮捕状を発付した判事、起訴した検察官等の公人を顕名にして、さらにどのような方法で（会見・声明・ファックス・手紙）その情報が提供されたかを明示することが大切だ。明示しない場合、その理由を書くべきである。

日本では、刑事事件では被疑者が逮捕されたら実名報道をするが、これはおかしい。逮捕は警察の疑いであり、起訴は検察の主張に過ぎない。実名主義は無罪推定の法理に反している。マスコミは権力の不正を監視し、市民の人権を擁護する立場にあるのに、この理念を無視している。警察のリーク情報を鵜のみにし、権力側の発表をそのまま記事にし、しかも、被疑者を犯人扱いし糾弾までする。客観報道の原則が地に落ちていることは、オウム報道をみれば分かる。オウムについて唯一の客観報道をしたのは英字新聞であったという、きわめて情けない状態である。

日本にも、書いたことによって起きる事態に責任をもつ、プレス・オンブズマンを中心としたメディア責任（責任はaccountabilityの訳）制度が必要である。スウェーデンにあるオンブズマン制度は、強者と弱者、権力側と庶民、体制側と個人の中立的第三者的立場にあるのではない。オンブズマンは徹底して弱者の立場にたち、弱者を擁護し、弱者を代弁するためにあるの

だ。ただし、こうした制度は法律によって規定するのではなく、表現の自由への権力の介入を防ぐためにも、市民レベルでの社会的コントロールシステムとして作りあげていかねばならない。

討論

作本：作業所で働いている、よく養護学校から資料を求められるが、こちらから出した報告がどのように使われているのか。

青木：使われていないだろう。教師が安心するためだけに、記録や資料がある。

小沢：何かあった時のためにとっておこうとする気持ちが学校管理者にある。

青木：事例研究や記録や資料は、「これだけ子どものことを知っている」という、教師のアリバイ作りのような役割もある。逆に、親御さんが「どれだけやっているか」と教師に要求してくることもある。

大平：浅野さんに。顕名にするか匿名にするかの基準が、権力の有無にあるというが、権力性の基準は何か。

浅野：三つのベクトルの相関で考える。①誰が、ということ。上からA=天皇・裁判官・知事など高い地位の人、B=スポーツやテレビなどの有名人、C=普通の庶民。AとBとCは入れ代わることもある。②権力性。その犯罪が権力を使っているかどうか。例えば「俺の言うことに従えばポストを保証する」といった犯罪の場合は権力を使っている。③真実性。逮捕されているか、判決が出ているか。これは犯行が本当に行われたかどうかということ。天皇の命令で人民を狩りだしアジアの民衆3百万人を殺したらしい、という場合、権力者の名を勇気をもって書くべきだが、子どもの入学金が払えず、郵便局に強盗に入り5万円掴んで逃げたという犯罪の場合、これは匿名でいい。後者の場合、日本の庶民の貧困の問題であるだけで、読者が犯人の名前を知る必要性がない。弁護士が金を受け取っていないながら何もしなかったとか、脱税した医師とかは公表すべきだ。

日本の場合これが逆で、権力者が匿名にされ、庶民の名が晒されている。顕名・匿名の差は当局が決める

のでなく、自分たちで決めるべきだ。オウムの場合、機動隊の後ろからマスコミは石を投げている。それは卑怯だ。上にいけばいくほどプライバシーの範囲は狭まるシステムが必要だ。アメリカの大統領の執務室は全部録音されている。イギリス警察の取り調べ室も録音されている。そういうことを権力に課している。日本では、権力が密室化している。これは逆転すべき。

徳見：昨年初めて、される側からの発題があったが、今年はどうなっているのか。また今後どういう形でこの問題が語られていくのか心配だ。

専門家の権力性はどのようにしても拭いさることはできないが、最低限、次のことはすべきであろう。①なぜ、情報を取ったかを明確にすること、②取った情報は本人に返す、③不必要な情報は取らない。この3点だ。

浅野さんの「権力に近いものほど名前をだすべき」の意見に共感する。私がリハビリ裁判でやってきたことと一致する。リハビリを受けながらあまりにも情報を取られ過ぎ、あと指紋さえ取られれば、警察の事情聴取と同じだと告発し、その経験を昨年報告した。される側は告発したくとも、跳ね返りや弾圧が怖くて出来ないでいる。私も職場を誂になっている。最低、この学会でやっていかねばならないことは、される側の思いを汲み上げることだ。される側が「ああ、こういう告発の仕方もあるんだ」と気付くような作業を続けていきたい。今年はこれがなくて残念だ。

成瀬：医療・報道・教育等の場で、事例という言葉を契機に、人と人との関係に切りこんでいく、そういう姿勢はなるほどと納得がいく。ところで、野本さんは事例を共有化しようと主張する。例えば、教育の分野で「法則化運動」があり、これはマニュアル化してみんなが事例を共有化しようとする試みである。この運動のいきつく先は「孤独の点数化」であり、休み時間に二人でいるのは何点、一人だと何点といったように、結局、個に還元してしまう危険性がある。こういうマニュアル化の方向をどう超えていくのか。

野本：この学会は社会臨床学会だが、個としての自分から出発せざるをえない。実際に出会っている関係の中でしか問題がでてこない。僕の場合、出会いの関

係をどう自分の中で内面化し思想化するかが問題。同じような課題を抱えた人がいて、共通の条件や場では「これでいける」という場合もある。ただ、条件を無視して一挙にマニュアル化はできないだろう。マニュアル化の危険性は常にあるとしても、それは次の点で阻止しようとする。つまり、される側自身の判断、子どもの判断、どのようにこの関係を見ているかを受け止めること、こういう作業をすることだと思う。権力とは関係を固定化することだと思う。固定化させない、立場を入れ換えることができればいいと思っている。

小沢: 事例研究とは、元々「問題のある人を対象化する」という意味だ。そういう意味での事例研究を無くしていこうというのが、私の立場で、野本さんの場合は、自分も事例であると、事例の概念を広げていこうとする立場だと思う。私は広げるのは危険だと思っている。「天皇も一人の人間だ」とさりげなくいっちゃう、教師や医師など権力をもっている立場はそれほど簡単にされる側に転化できない。困っている人同士が話をする場合は、事例研究ということばを使わなくてもいい。

藤: 事例研究に批判を向けながら、心配なのは、それを乗り越える方法までいかないことだ。野本さんの場合は、事例を問題にするとき、自分にも向けながら、全体にも向けている、その違いが大きいのではないか。個の尊厳の問題と、同時に全体社会を点検する視点がないといけない。野本さんは児相を事例研究するといったが、僕の場合も短大にいるので短大の自己点検をする、これは文部省からいわれた点検ではなく、権力構造をどう崩すかという視点が大切だ。

オウムの場合、あれだけ別件逮捕されながら、誰もそれを指摘しない。これだと戦前と同じではないか。そのへんを切り口として持つ必要がある。個が大事にされていないのは社会が貧しいからだ。学問が未熟なのだ。そこに向けた事例研究であれば、小沢さんの指摘する側面は克服できるのではないか。

小沢: 事例ということばを無くす戦略がありうる。ある児相で「ケース」がきたといっていたのを、「お客さん」といい変えた。それで感覚も関係が変わって

いったという。それから、個の客体化をやめよう、それで関係を創造しようというのが、私の提言だ。「よりよい事例研究」によって事態が解決に向かうとは思えない。

真田: 最近のアメリカの文献を読んでいると、事例に対するアプローチが変わってきている。例えば「センターへの不満を長々と話した」という、外の枠からの説明のような仕方はだめであり、カウンセリングというのは二人で向かいあい、その人自身が納得のいくような過去・現在・未来を統合したストーリーを作り上げる共同作業なのだ、というようになってきている。だからTATやロールシャッハのようにで外から決めつけるやり方は止めようではないかというのだ。これは野本さんのいうのと近いのではないか。社会学ではこうした方法が出ているのに心理学ではまだだめだ。

浅野: 私は1984年から4年間、インドネシア特派員をしていた。オーストラリアやアメリカの文化人類学者は10年間スラムに住みつき、現地の人と共同作業をしながら論文を書いている。だが、日本の研究者は夏休みだけ住んで、「こんな面白いことがある」という論文を書いていて、現地の人から文化帝国主義だと批判されている。最近ではそれを自己批判する学者も日本に出始めたが…。

野本: 社会臨床という学問は、自分自身を問い直すことに意義があると思う。「問題がある人の相談にのる」という前提は問題がある。僕の場合は、共に状況を切り開いていく仲間として見る。児相をどう切り開くか。相談に来たひととも自分を切り開く。そういう関係の創造だろうと思う。オンブズマン制度を作るとか、ソーシャルワーカー協会の倫理綱領をつくとか、もっと相談を受ける側の人から発言を入れながら作るべきだと思う。

富田: いままで聞いていると、事例研究というのは、する側のされる側との関係の修復でしかないし、する側の論理を普遍化するためにあるような気がする。主と客との関係が変わることが必要だ。ボランティアの場では主客がひっくり返ることがままありうる。だから、徳見さんのように、される側の論理や言葉の

風化とか、立場の転換がどうしても必要になるのではないか。

藤：青木さんのいった、一般化とエロス化の関係だが、強い感情を伴った普遍化というのがあるのだろうか。それがなくまま現在があるのではないか。スウェーデンの方法の中に何を学ぶか、そこまでいくのにどういふものを蓄積していかなければならないかを、われわれは問題にしたい。それを求めるために事例を積み重ねていかなければならない。

浅野：あなたの発言は断定的だ。「オウム報道の姿勢を誰も問題にしていない」というが、私は問題にできたし、ジャパントイムズも取り上げていた。また、「スウェーデンの例」についてもボンと出したのではなく、私は1983年以降の論文で紹介してきた。そういういい方をする自体、日本の社会の有り方が問題だ。

スウェーデンでは「フォーリナー」ということばを廃して「ニューカマー」と表現するようにしている。小沢さんのいう、ことばを変えることで内実を変えることがありうる。外国の例をだただけで、解決するわけではないが、大事なものは、あるべき姿を描きながら同時に足下の色々な問題を自分の立場で、例えば記者は署名記事を書くとか、学者は盗作をしないと、そういう細かなことを大切にしながらやっていくべきだ。スウェーデンでは青写真をもとに、現実の地域や現実の職場で一つ一つあまり無理しないでやってきて、その集積が今の制度を作っている。

だから、徳見さんのような、される側の人がここに少ないのは問題だ。

岸川：作業所で8年。自分の立場で知りえたことで、他の人が知らないことがあり、それを語る時のうしろめたさがある。ただ、自分がどう関わったらいいかと思う時、他人からのアドバイスが欲しい、その時、事例研究を求めてしまう。対等な関係とは何か。

徳見：利用者と指導員の間で、対等な関係はありえない。私自身が自分の人生を賭けて闘い続ける、また別に、野本さんが児相の中で闘い続ける、その両者の共闘関係の中で初めて対等になったと思う。作業所と

利用者という関係は、やればやるほど、される側がきつくなり、触れて欲しくない面が出てくるから、対等な関係はでてこない。

野本：個と個の関係が基本だが、その個がそれぞれ関係の中で作られている。一人の人間はそのフィールドを背負った人間としてあるので、関係そのものを含めて切り込みあうのだと思う。だから、その時同じような状況を背負うことになる。

小沢：それは事例という呑気な話ではなくなり、闘うという形でしかありえない。私は徳見さんに「先生」と呼ばれた。それは私が一緒に闘っていなかったからだ。される側は何をして欲しいのか。きつと、何もして欲しくないのだ。ところが、する側はお金もらっているから、何かしなければならぬという強迫観念をもっているし、知りたい欲求をもっていて、それがアカデミックな装いを持つと事例研究になってしまう。される側は、必要な時にこっちを向いてもらえばいいのだ。

野本：次の課題は、自分自身が関わっているそれぞれの体験を報告しあうとか、あくまで具体的な出来事をとおして、体験を共有する中で討論できるといい。

浅野：1972年に共同通信に入り、3年目に小野さんという冤罪者を「殺人者」と書いてしまう。その後獄中で会い、記事にし、その記事が改ざんされる。そして書けない立場に放逐され、闘ってきた。その闘いの中で小野さんに許してもらう。裁判闘争を支援し、'91年に小野さんは無罪判決が確定した。だが小野さんを犯人に仕立て上げた河内孝記者は毎日新聞の外報部長になり、当時警視庁一課担当だった記者は社会部長になっている。こうしたマスコミの体質を日本マスコミ学会も問題にしていない。1960年代の「何のために学問するか」という問いと、その社会運動の流れがこの学会にあると、心強く思った。

青木：私は教え・教えられる関係の外し方をずっと考えてきた。一つは、「管理から自由が生まれる」というブラックボックスについて、もう一つは、「どうしたら、人に影響を与えないでおれるか」ということ。今後ともこのテーマを考えていきたい。

全体会：分科会報告を受けて—今後の社会臨床学会の課題を考える—

報告：八木晃介 (分科会 I)

浜田寿美男 (分科会 II)

大谷強 (分科会 III)

佐々木賢 (分科会 IV)

司会：山下恒男 (社会臨床学会運営委員)

従軍慰安婦問題についてのアピール

司会：これから締めくくりの全体会を開きます。最初に、分科会の報告を聴く前に、朴麻衣さんの方から、元従軍慰安婦にたいする民間募金に反対する署名運動についてのアピールを頂きたいと思います。既に皆さん署名されている方がいると思いますが、改めて趣旨を説明して頂きます。

朴：私は横浜市の地域作業所の職員をしています。去年の5月に韓国の方から元従軍慰安婦の被害者の人達が15名ほど来日致しまして、国家補償、個人補償をせよということで政府の方に交渉に来た折に、一緒に11日間を同行しました。従軍慰安婦の問題は、4年前に当事者の方が、50年前に自分達が日本軍に拉致監禁されて、強姦の暴行を受けたということを初めて告白し始めましてから、マスコミにも皆さんの耳にも入るようになって来ました。従軍慰安婦の70、80の年輩いたおばあさん達は、この事実をまず日本の皆さんに認めてもらい、国家がこれを責任を持って一人一人に国家補償をして欲しいという要求をこの4年間ずっとしてきました。今年は戦後50年で、政府は8月から従軍慰安婦問題等小委員会というものを設置して、従軍慰安婦に見舞金を渡すことで、全ての侵略戦争の歴史を不問にしようとしています。この見舞金というのは、国家補償という形で出すのではなくて、民間から募金を集めると4月8日に正式に発表しています。日本赤十字社、全国社会福祉協議会という二つの大きな組織を使い、地域に募金運動キャンペーンを展開しようという情報が入ってきています。このキャンペーンが始まりますと、いまでは被害者对国家という構図で見られているものが、私達の身の周りで百円、

二百円の募金運動が始まり、それが被害者へ一つの善意として見舞金として渡されていく。募金をすることで日本人としての責任とか戦争責任というものは全く不問にされたままに、被害者への手切れ金といった形になっていくのではないかということで、非常に腹立たしく思っています。社臨にお集りの関係で、福祉の現場の方も多いと思います。この募金運動が福祉の文脈で展開されるということを私はとても危機感を感じております。署名を機会に考えて頂ければと思っております。

司会：今のような趣旨ですので、よろしくご協力ください。それでは、それぞれの分科会で主にどういうことが話し合われたのか、報告を受けたいと思います。

「同和」教育の社会臨床像 (分科会 I 報告)

八木：同和教育なるものが制度化されて、30年間もしくはそれ以上になるのですが、誰もが等しく感じとっているようにズタズタに破産してきている。その総括がやはり求められているのではないか、こういった点では全体の認識は一致していたように思われます。しかしあくまでも論点は多岐にわたっており、そのごく一部についてのみご報告致します。そこで話されたことは、従来のいわゆる同和教育、そこでの啓蒙主義教育、路線といったものの破綻という問題です。これも、もうずっと言われ続けていることですが、やはりそれをもう一度きちっと捕え返していこうということでした。具体的には、被差別部落の近世起源説、それから歴史観としては悲惨貧困史観、それから方法の問題としての道徳的な規範の注入、というこのあり

様が科学的でかつ正しい知識として従来おおむね共通に理解されてきたのだけれども、その共通理解そのものが全部まとめて破綻してきているのではないかと語り合われました。この分科会の発題者の人選は私の独断で、気に入った人を呼んだということがあり、割と仲良く終わったという、しかし運動主流の人たちが聞いたなら絶対殴ってくるだろうという、そういう奇妙なことになりましたので、うまく行きはしたけれど、それ自体がひょっとすると、失敗だったのかもしれない、と思います。話を戻しますと、差別意識というものは人々が無知であるかどうかということとは、相対的に無関係だ、むしろ関係がないととらえるべきではないか。

つまり、差別は無知かあるいは有知かということによるというよりも、人間の存在というものにとって差別が本質的な関係的な枠組みであり、その点で差別をなくすという目的は道徳的な要請としては成立したり、あるいは意味を持ったりしても、むしろ我々としては差別をなくすというのではなく、差別と向きあうというか、あるいは差別が人間にとって本質的なものであるならばそれをきちっと見届けて、そして差別と闘うというか、そういったことを目標としたいというわけです。柴谷さんが言われましたけれど、自分の自我を守るために差別するという側面が非常にあるわけだし、そういう意味でも差別は人間にとって本質的なのだ、ということを経るべきことだと思います。従来の同和教育が、破綻、破産しているからと言って、ならば一般的、抽象的な人権教育にスライドさせてそこに解消していくということがいいのか。しばしば同和教育を止めにして一般的な人権教育にしようよという時には、何もするな、そっとしておけという本音が見え隠れする場合もあるのではないかと、いう指摘も当然ございました。しかしこれも柴谷さんの話を引用しますが、人権というのは LIFE TO BE DIFFERENT、つまり人ごとに異なりがあって、その異なっておりうる権利、それは逆を言えば DUTY TO BE SAME、同じであるべき義務であって、これまで言い習わしてきた同和教育の同和というのはいったいどちらの局面を意味しているかということ、明らかに

DUTY TO BE SAME の方、同じであるべきだということを含めて、今からでも同和という概念を止めにしよう、ということも提案されていました。では、結局のところどうするのかということですが、少なくともそういう問題を多く含んでいる同和教育を生み出しつつ導いてきた部落解放運動というものを運動を進めてきた側と我々相対的に外側にいたものが真摯に向き合いながら議論できる雰囲気にはなってきたということだと思います。そういう時代になってきたのではないかと。この分科会では学校教育と社会教育とごちゃごちゃになって話しまして、しかし最後の方で藤田さんの方からとても大事な問題が出された。つまり例えば社会教育の場合ですと、何人動員したかによって集会が成功したかどうかが決するといった作風が運動の中にも行政の中にも成立しているが、そういう大きな網をかけても、網が大きいだけにどれだけでも逃げ出せるというか、落ちこぼれる部分がでてくるわけです。そういうことではなくて、一人一人の人間が、縛り付けられているであろう呪縛からの解放をかけて、一人一人の関係性から全体につながっていくというか、そういったいわば出会いの場を作るという所から再出発すべきではなかろうかということを書いていただきました。

学校の現在——「障害児」問題と「不登校」問題のはざまから (分科会Ⅱ報告)

浜田：学校の現在というテーマを設定しました。中でも不登校の問題をどう考えるのかということがあり、かつては病気であるというキャンペーンがはられたりしたことがある。それに対する反論という形で、誰もが不登校状態になりうるのだということがかなり言われてきて、学校以外のもう一つの場に対して一定程度の肯定的な認識が一般化するようになってきている。ところが片方で、それよりももう少し以前障害を持っている子供達を普通学校へという運動は学校に子供たちの生きる場をということをやってきたと。表向きこれは相反するというのか、この辺のところをどう理解したらいいのだろうかという、素朴な発想から始まりまして、学校の現在をめぐってこの2つをどう

からめあわせようかといった形で私自身考えてきました。1970年代障害を持った子供たちのいわゆる学習権という形で言われてきたこと、つまり学校教育を受ける権利を保証していくべきではないか。こういう運動がいろんな形で出されました。その時1979年の片方で養護学校という形での学校教育の保証の仕方は選別につながる。人と人が共に生きるという場を学校の中に保証していくという形で大きく考え方が分かれた時代があったけれども、我々は共に生きる場としての学校というイメージで、障害を持っている子供がクラスに入ることによって学校という教育空間が変わってくるのではないかと期待を持っていたということがあったと思います。その中で共生、共に生きるということが一つのスローガンとして大きく前面にでてきた。ところが今度は不登校の子供達はその頃からどんどん増え始める状況になって、学校が子供達に教育を施すという名目で、ある種の管理空間になって、その中で息苦しい思いをしている子供達がその場を自分達の生きる場としては選べないという状況。そこから逃れていく、行けない状態が出てくる。そういう中で、学校から逃れてもう一つ場で生きていいじゃないかとフリースクールの運動があちこちで芽生えるようになってきていた。不登校が一つの選択枝として位置付けられるようになってきたと思う。ですから学校の中で共に生きるという発想と、そこから逃れてもいいのではないかと発想とが10年程の間を置いて登場してきたのだらうということは、皆さん一つの了解として確認されたのではないかな。ただ学校という所がいろんな子供達をその姿のままに受け止めるだけの生きる場として成立していれば、統合の問題とそれから不登校の問題という反対のベクトルでもってぶつかるということはなかったらう。ところが残念ながら障害を持った子供達が入ることによって学校も変わるのではないかとすることは、少なくとも現実に照らして見る限り幻想でしかなかったということが今や明かだらうと思います。その証拠にいわゆる統合保育という形で保育の現場に障害を持っている子供達、今でも重い子供達は入っていないというのが一般的だらうと思いますが、それでも周りの子供達からあるいは保母さん、

先生方からも受け入れられ、以前に比べますと小学校に入るのは比較的楽になってきた。ところが入ってはみたものの、高学年になり中学校段階になると多くの子供達が学校という所に居場所を持てなくなるし、他の子供達は障害を持っている子供達に目をやるだけのゆとりも失ってくるという現実があるわけです。

学校全体を制度的に改革するという形の考え方ではもうあかんのちゃうかというのが大勢を占めたわけですが、かと言ってこういった方向でやったらいいというのが見えているわけではない。現実的にじゃあ何ができるのかということなのですが、一つは学校という場所にあくまでこだわるということはあっていいだろうと僕は思います。例えば障害を持っている子供達が学校という所にこだわる。共生という中で子供達は授業の場ではなくても、少なくとも仲間関係を作る中で将来地域の中で生きやすくなるのだといったことが言われてきましたけれども、現実にはやはり中学校をでた後で行き場がない。作業所であったり、養護学校であったりという場所を選ばざるを得ない。そうしますと、仲間関係をという形の関わり、考え方ではどうも具合が悪いわけで、宮崎隆太郎さんが主張されていることですけれども授業外の仲間関係を期待するということじゃなくて、授業の中身そのものの中で彼らが自分達の力を発揮するというか。それは子供を一步でも半歩でも前に進めようという強迫的な発達観ではなくて、文字通り子供が自分の目の前にいて一緒にやっているという、現実の中でやれることを考えていくということが必要だらうと。もう一つはやり過ぎ子供がいてもいいと。学校ってどうってことないと。これは山田潤さんも言われていることですが、不登校で行かない子供達はそれはそれでいいし、学校という制度が現にあって99%に近い子供達が行っている現実の中で、やり過ぎでもいいと、学校ぐらい行ったらやという感じの思い方というのもあっていいだろう。もう一つは、もうしんどくなってどうしてもやだというときには辞めて別の所に行く。あるいは、例えば宿題は出さないで欲しい、とか、あるいは遅刻もべつに認めて欲しいとか、欠席は好きなときにいいとかいう条件を出して、その上で行ってあげるわという感じのこ

ともあっていいだろうと思います。正しい学校論、理想的な学校論ではなくて、個々現場で個々の教師ができることをやっぱりやっていく以外にならうと。

最後に、今まで例えば発達心理学というのは学校の中で子供達がどういう思いで何をやってきているのかという部分に目を向けようとは少なくともしてこなかったように思います。社会臨床という形で学会が発足して以来、社会臨床という言葉のイメージ、現場の、生きてる場の中の一人一人の子供の思いを我々がどう記述していったらいいのかと。どう理解するかでもいいのですが、そういう作業をしてこなかったと。極端に言いますと発達心理学者というのは、向こうからこちらに出かけてくるのを待ち受けていて、来たところで、自分達の間尺にあった形で相手を切り取るという作業しかしてこなかった。向こうに出かけるというのか、問題の現場に立ちあうという作業をしてこなかった。生きる現場の中での子供を理解するという作業を専門家は、いかがわしさは承知の上でそういう作業を私は私の現場の中でやっていかなければいけないのではないかなと思います。

福祉の現在——地域と施設のはざまから（分科会Ⅲ報告）

大谷：発題者がお互いに顔見知りということで、話も率直に言うと10数年前に出たような話がまだ、いまだに言わなければいけないのかなという様な感じがありました。午前中は施設内における差別の問題などが、とくに施設職員側からも出されました。それに対して、会場の方ですばらしい施設というか、生活の質が良くなっていけばそんなに施設は悪くないのではないかなという様な意見が幾つか出ました。あるいは養護学校や施設を無くしてもその後の受け皿をどうするのかという議論が出て、それを巡ってかなり白熱した議論になりました。障害者自身の方から言えば、自分達が施設を作ってくれと言った覚えは無いと。親達が一生懸命施設作れと言って要望書を出して作ったじゃないか。そのつけが施設職員の方にまわされているのだということで、良い施設を作っていこうといったところで、いわば罵倒したり暴力的に障害者の声を抑え

つけるのに対して優しいアプローチをするだけであって、それは所詮施設という枠内でのことではなかったか、というような議論がされてきまして、そうした親の声で作られた施設もまた施設職員の内部告発型の運動もこれまで既に現実に壁にぶつかって、そうした人達は辞めざるえなくなっているということがある。そこからでぶつかっていてもどうしようもないのではないかな、ということのように受け止めました。それから施設の受け皿というような議論があるのですけど、受け皿を作るために地域福祉をやっているわけではなくて、施設に行かなくてもいい地域社会自身をどう作っていくのかということだ。受け皿論で発想する限りは正しいものは出てこないじゃないかと。もっと言えば地域で障害者自身が自分達の地域社会を作っていく、生活をしていく、その生活のいろんなあり方を求めていくときに、逆に施設が邪魔になるという意見もありました。別に施設を解体しようということを求めて運動している訳ではなくて、地域で生活しようと思う障害者にとって施設が邪魔になっているだけだ、邪魔をしないでくれ、ということだろうと思います。健常者が中心になっている施設職員と、施設内に入所させられている障害者とが対等な関係、同じ人間ということにはなっていない現実がある。

午後は、地域での生活を支えるシステムあるいは地域社会のあり方とは一体どうなのか、ということが問題になりました。地域福祉と言われてきながらも、大規模施設は減ってないし、入所している人の数もぜんぜん減っていないという現実が一つあります。それから地域で仕事をする福祉職員自身が施設内と同じ様な関係性を持って利用者に対峙している。結局お世話してやってる、介護してやってる、誰のおかげで生きていられるのかという絶対的な関係はある意味で変わっていない。更に施設や病院がグループホームだとかいろんなサービスを提供することによって、逆に地域を取り込むというような面もみられるのではないかと、というようなことが議論のテーマになりました。そういう中で、いわば今のそういう福祉や医療などの行政が提供するサービス、制度、自分達が選ぶサービスというようなものとの関係とか、あるいは制度化を求めて

いくということと自分達が作りだしていく取り組みと
 いうようなこととの関係はどうなのかの所でお互いにせ
 こいところでせめぎあっているに過ぎないじゃない
 か、という話だと思います。地域社会における在宅福
 祉と言いながらほとんどそういう社会的サービスが無
 い状況でもやっぱり差別がある。それはある意味で地
 域の住民という無給の職員による差別だ。ただ無給の
 職員による差別の方がある意味で変わる可能性がある
 のではないか、というような発言も出ましてかなり議
 論になりました。それから阪神大震災と地域で生活し
 ている障害者との関係辺りに話が移り、今まで地域社
 会で平常時であっても非常に網渡り的に自分達の力で
 ネットワークを作ってきた障害者というのは、震災後
 もかなりしっかりと新しいネットワークを作ってい
 く。そういうネットワークを作れなかった障害者や施
 設内障害者が逆に非常に厳しい状況に置かれた。それ
 から今まで在宅生活をしていた障害者や高齢者もこれ
 をきっかけにまた病院や施設に収容されてしまうとい
 う、しかし施設に入らされた障害者や高齢者は早く出
 たい、ところが出る場所が無い。そういうことで言え
 ば、阪神大震災というのはこれから地域をどう作っ
 ていくかという時に、非常に大きな試金石になる。で
 すから戦後の50年を同じ道で復興したのでは全くな
 い。戦後社会がまさにこういう危ない社会とい
 うか障害者や高齢者が安心できない社会を作ってきた
 という反省だろうと思います。そういう意味でこれか
 らの新しい地域社会をどう私達自身が作っていくの
 か、障害者自身が持っている夢や希望をどうかなえて
 いくのか、そのためのいわば関わり方なり、地域作り
 というものが改めて課題になるのではないかなと思
 います。私としては、障害概念の逆転といいますか、障
 害を持っているからこそすばらしいのだ、当たり前
 じゃないかというような、それを寧ろプラス概念に転
 換できるような地域社会という所までいければ良か
 ったと思っています。先程の地域で自立した障害者ほど
 非常にしぶとく元気に地域社会作りを震災後始めて
 いる。施設に収容されていた障害者や今まで自立とい
 うことを考えたことのない健常者ほどおろおろして、茫
 然自失状態になって、逆にどうしようもない。そのよ

うなあたりで、マイナスイメージで固定化されてきた
 障害概念をどう逆転させるのか。出来ない人じゃなく
 て、寧ろもっと別な出来方をする人というところで、
 いう話がでてくるかなと思ったのですが、これは今後
 の課題ではないかなと思います。

事例の報道・発表・研究を考える (分科会 IV 報告)

佐々木：この分科会は前年度も同じようなテーマで
 やって来ましたし、臨床心理学会の時からの問題でも
 あった、ということを小沢さんが初めに説明されまし
 た。例えば裁判事例の中の少年達というのがあった。
 それをジャーナリズムとか報道する側の人達、あるい
 はそれを扱っている検察あるいは裁判の過程とかいう
 ようなことを、告発してきた過程というものがあつた
 ようなのですが、もう20年以上の経過を経てきてそ
 れにしてはと小沢さんがおっしゃるのですけれども、
 問題はそれほど進展していないと言いながら6項目に
 渡って事例研究の問題点というもの挙げられまし
 た。例えば当事者抜きであるということ、あるいは事
 例の解釈というのが一方的であること、というよう
 なことが挙げられております。最後に小沢さんは結論
 として事例研究という言葉も事例研究も葬り去りたい
 うようなことをおっしゃいました。

次の青木さんは、養護学校の先生ですが、実は養護
 学校の中では非常に事例研究だらけなのだそうです。
 青木さんは事例報告をする際にカルテ型の事例とド
 キュメント型の事例と2つにわけて説明してください
 ました。カルテ型といいますのはいろんな小さな項目
 がありまして、成育歴だとか観察とか食事の仕方と
 か、そういうものに観察者のコメントが付けられて
 いるのです。ドキュメント型というのは物語になって
 いる。教師が付き添って誰々ちゃんと食事をしたとき
 にこっと笑ったというようなことが書かれている。な
 んかドキュメント型でいきますと、人間的な情感が伝
 わってくるような感じがしてよさそうなのですが、両
 者に共通する点というのは要するに良く教育したい
 ということであると。観察し、そしてこの子をどうにか
 してやろうなどと考える教育の営みそのものに対する
 反省はあまり無い、という点を指摘しておられまし

た。つまり教育の目的とか方法とか指導とか評価、そういうことそのものを今の時点で問い直していかなくてはいけないのではないか、という問題提起をなされていました。

野本さんは、ご自分の小学校の教師時代、そして児童相談所の職員の時代を振り返りながら、この事例の問題について考えておられるようであります。最初の、若い教師として小学校に赴任した時に、子供が騒いでしょうがないと。先輩に聞いたらびしっとしなくちゃいけないなどと言われて、どうもピンとこなかったというところから話を始めて、当時の若い教師のサークルを作って、自分の悩みを話し合ったのが非常に良かったというようなことを報告されておりました。ただそのころは教師の権力性とか、教育の営みそのものへの反省などというものはぜんぜん無かったということです。児相時代にいわゆる専門家の立場に置かれる訳なのですが、専門家の立場としてのマニュアルといえますか、それは相談者の立場に徹底して立たなくちゃいけないということを研修で教えられたりして、当時はそのことに非常に感じ入ったりしていたというようなことを話されました。ただ児相の中で、診断会議、処置会議を経て決定する中で、やはり決定は児相の職員がしてしまう。最後に決定を伝える、その中で相談者に伝ええない部分もあるというようなことに気がついてくる。そこで彼の悩みが出て来る訳なのですが、最終的に彼は相談者と地図を作るというような過程の中で、する側とされる側との確執の問題というものを解決出来はしないだろうかと。要するに体験の共有と点検ということを今後考えていかなければいけないのではないかと、というようなことで結んでおります。

浅野さんは長らく共同通信の記者として活躍なさってきたのですが、彼はご自分の体験から冤罪のものを、有罪のごとくに書いた記事があって、その反省から匿名報道の問題に関わっていくことになるのですが、全世界的な立場から見ても日本の報道の匿名記事というのが、非常に匿名性を守ることが遅れているということを指摘なさいました。色々な事件の紹介がありました。例えば自殺した人がいて母親が遺

書を公開しないでくれというにもかかわらず、言論側で遺書をあらかじめ公開するような手続をとりながら了解だけを求めていったというようなことがあったりしたということ。それから3億円事件の実名報道をしてそれが無罪であったわけです。ところがその3億円事件で報道された人が26年間も苦しみ続けたというようなことを紹介してくれました。その中で浅野さんが示された一つの案でオンブズマン制度というのですが、権力者というのは実名報道してよろしい、無名のもは匿名にすべきであるという提言をなされて、権力であるとか、無名のものであるというのは誰がどう判断するのかといいますと、3つの基準というのがあると。1つは誰ということである。誰というのはABCに分けて、Aというのは天皇とか知事とか非常に高い地位にある人、それからBというのは有名人、Cというのは普通の人、この基準が1つあります。もう1つは犯罪の性格が権力犯罪であるか、一般犯罪であるか。3番目には真実性というものがある。この3つの要素をミックスしながら、これを審議しなくちゃいけないのですが、その審議するシステムとしてオンブズマン制度というのがあるのだと。それは中立ではなくて必ず弱者の立場に立つのであると、発言しえない人の立場に立って代弁するような機関というものがあるのだと、というようなことを説明されました。午後は討論に入りましたが、3つの流れがあったように思います。一つは教育の問題でありました。もう一つは、体験を共有すると野本さんが言いましたが、その是非をめぐってです。そして最後はする側-される側ということについて討論が行われました。最後に、昨年度は事例の問題を考える時に、される側が発題者の中に入っていたのに、今年は入っていないのです。この問題もどう考えるかというような発言がありまして、発言しえない人達の立場にどのようにして立つかというのを考えながら分科会の持ち方をも考えていかなければいけない、というような課題が残されております。

こだわっていることをいくつか

司会：この全体会は分科会報告を受けて今後の社会

臨床学会の課題を考えるという、大それたと言いますか大きなテーマで、およそ無理な話だと思いますが、とにかく今の報告を受けまして、発言していただきしたいと思います。どなたでもどうぞ。

篠原：八木さんが自我を守るために差別はあっちゃうという、そのリアリティをやっぱりきちんと凝視してゆこうという提起をされたといったようなこと、従って自我が問題だと、自我が問われているというのは、そしてそこを自我というものをどういうふうにご自己切開してゆくかという、まさに自我に所属するいうテーマ、これが引きずっていく差別という話があるのではないかとということで、今後も考えてみたいと思いました。

それから2つ目の浜田さんの方、実はこのテーマは僕もずっとこだわってきて、障害児の教育権、学習権を保証するために普通学級へという運動があったという、そういうとらまえ方で良かったのかというのが一貫してあるわけです。つまり、学校という空間を言わばどの子も学ぶ空間としてどう考えていくかという、そういう教育のテーマに考えていくと言うか、そのこの所が僕は違うということずっと言い続けてきた。それを言葉として言えば、生活の場としての学校ということで、言ったら教育を無化する出来ない子供達がそこに厳然といるという、そういうテーマとしてこだわってきたのでありますが、そういう点で今回も障害児の教育権、学習権の問題としてこの共生教育の問題、問われたということについては違うな、と思いました。

それから第4分科会の話、一つは当事者抜きの事例研究、所詮事例研究というのはする側のためにあるということで、もしここに当事者が、つまりされる側が登場するとすれば、する側に一生懸命入れ知恵をするというか、補完する、そういう構造にならないのだろうか。そういう点ではまさに問われているのは教育の構造それ自体である、あるいは医療の構造自体であると青木さんが出されたとすれば、まさに僕が言いたかったことを言うてくださったと思いました。当事者という言葉、第3分科会の中でも言われたことなのですけれども、僕はとっても納得していない言葉なので

す。僕も例えば、障害者問題との関係の中で生きる一人の当事者としてそこにいるのではないか、障害者の立場を代行しているという位置でしか自分が語れないとすればそれはちょっと違うのではないか、つまり私も当事者という文脈の中で考えることは出来ないのだろうか、というのが当事者をめぐっての私のこだわりです。

これまでのやり方は幻想だったのか？

篠崎：僕は神戸市の教師をしています。第1分科会についてですが、教育と運動と行政がその中で非常に葛藤というか喧嘩は多かったと思いますが、少なくとも大阪を見ていたら解放教育というのはかなり成果があったと思うのです。僕は神戸ですからそれに教えられるところが非常に多いです。そしてそれが障害者解放運動というのやっぱりそういう部落解放運動に影響されて、学ぶところも非常に多かったと思うのです。もちろん今後はこれまでと同じやり方でいいとは思いません。発展すべきところ、その他多々あると思うのですけれども、それなりにやはりこれまでのものは解放という点では成果はあったと思うのですけれども、先程のまとめを聴いていますと何かこれまでのやり方をすべて破綻したというのですか。確かにこれから発展すべきところは多々あります、それは分かりますけれども、そう聞こえましたがいかがでしょうか。

佐久本：大阪で障害者解放運動のわだち舎という所をやっています。今大谷さんの方からずっと問題のまとめお聴きしていて、最後に障害者像の逆転というか、プラス概念として見れないかという提起が、本当は話したかったとおっしゃられて、僕ももうちょっとその辺が良く聴きたいなというのがあります。篠原さんが言われたように当事者という言葉、僕等もこだわってまして、障害者当事者の告発が運動の主流になるべきだとか、障害者がいて健常者がボランティアとかお手伝いするみたいな構造に、運動体で先頭切っているところ、なりそうなところもあって、ちょっと違和感もあるのです。その中で障害者像の逆転というのがどういうふうに使われていくのか。ホワイト・イズ・ビューティフルだから次はじゃあブラック・イ

ズ・ビューティフルを対置すればいいかというと、そうでもないだろうなという気がして。その辺が僕ら自身も考えていかなければいけないと思うのですが。何か大谷さんの方であれば一つ欲しいなと思って、意見を。以上です。

関山：大阪の枚方の小学校の教師をしています。第2分科会自身はすごくいろんな意味で私も勉強させていただいたり、示唆される点が多くて良かったと思っています。現場で障害を持った子を普通学級で受けとめて長年やろうとしてきて、中学の問題も色々山積しているということは事実だと思います。しかし浜田先生が、統合教育が幻想だったっていう感じでおっしゃる場合に、もちろんそのおっしゃる視点というのは私なりに掴んだつもりなのですが、それがそれ自身として広がって行くという怖さを感じます。それはそうだという部分を私自身も持っていますし、自分たちの枚方の現場見ても痛感しますが、統合教育は幻想だったとされてしまうと、先程の第2分科会で語られていた丁寧な論議もちょっと飛ぶような気がします。そういう意味で、センセーショナルな言葉、問題提起かもしれないけども誤った解釈も含んで広がる怖さをちょっと感じました。

現実に生じていることを

谷奥：東大阪市教育局研究所の谷奥です。篠原さんと枚方の先生が言われたように、僕等は運動としては、統合教育ということで入ってきてないのです。統合という面の問題点、普通学級に障害児がやっぱり吸収されていく問題といったことは言われてきたのですが、統合教育運動という形では出してきたことは無いので、その辺で浜田先生のまとめられ方で言われたのだと思っています。それから篠原さん質問された学習権、教育権という言葉も使っておりません。特に障害児に関しては幻想ということでは、現場の方もそうですし僕自身も障害者の市民運動のグループでもありますので、幻想ということで終わるわけにもいきませんし、今も現在も学校に入っている子供がおりますし。僕等も別に教育権とか学習権いうだけでやっているわけじゃなくて、生きていく場所としてそこしか無いと

いうのを分科会でも言いましたように、やはり障害児の場合は他に場所が無いです。フリースクールも障害児の子供たちを受け入れている状況どころか、毎月3万円なり払わないといけないようなことも指摘させてもらいましたけれども。障害児の子供で最近、まあびっくりするかもしれませんが、東大阪で一応学童保育を保証させているのですね、学校終わってからの場所ということで勉強の場所じゃないので、割合喜んで行っている子供達多いのですけども、それがやはり行政の方がそういう学童保育の組織に対して補助金を出す形で、それは今までのいわゆる民間委託の流れから来ているのですけども。最近ある小学校で、女の子が今度6年生になったのですが、民生委員の80歳の運営委員長の方がお母さんに言われたことは、小学校で障害児の子が生理がもしでてきたら、お母さんが責任を持って休ませなさい、というようなことを言って来た。高齢者の人がぜんぜん世の中分かってないとか呆けてるとかいうことじゃあなくて、そういう人を運営委員長にして、学校の教頭とか指導員とか話をしなくてもいいと、やはりおかしいと。何でも母親に返して来るという構造がまだまだ障害児を生んだ責任は母親みたいな感じがあります。色んな差別的な問題が出ますけども、それをどう取り組んでいくのかということでやっているということをつかなくて欲しいと思います。それからあとは社臨の方でしゃべる機会が無いので、ちょっと希望しておきたいことがあります。とくに大阪で不登校ゼロを目指してとかいうゼロ思想といったものが出てきています。これは障害児の時は、日本臨床心理学会の時も優生思想の問題出てきたと思うのですけども、学会としてもそういう問題にも取り組んでいただきたいのと、社会臨床学会もやっぱりはじめの色んな答申がどんどん出て来るので、なかなか見解を出しにくいとは思っているのですけども、やっぱりいじめに関しても討論をして、それなりにまた学会として出せる部分は出していかないと、何かこう、行政が最近はずごく先先動いてますので、そういったことも取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

解放されたのは何なのか?

司会: 5人の方からご意見なり質問が出たので、それぞれの分科会の報告者の方一言づつ関連することにお答えいただくなり何なりして。あるいは分科会の出席者で適当な方に答えてもらった方が良い場合は指名していただくなり、そういう形で、第1分科会の八木さんの方から順番をお願いします。

八木: 私の方にはお2人の方からの声がありました。お1人は篠原さんで、自我がまさにポイントになるだろう。僕もそう思います。それで人間というのは要するに自己のアイデンティティ管理に熱中するということか、そういう存在だろうと思うのですが。そのアイデンティティコントロールの中の1つの非常に重要な領域として差別というのがあると普通我々は考えているのです。ですからそういう意味での自我のありよう、もちろんこれは自我というのは何となく生れながらにあるという部分もあるのですが、それと同時にやっぱり関係性の中での自我ということですから、その辺で確かに僕はまたこれから考えていこうと思っております。あとは篠崎さんの発言です。成果があったじゃないかと、それをぜんぜん無かったと言われたのでは立つ瀬が無いということも多分おありなのだと思うのですが、一体全体、解放との展望においてどう評価するかというか、自分の持っている解放のイメージというのが多分おありだと思います。僕にもそれなりにあると思っています。そこから過去30数年の同和教育なり部落解放運動の軌跡を見てきた時に、確かに言われる感じは分かりますし、僕もそのように100%信じていた時代もあります。しかし今ここで過去を振り返って批判的に総括していくという時には、かつて僕が成果だと信じ込んでいたことがそれ自体において陥穽というか、落ちこむ穴であったのではないかなと思うのです。問われていることというのは、何を持って解放だと思っておるのか、ということだと思います。ただ申し上げたいのは65年の同対審答申に書かれてあったこと、ここで言われていることは今ほとんど終わっちゃったわけ。全部とは言いませんが、実態の差別にあたる部分ではほとんど格差は是正された。残るは心理的差別の領域だから、教育啓発だとこ

ういう話になっているのです。そういう路線でもって同和教育をとらえてきたと、そのあげくどうなったかという、被差別部落の子供達が解放の主体として自分をいきいきとした活動的な舞台に登場させるようになったのかどうかというようなことも含めて、そうはなってこなかったのではないのか。よしんば少数者であつてもちゃんと自立してみせるというようなことではなくて、いわば近代的市民として現代社会の中にとけ込んでいく、つまり同和すると。そしてわけが分からなくなるということをもって解放とみなすのであれば、それが一体解放なんですかということです。

藤田: 一つは、今八木さんがおっしゃったようにみんな全員でやってきたのですよ。30人学級やったし、複数担任制やったし、そして青少年センターでの学習やったり解放塾やったり。そして人材養成を目指したわけですよ。全部善意だったですよ。善意でやったからいいじゃないかという話ではなくて、解放教育が目指してきたその成果というのが一体なんだということが丸ごと問われているところに来てしまっているというのが1つ。僕は全同教の皆さんのお気持ちが分からないことは無いですが、部落差別の現実には学びというスローガンをいまだに、1950年代以来掲げているわけですよ。だから50年代末期なり、60年代初期なり、八木さんや僕等が学生時代に出会った都市部落の実状というのは、この間の高度経済成長と同和对策事業の中でも様変わりしてしまったわけです。つまりそれほど大きな変貌があった中にもかかわらず、差別の現実には学ぶという言葉だけがそこにあって、それこそ随伴するような形の、教育の主体というのがそのまま問われないままにやってきてるわけです。運動をよいしょしてきたそういう随伴的な知識人が一番僕はやはり許せないと思います。実際に学ぶものは何なんだと言っても、生き様なんて僕の大嫌いな言葉だけれども言うけれども、じゃあそういう生き様とかあるいは現実とかいうことの具体的な中身は何だ、という話になってきたらそこは問われない。対話が途切れているだけではなくて関係そのものが歪んでしまうという、捻じれてしまうような状態がこうあると。だから僕は今のご質問なさった方が、大阪の解放教育というものに学ぶも

のがたくさんあるとおっしゃるのは、ご自由だけれども、部落差別を無くすという中身そのものが問われ来ている現実の中で、一体その成果というものがそれ程学ばなきゃならない成果であるのかと、いうのが現実だと思います。僕はそれが部落解放運動というものが90年代の現在向き合っている状況で、その困難さはやはり共有してかなければいけないと思ってますよ。だからそのオール否定ではないけれども、こういう成果もありました、こういう問題点もありましたというのは並立的な議論の仕方をしている限りは、局面の展開は図れないだろうと、いう気持ちがあります。

学校の重さを再確認するところから

浜田：篠原さんが言われた件ですが、歴史的な経緯ということで当初1970年代の中で行われていた議論に関して、一般的にある人たちが学習権と主張していたところを入れて言いましたので、恐らくその所が誤解されたのだと思います。私自身も学校というのを単に学習の場というのではなくて生活の場として考えなければいけないと。でなければ共生という形の理念が実現しないだろうと思ってきましたので、その点では考え方は共通しています。もう1つですが、障害を持っている子供達が学校の中にインテグレートされていく件に関しては、統合教育が幻想だったとは言わなかったと思います。そういう言い方ではなくて、障害を持っている子供達が入ることで、学校が変わるクラスが変わると思ってきたと。しかしこれは少なくとも現実的には幻想だったと言わざるを得ないと。つまり学校というのはそんなにやわなものじゃなかったということなのです。それは単に学校というものが我々の外にあってやわな物ではなかったということではなくて、学校教育の中で実際その中にある種の強制空間としてあった。誰もが学校に行くものだという形で、子供達がそこの中に巻き込まれていく。また教える-教えられるという関係の中で完全にそれが出来てきて、しかもそれを受ける側が学校には行かなければいけないものだというある種の強迫観念を抱くところまで来てしまっている。だから不登校になっても、胸を張って不登校になっているわけじゃないわけです。そうい

う現実があって、そういう中に障害を持ってる子供達が入ることでそういう強制空間を、我々は変質せしめることが出来たかということ、それは出来てないという現実をしっかりと踏まえるべきだということで私は言ったわけです。そういう形での議論はあの中では共有されたのではないかと考えてます。統合教育は幻想だったといった乱暴な言い方は出来ないし、またすべきではない。かつての成果の上に次のものを積み上げていけばいいという話では無いだろうと思います。我々が獲得したものが何であったのか、というところを改めて考えていかなければいけない。学校教育をさして問題意識も持たずにやり過ごしてきた我々自身の生活史があるという話があったと思うのですけども、つまり子供達に関わる立場だけではなくて、我々自身がそういうところをやってきたのではないかと、何故なんだということをもう一度反省し直していかなければいけない。学校をもっと軽いものにしなければいけないと、つまりやり過ごすという形で相対化しなければいけないという問題であると同時に、学校を重さとして感じ続けている子供達がいて、それに対抗しきれていない現実を我々はやはり認識しておかなければいけない。こう私自身は思っています。

「される側」から RIGHT TO BE DIFFERENT へ

大谷：第3分科会については、佐久本さんから障害概念の逆転というところに焦点をしばって議論をしたらしいのではないかと出されました。阪神大震災などの話の中で、よく災害弱者といった言い方がされます。障害者だから災害弱者になるというものじゃない。むしろ自分達が支援する側にまわったり地域で自立する障害者だからこそより強いネットワークで安否確認、救出も自分達でやったじゃないかというのがありまして、そういう意味で僕は社臨もされる側とばかり言うてる所にひっかかる。される側、される側と言うというて、一体いつまで言うてんねん、いう感じがあって言ったわけです。そういう意味では柴谷先生の RIGHT TO BE DIFFERENT を読んだ時に、これに近かなと。80年代にアメリカの障害者の連中はみんなユニークなんだという言い方をした。牧口さんとい

うグラフィックデザイナーは、違うことこそ万歳という言い方をしている。そういう意味で80年代前半まで共に生きるということで、共にということを使った。その共には、標準から外れるものを排除する共に論になりかかっていたのではないかな、それプラス弱い者対強い者みたいな感じで受け止められているのではないかなということで、あえてちょっと逆転みたいなことを言ってひっかけたと言いますか…。ただそれは篠原さんに言わすと個人主義じゃないかという話、自己決定論じゃないかと言うと思いますが、僕は一変それでいいのではないかと考えています。主体性を言おうと自己決定を言おうと自分達が左右されるの嫌やと、わしらは自分の生活作っていくねんと言うのは、そういう意味では障害者に関わる人も当事者だというのは、そんな甘いものとちょっとちゃうなと。そこに関わっている我々も一緒に当事者だ、というようにはちょっと言いにくいなと。その辺次のテーマとして残しておきたいということです。

当事者性と事例と

小沢：当事者性の議論ではなかったけど、事例という言葉を通して、私と野本さんの間での議論だったのですが、野本さんは自分も事例なんだという形で、だから自分の事例性を展開したいと。だから、野本さんは事例という概念を拡大されたのです。それに対して私が事例をそういうふうに漠然と拡大するのは危いのではないんですか、ということを書いて。やっぱり事例という言葉を使わない形の縮小する方向を取りたいといったように、そこは食い違っていて。当事者というね、今の話と重なっているなあと私は思って聴いていたのですが、ぜひ野本さんの方にもマイクを差し上げてください。

司会：先程は大阪の谷奥さんの方から杜臨に対する注文がありましたけども、取り敢えず全体を視野に入れたような、あるいは注文とか批判みたいなもの、先程の事例でも、される側のような立場というか、そこら辺欠いているのではないかというような批判も出されたということですが、まず野本さん、その次に岡村さんお願いします。

野本：される側とする側というのは大変大きな問題ですけども、要するに共通に見えて来るものが、一緒に見えた時に初めて対等な関係で、それぞれの立場性の中でいくんじゃないか、ということで。僕自身の色々な問題も、自己切開をしていくということで、自分自身を対象にしていく、事例にしていくというのか、そういった形で発言をしたと思います。ここが社会臨床という形で、個的な関係というのを、もう一步先に、1つの社会像といいますか、どういう時代を作るかどう状況を開いていくのかということをして先に見ていくということ、実際にもやってるわけですけど、そこと個的な関係と現実とを往復するといいますか、全体性と個的な関係を往復するという。その辺の所を今言われた事例研究のようなものから、あるいは現場性といったところから、どうやって築くかというか、今後の課題にしたいという思いでいます。

学校のもつ差別性を広い文脈で問い直そう

岡村：先程浜田さんの方から、2度ほど報告を含めてありましたが、僕はニュアンスが違います。やはり今日の第2分科会での基本軸は、浜田さんが設定されたように学校の現在を見る時に、不登校の子供達の問題とそれから障害を持った子供達の問題を巡って、必ずしも学校に対する態度と、それを巡る問題については交錯していないのではないかと。狭間という言葉を使われましたけど、そこにある問題が何かということを鮮明にさせていくことが、課題だと受け止めました。そういう点で、70年代の養護学校義務化を巡る状況の中で、差別的な構造を持っている学校に対して、障害児がそこに就学するというのが学校における現在のあり方を変えていくというエネルギーとして運動が行われてきたと思います。それと80年代、今おきている不登校を巡る問題は差別の問題というか、学校が持っている不寛容というか、不自由な問題に対しておきてると。そういう意味で70年代の共に生きるという意味での共生と今日のいわば学校が強制の空間になっていると、そういう移行があって、同時にそれは存在していると。我々は学校というものをどういうふうに関わり止めていくのかという問題として立

てられるべきではないか、ということが1つあったと思う。それから斎藤さんが言われた問題で、学会の課題として出されたのは、やはり学校を変えろということ、社会を変えろというそういう広がり抜きには出来ないという、そういう問題だと思います。もっと広い文脈の中で不登校を巡る問題はあるのではないかと。そういう意味においてまさに社会臨床学会は、その課題として、学校を取り上げる時にもっと広い文脈の中でもう1回掘え直す、そういう視点を立てるべきではないかというのがあったと思います。その2点が自分でも持ち帰っていきなさいなと思いましたので、浜田さんのまとめ方に僕はもうちょっと足したいなと思ひまして発言させていただきました。

〇〇：私は一応登校拒否の当事者です。今の方が非常にきれいにまとめてくださったので、登校拒否にしる障害児の問題にしる、学校教育や子供だけの問題ではなくて、社会全体の問題であるという点を強調してくださったことは、本当に我が意を得たりというところで、ちょっと細かい気付いたことをしゃべりたいと思います。今回の分科会で報告者の中に、いわゆる当事者がなかったという話があったのですが、今度から誰か障害児なり不登校児なりもやっぱり出てきて、前に出て色々しゃべって欲しいと思いました。それから当事者かどうかという議論があったのですが、やっぱり人間、自我というか自分と他人というのはあると思うから、関わってたらみな当事者だ、共に生きる関係性だという議論も分からないでもないけど、取り敢えず周りにいる人は関係者としてもものを言ってお互いの欲求を出したりして調整していくしかないなと思うのですが。それから、『マザコン少年の末路』という、かなりひどい社会学者が書いた本があって、それで自閉症児と登校拒否に関して、要するにそれは母子密着という現象によるものだというような話をした。これ私も自閉症差別で訂正出版したんだという話を聞いて、買って読んであほらしいと思ひましたが、この社会学者本当にひどいです。あと学校が本質的に不自由さとか抑圧のようなものを孕むという人も、私の前の発言の方がおっしゃられていたのですが、もう1つ学校の持つ不平等性というのも指摘しておいた

方がいいかと思います。やっぱり学校教育が階級性別、健康の度合い、民族等による差別を生み出す元になっているといった研究成果があって、そういったことも取り敢えず確認しておきたい。それからいくら日本が単線教育だとか言ってもやっぱり登校拒否の子のための学級を作るだの、障害児のための学級を作るだのと言って分けているわけで、学校の持つ不平等性というのも確認しておきたいなと思います。

橋本：大阪から来ました。普段は音楽教室の講師をしております。第2分科会に途中から参加したのですが、まず第1にフリースクールと学校の関係ですが、これが発言者の話ではオルタナティブなものではないかと私には感じられたのですが、オルタナティブであってはいけないのではないかと私は思います。障害児問題にしても、特殊学級に行くのか普通学級に行くのか、これは現在では二者択一にならざるをえない。結局学びたいものと自分が吸収したいものの、そのソフト面とハード面というのは距離感の差というのがあってもいいのではないかと思います。私自身がものを教える身でありながらも、世間一般で言うと学校から批判されてしかるべき機関、お稽古事、塾というところで教えている反面もありまして、距離感までを画一化しようとするものを現在の教育そのものに感じているので、フリースクールか学校か、普通学級か特殊学級かという二者択一的な考え自体を一度問い直して見てはどうかと思います。

節目の総会として今後の学会活動を考えたい

司会：皆さんの討論を聴いていて思ったことは、一つにはもう20年もあるいは場合によっては30年も言い続けてきていると、でもまだ足りないと、今後も言い続けていかなければいけない問題が依然として存在する。もう一つは社会臨床という言葉を巡ってですけども、臨床というのはそもそも個人的なあるいは密室の中でのものというか、それを社会的な文脈の中で考えるとといったことが原点としてあったと思うのですが。例えば第1分科会にしても、社会的な運動としての解放教育が結局今後どうしたらいいのかというところで、やはり個別の関係とか、あまり大きな網を打つ

よりも、現実在即して具体的な人間関係の中と言うか、そういうような話というのがあったと思います。一つ行き着く所はアイデンティティ論みたいなものがあるし、一つは学校を変えるためには社会を変えなくてはいけないという、そこで言われる社会というものがある、やはり両方を自由に行き来出来るというか、そういうような発想というか、それが必要なのかなど。もしそこがうまく出来ればそれは社会臨床学会でありえるのかなという感想を2点目に持ちました。それから共同通信の松田さんがオウム真理教について語られた。横井さんは固有名詞は出されなくて、非常に禁欲的に語られたけども、明らかにオウムの話を前提にして語られていた。横井さんもこのことについて興奮しているし、世の中全体がそういうようなところがあるのだと思います。非常に乱暴な言い方をすれば中世と現代というのが非常に良く似ているということです。どこから数えてか、つまり明治の近代化から数えて130年なのか、戦後50年なのか、あるいは障害者運動といったところから2、30年というかたちでくるのか、いずれにしても時代の変わり目に来ている。それはいろんな制度というか装置というもいい、病院とか施設とか学校とかそういうものの自体が疲弊している。そういう中で、やはり社会臨床学会としての文脈の中で、我々なりの切り口で取り組んで行きたいと思います。京都総会というのは日臨心時代

からいつも節目になっていて、今回も何かの節目なのかなと思いました。最後に今回の総会の準備委員長を務められた花園大学の八木さんから、閉会の宣言を頂きたいと思いますけども、我々一同、花園大学の先生方あるいは学生さんに、改めて感謝したいと思います。(拍手)

八木実行委員長挨拶

八木：より頼り無い方が実行委員長をやしまして、とにかく二日間大過なくというのは変ですが終わりました。ここで僕は花園大学の学生さんには本当に感謝したいと思っています。どうも有難うございました。それとこの学会開くにおいては花園大学執行部全面的に協力してくれましたし、現に昨日の横井さんの記念講演の時には副学長も顔を出していました。事務局も協力的にやってくれました。自分のいる大学の執行部に有難うというのも変ですが、感謝したいと思っています。それでは二日間大変お疲れ様でございました。

＜お断り＞本記録は発言内容を二分の一程度に編集委員会でカットしてまとめました。分科会の報告者を含めて各発言者の校閲は経ておりません。したがって、発言の趣旨が正確でないとしたら、その責任は編集委員会にあります。

共生のインターフェイス — 電腦福祉論によせて —

石川准 (静岡県立大学)

1 テクノロジーの誘惑

目の中に超小型コンピュータを埋めこむことで視力が再生できるかもしれない、というニュースがつい最近米国の新聞に紹介されていた (San Francisco Chronicle, October 13) と、友人がE-mailを送ってくれた。研究しているのは、医療機関としては信頼のある「ハーバード・メディカル・スクール」。内容はおよそ以下のとおりだった。

ハーバード・メディカル・スクールのジョセフ・リッツ博士 (Joseph Rizzo) のチームが、目の中に埋めこむタイプのコンピュータ・チップを開発している。チップの大きさはわずか数ミリ。網膜に「そっとのせる」ことで、視力を作りだそうという試み。使用者は小型TVカメラを内蔵したメガネを付ける。カメラがとらえた映像はまず、レーザ光に変換される。この光が角膜を通して埋めこんであるチップに当たり、チップがこれを再び電気信号に変換して視神経に伝える。これである程度の「人工的な視力」を作り出す。チームは来年中に動物で実験してみる予定。試作品のチップは500,000ドルだが、生産が始まれば50ドル (チップ単体) になるだろうと予想している。

こうした類のニュースを耳にすると、視覚障害者はどのように感じると健常者は想像するのだろうか。じつは友人も、私 (全盲) がきつと興味を持つにちがいないと思ってわざわざ送ってくれたわけだが (実際私は確かに相応の「知的」興味を抱いた)、じつは大方の想像に反して、当事者の反応は案外クールなものである。たしかに、なかには強い関心を抱く人もいるにはちがいないが、多くは実現可能性を訝って、さほどの興味は示さない。「再生できるかもしれない」といった程度の不確実なニュースに興味したりときめいたりするほど、普段から障害者は自分の障害を悲観し

たり、悩んだり、もてあましたりしているわけではないからだ。

もっとも、これがどこかで人工網膜の開発に成功し、実験の被験者となって人工網膜を埋めこまれた盲人がおぼろげになりとも色や形が見えるようになった、ということなら話は別だ。大半の全盲の視覚障害者は踊り上って喜び、居ても立ってもいられない気持ちになるはずだ。少なくとも私ならたぶんそうなる。

一般に、画期的なテクノロジーは、障害を受け入れていると語っていた人びと、障害者としての体験を大切にしたいと述べていた人びと、障害は自分の個性だと標榜していた人びとをさえ、いとも簡単に自分の虜としてしまえる。障害者だけではない。人工受精、臓器移植、遺伝子操作などの新しいテクノロジーに誘惑される瞬間は、遅かれ早かれ、多かれ少なかれ誰にでも訪れる。

いうまでもなく、先端技術に期待するのは当事者だけではない。障害者や高齢者を救済する救世主としてのテクノロジーの可能性について語る議論は多い。いわく、インターネットやパソコン通信、バーチャル・リアリティ、コンピュータ・ゲーム、インテリジェント・ロボットなどの福祉・医療分野への応用は欠損の大きな補完、癒しや生きがいの提供となるというような議論である。

「コンピューターの次の革命は、電子ゲーム業界が、福祉と医療の分野に本格的に進出するときに始まる。電子ゲームと社会福祉を結び付けるもの、それが電腦福祉論だ。考えてみてほしい。『電話』の普及によって、どれほど多くの一人暮らしの高齢者たちが不安から解放されたか。そして、電話でのおしゃべりによって、どれくらい多くの慰めを得たか。『テレビ』の普及によって、彼らがどのくらい孤独から解放された

か。老人の暮らしている部屋に行くと、よくテレビが一日中つけっぱなしになっている。あれは何を意味するのか。『電子ゲーム』や『マルチメディア通信』は、これらと同じ慰めを、高齢者たちにの人生に追加するのである」(1)

私はこうした議論を屈託ない楽観論とはいわない。しかし人文・社会科学の立場からは、道具と人との「インターフェイス」をめぐる社会的原理についての哲学的考察を付け加える必要があると感じている。電腦福祉機器の開発と普及は、様々な社会的要因、社会的文脈のもとで成立する（あるいは、しない）ものだからであり、電腦福祉機器の導入が福祉の人間化をもたらすか、非人間化をもたらすかも、社会的条件しだいだからでもある。

2 障害者と蛍雪技術

人が道具に働きかけ、道具がそれに反応し、人に応答する方法や形式は、一般に「ユーザ・インターフェイス」とか「マンマシン・インターフェイス」と呼ばれている。システムとシステムの接触の仕方、つまり、インターフェイスの形式によって、人は快適に道具とコミュニケーションできることにもなれば、逆に文字通り道具の前で立往生して途方に暮れることにもなる。

「ヒトは道具を創り、それを操る動物である。そして言うまでもなく、道具とヒトが棲む世界の広がりには密接な関係がある。

ところで私たちはふつう、道具を「不便を便利に変えるもの」という見方でとらえることが多い。しかし、とくにコミュニケーションに用いられる道具と私たちが造り上げていく意識の世界との間には、それ以上に注目すべき“感動的な関係”がある。

コミュニケーションのプロセスでは、渡したいさまざまな記号を部品として組み合わせ、解体するという操作を繰り返しながら、表現や解釈を行なう。記号操作の道具には、紙と鉛筆から始まってさまざまなものがあるが、コンピューターは今世紀の生んだもっとも純粋な記号操作の道具だといえる。

こうした言語的な道具はいろんなことができる“ゆ

とり”……別の言い方をすれば融通性、自由度を持っている。だが、道具に利便性だけ求める社会では、あらかじめ定められた使い方に従うことが奨励される。『この道具はこう使うものだ』と決められてしまうのである。

しかし、道具の使い方がずっと同じままであるのなら、まったく新しい考え方の優れた道具とその使い方は、いったいどこから出てくるのか？ 天才のひらめき？ そして私たちはただ黙々と次から次へと新しい使い方を覚え、効率アップに向けて努力するしかない？ そう考えると、道具なんて融通のきかないモノになってしまう。さらに、その道具の助けを得て拡大していく世界さえつまらないものに思えてくる。

実は道具の面白さは、使う側のアイデア次第で、当初考えられた以外の使い方ができてしまう点にあるのだ。

コンテンツが道具によって新たな装いをまとって姿を現したとき、私たちのそれまでの思い込みを壊すような“新鮮な裏切り”を感じることもある」（今泉洋、インターネットマガジン、1995.10,p.74）

本物に手がとどかないときに他の物でまにあわせることを「代用」という。ちなみに座右のCD-ROM版『電子広辞苑』には「他のものにかえて使用すること」とある。では「流用」はどうか。再び広辞苑には「きまった目的以外のことに融通して使用すること」とある。

人は、目的を実現するための便法として、何かを流用して別の何かの代用とする、という方法を駆使する。少し皮肉な言い方にはなるが、これをここでは「蛍雪技術」と呼んでおこう。蛍雪技術＝流用と代用の文化は、とりわけ本物へのアクセスが困難だった欠乏の時代には豊かに開花していた。衣食住をはじめとする生活のほとんどの領域で流用と代用の技術が駆使されていた。だが、流用し代用する人びとの能力は豊かな時代には衰退する。本物があふれているのだから、流用や代用を必死になって考える必要もチャンスもないからだ。

だが豊かな時代にも蛍雪技術に頼らざるをえない人びとがいる。障害者である。大半の道具や制度やシス

テムが障害者という存在を考慮せずに作られている以上、障害者はいつでも流用や代用を駆使せざるをえない。障害者の生活者としての実力は、この流用や代用の技術のことだといっても過言ではない。一見、無関係とみえる物どおしを機転を効かせて関係づけ、どうにか問題を切り抜けていく能力が、その人の生活技術となるのである。

例を挙げよう。コンピュータはきわめて有用な道具である。しかし、コンピュータはキーボードやマウスで入力し、ディスプレイで表示して操作することを想定して作られている。キーボードは押すことができないと見えないし、ディスプレイは見ることはできないと見えない。マウス操作には目と手の両方が必要である。要するに、コンピュータは目の見えない視覚障害者や手の使えない肢体不自由者をユーザとして想定していない道具だ、ということになる。マルチメディアともなればそれはなおさらのことで、ユーザは感覚機能と運動機能を総動員してコンピュータを操作しなければならない。

だが障害者、とりわけ視覚障害者は、この道具を使いたいと切実に望んできた。使えるか使えないかがその人の情報処理能力に決定的な違いをもたらすからだ。幸い便法はあった。一般のプログラム(OS、アプリケーション)に「介入」し、プログラムの動作に連動して、音声/点字出力・画面拡大機能を提供する動きをするプログラム(「スクリーンリーダー」という)を開発する、という手法である。

こうしてこの10年間、多くの視覚障害者が、視覚障害者のコンピュータ利用を可能にするプログラムの開発に、ある者は開発者として、ある者はモニターユーザとして、別のある者は初心者へのインストラクタとして積極的にかかわってきた(2)。日本における視覚障害者用ソフトウェア開発は、大コンピュータメーカーでも優秀なソフトウェアハウスでもなく、ほかならぬ当事者が主導してきたと言っても、けっして言いすぎではない。技術や知識は不足していても、問題を解決しようとする意欲の圧倒性において当事者は優っていたからだ。

「人間と機械の共生が最初に訪れるのは、老人・病

人・障害者の方からだというのは、まさにその通りだと思います。そしてそれは、現に起こりつつあることでしょう。病人・老人・障害者といった人々は、われわれの従来の価値観からすると、社会の周辺部に隔離され、保護されねばならない人たちです。ところが、現代のテクノロジーは、彼らを機械文明のトップランナーに押し上げてしまった。つまり、彼らは、いつのまにか、人間と機械が融合していく、その先頭に位置してしまっている。だから、未来社会の人間が必要とする、機械との共生の知恵やノウハウやテクニックは、現在、病人・老人・障害者たちが、自らの血を流しながら作り上げているものを基礎として築かれるのだと思います」(3)

コンピュータだけではない。障害者の利用を想定せずに作られた道具や制度やシステムを、障害者は、それら自身やそれらが置かれた環境がたまたま発散するノイズ(音とは限らない)を情報の手がかりとして流用し、それらにアクセスしている。しかし、人知れず流用している間は、流用する人びとの側に主導権はないから、道具や制度やシステムは、障害者の流用を知らない人びとによって勝手に改訂されていく。ノイズが意味を持っていたのは、それを流用していた人びとにとってだけなのだから、いままで使えていたノイズがこうした変更や改定に伴って突然消えてしまうことはよくあることなのだ。

たとえば、駅の改札口で駅員が乗客の切符にハサミを入れる際に出る音は、ハサミという道具がたまたま発散するノイズだったが、視覚障害者はそれを捉えて改札口の場所を確認するために流用していた。自動改札へとシステムが変更されると、視覚障害者はやむなく自動改札機のモーター音という新しいノイズを手がかりにして、改札口の道程を行なうしかなかった。だが、古典的システムが発散していたノイズは、「入口」を知る手がかりとなったのに対して、新しいノイズは漠然と「改札口」を示すにすぎない。加えて、かつては行き先までの料金が不明であっても(それはしばしばあること)、改札口で駅員に不足料金を支払うという便法が使えたが、最新のシステムでは一つしかない(それも自動改札機のどちらサイドに置かれてい

るかは不明) 乗り降り兼用の有人改札で他の乗客と交錯しながら精算を頼まなければならなくなった、という具合である。

障害者は、システムが変更されてそれまでの便法が通用しなくなるその度ごとに、気を取り直して新しい流用の方法や代用の方法を編み出してきた。だが、流用や代用だけをじっと行なっている、問題は残りつづける。展望は開けない。道具や制度やシステムが発散するノイズを、流用して、やりくりして、適応することには限界がある。自動改札システムの次は、タッチパネル式券売機への適応というほとんど絶望的な問題が待ち受けている。障害者の流用や代用を知らない人びと(いや、知っていてもそうなのだが!)は、障害者の流用や代用を置き去りにして、それに代わる別の便法すら用意することなく、道具や制度やシステムを「効率化」していく。道具や制度やシステムは、それ本来の目的以外には流用できなくなり、想定された使い方以外の使い方を許さなくなるという意味において「純化」されていく。

このような理由で、蜚雪技術は本質において、壊れやすく不安定であり短命である。だからこそ、障害者の流用や代用の事実を、道具や制度やシステムが改定される前に、意志決定権を掌握する人びとに辛抱強く知らせていく努力が重要となる。それにもっと根本的には、障害者の存在を前提とした道具や制度やシステムづくり(アクセシビリティ、バリアフリーデザイン)に、障害者も社会の一員としてはじめから参加し、はっきり注文をつけていくことが大切であるのは言うまでもない。

3 GUI問題への取り組み

パーソナルコンピュータおよびエンジニアリング・ワークステーションの利用環境は、近年グラフィカル・ユーザ・インターフェイス(GUI)へと急速に移行しつつある。この新しいユーザ・インターフェイスは、すべてのユーザに対して快適な操作性を約束するはずのものとして登場した。しかし、ユーザ・インターフェイスのグラフィック化は、これまで以上に視覚障害者ユーザを「コンピュータ弱者」としつつある。

一般に、視覚障害者のコンピュータへのアクセスを可能にするには、

1. 音声/点字出力・画面拡大機能を組み込んだ視覚障害者専用アプリケーションを開発する方法「専用プログラム・アプローチ」

2. 一般のプログラム(OS、アプリケーション)に介入し、プログラムの動作に連動して、音声/点字出力・画面拡大機能を提供する働きをするプログラム(スクリーンリーダー)を開発する方法「スクリーンリーダー・アプローチ」

という二つのアプローチがある。ここでは、このうちスクリーンリーダー・アプローチを中心に何がめざされ、どのような問題が生じたか、どのような解決が模索されているかを考察する。

欧米におけるMS-DOS用スクリーンリーダー開発の歴史は80年代初頭に遡る。これまで数多くのスクリーンリーダーが開発され、より快適な操作性を視覚障害者ユーザに提供するためにさまざまな工夫や改良が加えられてきた結果、MS-DOS用スクリーンリーダーはほぼ成熟の域に達した。MS-DOS用スクリーンリーダーは、TSRまたはデバイス・ドライバとしてメモリ常駐し、MS-DOSおよびBIOSが行なう入出力関連の割り込みをすべてトラップし、操作の流れ、データの流れを常に監視し、入出力された文字情報を必要に応じて音声あるいは点字で表示する働きをする。具体的には、表示しつつある文字の読み上げ、すでに表示された文字の読み上げ(レビュー)、キー入力された文字の読み上げ(日本語環境では日本語入力プロセッサへの対応を含む)、ビデオ属性の変化に連動した表示文字の読み上げ、カーソル移動にともなうカーソル位置の文字の読み上げなどの機能を持つ。

一方、GUI対応スクリーンリーダーの開発は80年代後半に始まる。世界最初のGUI対応スクリーンリーダーは、Berkeley Systems社が1989年に発表したMacintosh用スクリーンリーダーoutSPOKENである。Berkeley Systems社のOff-Screen-Modelと呼ばれるGUIアクセスソフト用データベース構築技術が、それまで困難と考えられていたスクリーンリーダーによるGUIアクセスに一つの有力な解決策を示した。

outSPOKENとそのOSM技術によるブレイクスルーに
触発されて、数年後にはMS WindowsやOS/2対応ス
クリーンリーダも続々発表された(4)。

一般に、Windows用スクリーンリーダは、独立のア
プリケーションとしてプログラム・マネージャーと並
行動作し、ユーザに音声メッセージと点字メッセージ
によるウインドウ操作環境を提供する。Windowsシ
ステムが提供するAPI(application interface)などを
利用して必要な情報を取得し、オブジェクトをツリー
構造に配置したOSMを構築し、GUI-CUI(command
user interface)変換を実現する。具体的には、ウイン
ドウ・アプリケーション操作領域では、Windowsの
ショートカットキーやキーボードによるマウス操作の
エミュレーションに連動した注目部分(タイトル
バー、アイコン、メニューバー、リストボックス、ダイ
アログボックスなど)の読み上げなどの機能を持
ち、クライアント領域では、MS-DOSのスクリーン
リーダと同じ機能(出力中文字の読み上げ、画面レ
ビュー、キーエコー、カーソル移動にともなう読み上
げ、ビデオ属性の変化にともなう読み上げなど)を有
する。

米国においてGUI対応スクリーンリーダ開発がかく
も熱心に行なわれてきた背景には、コンピュータは誰
もが使える道具でなければならないという思想を具現
する「リハビリテーション法508条」、および障害を
理由とする排除を差別として禁止する「障害を持つア
メリカ人法」(Americans with Disabilities Act)という
二つの法律がある。IBM、Apple、SUN、DECといっ
た大手のコンピュータメーカーは、障害者のコン
ピュータアクセスへの自社の配慮を社会的にアピール
する必要に迫られ、アクセシビリティ推進本部を設置
して、アクセシブルな製品開発、コンピュータ教育支
援、社会啓蒙などの活動に力を入れるようになった。
また、これまでソフトウェア会社はアクセシビリティ
に対して無関心だと批判されてきたが、最近になって
Microsoft社はWindows95をアクセシブルなOSにす
るために、スクリーンリーダ開発を手掛けるサード
パーティ支援の姿勢を示している。

一方、欧州でもEUのTIDE(Technology Initiative

for the Disabled and Elderly Persons)プロジェクト(5)
の一環としてシュツットガルト大学などが中心となっ
て進めてきたGUIBプロジェクトなどが実を結び、
Windows用スクリーンリーダの製品化が実現してい
る。米国のスクリーンリーダでは、主出力デバイスと
してもっぱらボイスシンセサイザーが用いられるのに
対して、欧州では、点字ディスプレイを主出力デバイ
ス、ボイスシンセサイザーを副出力デバイスとするス
クリーンリーダが主流である。実際、欧州ではスク
リーンリーダ開発プロジェクトの多くで、点字ディス
プレイメーカーが中心的な役割を担っている。

北米と欧州でこのような違いがみられることには、
視覚障害者の点字取得率の差の他に、福祉機器の中心
的な購入主体が企業や大学や個人であるのか、それと
も政府であるのかの違いが関係している。ボイスシン
セサイザーの価格は\$100から\$1,000と比較的安価
であるのに対し、点字ディスプレイの価格は\$5,000
から\$20,000とかなり高額である。ドイツやオランダ
といった国々では、政府が必要な福祉機器を購入し、
就労中の視覚障害者や大学等で勉学する視覚障害者に
提供しているのに対して、米国では、福祉機器を購入
し障害者の就労、勉学環境を整える責任は、すべて企
業や教育機関の側にあるものとされている。

今日、欧米や日本における視覚障害者の就労や就学
は、もはやコンピュータへのアクセスということ抜き
にしてはとうてい考えられない。ワードプロセッサ
やスプレッドシートを独力で使えるようになったこと
で視覚障害者の文書処理力は飛躍的に向上し、一般事
務職等への就労が可能になったし、商用PCネットや
インターネット上の各種データベース、CD-ROM辞
書、OCR等の活用によって専門職、技術職に従事す
際の困難も軽減された(6)。このように視覚障害者に
とってコンピュータという道具は、この10年ほどの
間、障害を補う強力な道具でありつづけた。

だからこそ、職場や学校のコンピュータがわずかの
間に急速にGUI環境に移行した欧米で、視覚障害者
が、MS-DOS環境でいったん実現したコンピュータへ
のアクセスを再び阻まれつつあることに強い危機感を
覚え、「GUIパニック」とでもいうべき事態が起きた

のは当然のことだった。その結果、活発なロビー活動が転回され、そうした状況を受けて、GUI対応スクリーンリーダの開発とその製品化が急ピッチで進められたため、GUIに対する視覚障害者の危機意識や抵抗感は徐々に終息しつつある。だが、GUIはどこまでいっても視覚障害者には不便なインターフェイスであることに変わりはない。MS-DOSというコマンド・インターフェイスにおいて可能だったこと、たとえばワードプロセッシング、データベース検索、通信、プログラミングなどが、WindowsというGUI環境でも曲がりなりに可能になったというにすぎない。

4 スペーシャル・アプローチとロジカル・アプローチの対立

GUI用スクリーンリーダは、GUIそのものを脱構築するアプローチに基づいて開発・改良されなければならない。一例をあげれば、ウインドウ・アプリケーション操作領域での操作では、画面のレイアウトに沿った検索操作(スペーシャル・アプローチ)という固定観念を捨てて、論理構造に準拠した検索操作(ロジカル・アプローチ)を提供するほうが有効である。この点で参考になるのは、点字ディスプレイを主力デバイスとする代表的スクリーンリーダのVIRGO(Baum社)である。VIRGOは画面のレイアウトを無視し、オブジェクトを論理的関係に従って階層化して管理し、テンキーおよび点字ディスプレイのキーパッドにより、ツリー構造から目的のオブジェクトを選択できるように設計されている。

視覚障害者は画面を見ることができない。それは大きなハンディキャップである。だからこそ従来の発想は、いかにすれば視覚障害者は障害を克服して画面検索を行なえるようになるのか、というものであった。しかし、クライアント領域でこそ画面のレイアウトは意味を持つが、ウインドウ・アプリケーション操作領域では、ウインドウの大きさ、画面上の位置、他のウインドウとの重なりなどの情報は、画面というハードウェアの制約とのかかわりでのみ意味を持つものであって、けっして本質的なものではない。

一般に、視覚障害者は障害の特性との関係で、論理

的操作、言語的操作を得手とし、非論理的な操作、非言語的操作を不得手とする。また、記憶負担より検索負担が重荷となる人びとである。GUIが想定するユーザーの特性とはまったく対照的だといえるだろう。したがって、視覚障害者に空間や平面上での検索を要求するようなインターフェイスはインターフェイスの名にも値しない。そのことをはっきりさせるために、ここで検索負担について分析するための一つの思考実験を試みよう。

ここに一冊の英和辞典がある。“interface”という単語を検索したいのだとしよう。私たちは日常どのような方法を用いて目的の単語に到達しているのだろうか。私たちの行動を分析するとこうなる。

まず、辞書を手に取って、辞書の中ほどのページを開く。“interface”という単語は開いたページより前にあるのか後ろにあるのかを調べる。その結果、前にあるということが分かったら、辞書の後ろ半分は検索外として捨てて、前半分だけを対象として検索を続ける。再び辞書の残り半分のうちの中ごろのページを開き、“interface”が開いたページの前後どちら側にあるかを調べる。この手続きを目的のページが現れるまで繰り返す。

総ページ数1024ページの辞書なら、最悪でもこの検索を10回続ければ必ずめざすページに到達できる。あるいは辞書に載っていないことが分かる。これは二分検索と呼ばれるもっとも基本的な検索方法に相当するが、どうしてこのような検索が可能だったかという、それはあらかじめ単語がソートされていたから、つまり、アルファベット順という論理的秩序の配下にすべての単語が置かれていたからであり、そして、私たちが、二分検索という概念を知っていようと知るまいと、自然にこの方法の合理性を知っていたからである。

それでは次に、人は空間上のどこかに偶然置かれた対象物(オブジェクト)を、どのようにして検索しているのだろうか。この場合は対象群の位置関係に論理的な関係はない。だが、その空間が一望できる範囲の広がりしか持たない場合、検索は容易だ。検索は瞬時に完了する。一瞥すれば対象の方から視覚に飛び込ん

でくるからだ。もっとも識別すべき対象物が多くなれば、カルタ取りや書棚から本を取り出すときのように検索は手間取ることになるのではあるが、ウインドウ・インターフェイスでは識別すべきオブジェクトの数はそれほど多くはないから検索負担は大きくない。少なくとも、コマンド・インターフェイスにおけるコマンドを記憶するという記憶負担や論理的演算を行なうという思考負担に比べれば、それはものの数ではない。

では、空間上に偶然置かれた対象物の検索を、視覚障害者に要求したとすればどういうことになるだろうか。たとえば、部屋の真ん中で紙を一枚落として、それを盲人に拾わせるとしたらどうなるだろう。盲人は手で床を探るという方法で検索を行なうしかない。さきほどの辞書検索とは違い、この場合の検索は困難をきわめる。なぜかという、手で床の一点を触って検索するという方法によっては後続の検索の対象範囲は限定できないからだ。検索が収束するためには検索という行為によって検索範囲がそのつど限定されていく必要がある。検索が収束しない場合は、検索は無限に続けなければならないかもしれない。探す物が存在しないということはいつまで検索を続けても確定できない。対象の存在場所は不定であり、論理的に指定されるようなものではなく、検索の網羅性を証明することができないのである。

空間スキャン能力に依存した非論理的検索という行為の持つ意味は、このように健常者と視覚障害者とでは大きく異なる。障害を克服するアプローチを捨てて、障害を生かすアプローチに基づくソフトウェア設計がなされなければならないのはこのためだ。ところが、私の体験からいっても、健常者の技術者は、このような単純な事実さえなかなか気づきにくい。ディスプレイの代わりにタッチパネルを置いて盲人に触らせ、アイコンやウインドウに指がぶつかったらそのオブジェクトの名前や状態を音声などで通知してやれば、盲人もウインドウ・インターフェイスをなんとか操作できるようになるはずだと考えたり、三次元音場技術を利用して視覚空間を模倣（エミュレート）し、グローブ操作でオブジェクトを捕まえさせることがで

きるのでは、と発想する技術者にしばしば出会った。

もちろん、GUIでなければならないこと、たとえば WYSIWYG 方式のデスクトップパブリッシング、ハイパーテキスト操作などを、視覚障害者が独力でこなえるようにするための努力に価値がないわけではない。だがそれ以前に、従来達成されていた水準の操作性、機能性を、Windows 環境で実現することがまずめざされなければならない。

5 おわりに

繰り返しになるが、障害者ユーザへの配慮がなされていない一般のアプリケーションや OS に介入して、視覚障害者が使えるように、音声出力や点字出力機能を付加する働きをするのがスクリーンリーダである。そのため、スクリーンリーダは否応なくトリッキーな技巧を駆使せざるを得ない。それでも、スクリーンリーダのそうした介入が功を奏する保証はどこにもない。MS-DOS 用にしても MS-Windows 用にしても、スクリーンリーダは OS に進入し、情報の手がかりとなるものを流用して、視覚障害者のコンピュータ・アクセスをどうにか実現しているにすぎない。実際、欧米における Windows 用スクリーンリーダの開発は困難をきわめた。

そこで、音声／点字出力・画面拡大機能をあらかじめ組み込んだ、視覚障害者専用（もしくは健常者、障害者両用）アプリケーションの開発が重要になってくる。とくに多くのユーザが頻繁に使う種類のアプリケーション（具体的にはワードプロセッサ、OCR プログラム、自動点訳プログラム、点訳エディタ）では、専用・両用アプリケーションへの期待は高い。アプリケーションの機能が等しいと仮定すれば（投入されるマンパワーがまったく異なるのでこの仮定は非現実的ではあるが）、一般向けアプリケーション＋スクリーンリーダという組み合わせと専用アプリケーションとでは、後者のほうがより快適な操作性を提供できるのは当然である。

しかし、こうした分野のアプリケーション開発には、視覚障害者自身が、デザイナーとして、プログラマとして、中心的な役割を担っている場合が少なく

い。こうした開発への視覚障害者自身の参加を可能にするためにも、高性能のGUI対応スクリーンリーダが利用可能になっていなければならない。加えて、同じ職場で視覚障害者と健常者が共同作業を行なう場合も、専用ではなく、一般に使われているアプリケーションをアクセシブルにするスクリーンリーダは重要である。

日本において、MS-DOS用スクリーンリーダの開発が始まったのは、ようやく80年代後半のことである。このことからわかるように、この分野における欧米と日本の実力差やコミットメントの違いは歴然としている。日本語環境におけるWindows対応スクリーンリーダは、残念ながら依然として存在していない。しかし、日本での、視覚障害者のGUIアクセスを可能にしようとする取り組みが最近ようやく始まった。通産省は昨年秋、「視覚障害者対応マルチメディアシステム」プロジェクトを発足させた。1994年度から5年間で5億円をかけて行なうプロジェクトで、新エネルギー産業技術総合開発機構(NEDO)が窓口となり、企業への委託研究の形で開発を行なう。このプロジェクトでは、視覚情報の非視覚化技術や新たな聴覚/触覚デバイスの開発により、GUIやマルチメディア文書への視覚障害者のアクセスを可能にすることをめざしている。CD-ROM等により提供される百科事典などの大規模なマルチメディアデータを検索するためのシステム、インターネットなどで流通するマルチメディア情報(WWWのようなハイパーメディア的な情報空間をターゲットにする)へのアクセスを支援するシステム、電子化されていない印刷物へのアクセスを支援するOCRシステムなどへの応用が予定されている。

筆者はこのプロジェクトに開発委員として参加しているが、プロジェクトが成功するためには、発想の大きな転換を、開発を発注する行政の側にも、開発を受注する企業の側にも、辛抱強く説得していく必要があると痛感している。日本のこれまでの同種のプロジェクトでは、とかく新技術開発、とくに専用ハードウェア開発の「実験的」な試みが優先されてきたことに加えて、自国や自社の技術力を過信して欧米の先進的な試みに学ぶことを怠ったり、ユーザによる評価を軽視

したために、「実践的」な成果をあげることに失敗してきた。ユーザはそれを忸怩たる思いで見つめてきた。しかし、ユーザは確実に成熟してきており、不完全なアウトプットではもはや通用しない時代が来ている。

コンピュータには、障害や老いにとまなう制約を補う強力な道具ともなりうる可能性が備わっている。だから、障害者の多くはこの道具に熱い期待を寄せている。高度情報社会においては、コンピュータへのアクセスは権利であるという考えが先進的な国々で成熟し制度化されてきた。日本にも通産省の「情報処理機器アクセシビリティ指針」(1995年改訂)というガイドラインがある。スクリーンリーダや専用アプリケーションの自主開発という障害者の「蛭雪技術」だけでは、障害者のコンピュータアクセスは保障されない。今後は、OSメーカーのアクセシビリティへの積極的関与がなんとしても望まれる。多様なユーザの要求に応えられるような柔軟性(multimodality and customizability)を、あらかじめ備えたOSやユーザ・インターフェイスが開発されなければならない。

以上、本論文が扱った視覚障害者のコンピュータアクセスというテーマは、あるいは特殊だったかもしれない。だが、これは人と人、人と社会、人と道具を接合するインターフェイスのあり方に関する基本原則＝哲学の問題であることを強調したい。人間の特性を一元的に想定して、ユーザ・インターフェイスを一方向に純化していくやり方は、インターフェイスと不整合を起こすユーザのアクセスを排除するのみならず、便法による適応をも拒絶する。それは、人権という倫理的視点からしても、ユーザの多様化という時代状況における資本制の論理からしても、すみやかに解決されるべき事態であると筆者は考える。

障害者に使いやすい道具は高齢者にも使いやすく、ひいては健常者にも使いやすいはずだ、という常套句がある。しかしそれは誤りである。多様性は調和的であるとは限らない。ある特性を持った人には使いやすい物が、別の特性を持った人には使いにくいというのがむしろ普通である。そのことを踏まえつつ、インターフェイスは設計されなければならない。パーソナ

ルコンピュータのようにユーザの多様性を、マルチモダリティによって解決できる場合はむしろ例外的である(なぜなら一台の「パーソナル」コンピュータを複数のユーザが同時に使うことは考えなくてもよいから)。ところが、道路や建物となると、多様な特性を持つ人びとが、異なる特性のインターフェイスを要求しつつ同時に利用しようとする。この場合のインターフェイス(マルチユーザ・マルチモダル・インターフェイス)設計は困難を極める。同じ障害者でも、視覚障害者は歩道の段差を維持するように求め、車椅子の障害者は段差を削ることを求めるといった具合である。どのようなブレイクスルーが可能かを徹底的に考え、妥協や譲歩の可能性をぎりぎりまで考慮することしか、さしあたり方法はない。協調や相互譲歩のためのインターフェイス=共生の作法を、この社会はもっと真剣に設計し、組織していく必要がある。

注

(1) 森岡正博,1994,iii から引用。また、これに関連して、太田茂,1991、および、太田茂編,1992 参照。また、

(2) 口幅ったい話だが、筆者も社会学の研究のかたわら、「自動点訳プログラム」「スクリーンリーダ」「音声・点字エディタ」などの視覚障害者用コンピュータ・プログラムを開発してきた。視覚障害者が使えるエディタがないため、エディタを作ることから私は始めたが、そもそもエディタにせよ何にせよ、プログラムと名の付く物を作るにはエディタが必要だという大いなる矛盾がそこにはあった。

(3) 森岡正博前掲書,125

(4) 「GUI アクセス・プログラム製品一覧」

製品名 開発元 対応 OS 対応出力デバイス

outSPOKEN Berkeley Systems 社 (米) Macintosh ボイスシンセサイザー

Screen Reader/2 IBM 社 (米) OS/2 ボイスシンセサイザー

Slimware Window Bridge Syntha-Voice Computers 社 (加) MS-Windows ボイスシンセサイザー、点字ディスプレイ

ProTalk for Windows Biolink Computer Research and Development 社 (加) MS-Windows ボイスシンセサイザー

Win Vision Artic Technologies International 社 (米) MS-Windows ボイスシンセサイザー

Window Master Blazie Engineering 社 (米) MS-Windows ボイスシンセサイザー

outSPOKEN for Windows Berkeley Systems 社 (米) MS-Windows ボイスシンセサイザー

JAWS for Windows Henter-Joyce 社 (米) MS-Windows ボイスシンセサイザー

Virgo BAUM 社 (独) MS-Windows 点字ディスプレイ

Screen Power for Windows BAUM 社 (独)、Telesensory System 社 (米) MS-Windows 点字ディスプレイ、ボイスシンセサイザー

WINDOTS Papenmeier 社 (独) MS-Windows 点字ディスプレイ

BLINDOW Franc Audio Data 社 (独) MS-Windows 点字ディスプレイ

「UNIX 用 GUI アクセス・プログラム開発プロジェクト一覧」

プロジェクト名 開発機関 対応 OS 対応出力デバイス
GUIB プロジェクト (TIDE プログラム) シュツットガルト大学 (独) 他 X-Window 特殊点字ディスプレイ、ボイスシンセサイザー

Mercator プロジェクト ジョージア工科大学 (米) 他 X-Window ボイスシンセサイザー

DACX (Disability Action Committee for X) プロジェクト ウィスコンシン大学 Trace Research and Development Center (米) 他 X-Window ボイスシンセサイザー
Screen Reader/AIX IBM 社 (米) AIX ボイスシンセサイザー

UnWindows プロジェクト レンセラー工科大学 (米) 他 X-Window 拡大画面

5 TIDE については以下の WWW サーバーから入手できる。

- Royal National Institute for the Blind : Home Page
<http://www.rnib.org.uk/>
- 6 電子福祉機器に関する国内および海外の情報は、たとえば以下の WWW サーバーから入手できる。
- ・ Royal National Institute for the Blind : Home Page
<http://www.rnib.org.uk/>
 - ・ Trace Research and Development Center
<http://www.trace.wisc.edu/>
 - ・ IBM Special Needs Solutions
<http://www.austin.ibm.com/pspinfo/snshome.html>
 - ・ Apple's Disability Solutions
<http://www2.apple.com/disability/welcome.html>
 - ・ Kokoro Resource Book hensyusya
<http://www.ibm.co.jp/kokoroweb/main/hensyusya.html>
 - ・ Kokoro Web top page in English
<http://www.ibm.co.jp/kokoroweb/indexeng.html>
 - ・ Access Research Group
<http://buri.sfc.keio.ac.jp/~kadota/index.html>
 - ・ Handicap Information Resources
http://www.dais.is.tohoku.ac.jp/~iwan/handicap_res.html

参考文献

- 石川准「GUI用スクリーンリーダの現状と課題：北米と欧州の取り組みを中心に」『情報処理 (学会誌)』1995,12
- 森岡正博『電腦福祉論』1994,学苑社
- 太田茂「困った時のエレクトロニクス：ハイテクを活用する新しい福祉のありかた」1991,中央法規出版
- 太田茂編『暮らしが変わるハイテク福祉』1992,中央法規出版
- Gunzenhaeuser, R.; Weber, G., 1994, "Graphical User Interfaces for Blind People," Proceedings of 13th World Computer Congress, (28. August - 2. September 1994, Hamburg), in Brunnstein, K.; Raubold, E. (eds.) 13th World Computer Congress 94, Vol. 2, 450-457.
- Mynatt, E.; Weber, G., 1994, "Nonvisual Presentation of Graphical User Interfaces: Contrasting Two Ap-

proaches," in Proceedings of CHI 1994 (Boston, MA, USA, April 24-28, 1994), ACM, New York, 166-172.

Mynatt, E.; Edwards, K., 1992, "The Mercator Environment: A Nonvisual Interface to X Windows and Unix Workstations," GVU Tech Report GIT-GVU-92-05, February.

Petrie, H.; Gill, J., 1993, "Current Research on Access to Graphical User Interfaces for Visually Disabled Computer Users," European Journal of Special Needs Education, Vol. 8, No.2 153-157.

Schwerdtfeger, R.S., 1991, "Making the GUI Talk," BYTE, 118-128.

Thatcher, J., 1994a, "How to Make OS/2 Talk .. And Why Access to OS/2 with IBM Screen Reader/2," OS/2 WORLD July 19-22.

Thatcher, J., 1994b, "Screen Reader/2 Access to OS/2 and the Graphical User Interface," ASSETS '94 April 18.

Thatcher, J., 1994c, "Screen Reader/2 - Programmed Access to the GUI," Submitted, International Conference on Computers for Handicapped Persons.

Weber, G., 1994, "Reading and Pointing - New Interaction Methods for Braille Displays," in A.D.N. Edwards (ed.) Extraordinary Human-Computer Interaction - Interfaces for Disabled Users, Cambridge University Press.

Weber, G.; Kochanek, D.; Stephanidis, C.; Homatas, G., 1993, "Access by Blind People to Interaction Objects in MS Windows," in Proceedings ECART 2, Stockholm, May 1993, 2.2.

Weber, G.; Petrie, H.; Kochanek, D.; Morley, S., 1994, "Training Blind People the Use of Graphical User Interfaces," Proceedings of 4th International Conference on Computers for Handicapped Persons, (14.-16. September 1994, Wien), in Zagler, W.L.; Busby, G.; Wagner, R.R. (eds.) Computers for Handicapped Persons, Lecture Notes in Computer Science 860, Heidelberg: Springer, 144-153.

「先号の『らい』問題を読んで」に触発されて

篠原 睦治 (和光大学)

松浦武夫さん、先号には、島比呂志さんへのほくのインタビュー「いま、なぜ、らい予防法を問うのか」と浪川新子さんの「らいの本を読む」(いずれも第3巻第1号)に丁寧な応答をしてくださり、ありがとうございました。

実は不思議な事態が起きました。松浦さんの文章の直後に、「松浦武夫さまへ」という拙文を載せたつもりでしたが、それがいつの間にか消えていました。特に、最後に載せた「注」二つは、ほくが無断で付記したもので、それを松浦さんにも読者にも断っておかなくてはならないと思っていましたのに失礼しました。ここでは、そのことをお断りし、松浦さんの文章読みながら触発されたことを記します。

伴っていないという問題が残っている。もう一つ、「ハンセン氏病」は、「らい菌」を発見してひとつの伝染病であるとした、医師ハンセン氏の功績を称えて、付けられた名称だが、それに伴う結果に問題がある。つまり、その分、いよいよ、「癩病」者は、元「癩病」者も含めて、近代医学と医者 of 支配・管理のもとに置かれ続けることになる。

こうして、「らい」者は、近代国家の成立以降今日まで、「癩病」と「ハンセン氏病」という名称のもとで、通して「隔離収容」の時代を生きてきたのである。その意味で、二つの名称は、(松浦さんが言うように)同様の文脈で合わせて想起され続けられなくてはならないと改めて気づいた。

「癩病」も「ハンセン氏病」も「隔離収容」のもとで

らい学会見解は「らい予防法」廃止の動きに対する処世ではないか

確かに、ほくは、「ハンセン氏病」と言わずに、「癩病」と言い続けて、その歴史と現実に対面し続ける必要がないかと発言した。松浦さんは、「癩病」、そして、「ハンセン氏病」と二度意識する必要があると述べている。

ほくは、「癩病」者自らが、全患協運動の中で、「強制収容反対」とともに、「ハンセン氏病という正式名称の採用」を訴えた事実を想起する。つまり、「癩病」が「強制収容」と結びついてきた名称であったために、「強制収容反対」は、新しい名称「ハンセン氏病」とセットになって、主張されなくてはならなかったのだ。

ところが、今日、名称「ハンセン氏病」は一般化しつつあるが、その「強制収容」はあり続けているし、それを正当化・合法化する「らい予防法」や「日本らい学会」は存在している。つまり、名称替えが実質を

ところで、日本らい学会は、「らい予防法」の存続に自ら加担してきたことを述べ、そして、その廃止を提言している。松浦さんは、国家と医学・医療の結合を支えてきた、民衆の意識の解明を提言している。そして、らい学会の自己批判もそこへの入口にすぎないと述べている。そこでは、この見解に対する松浦さんの詳しい感想ははまだ述べられていない。この際、ほくの感想を記してみる。

なぜ今ごろになってようやく、らい学会は、昔から分かっていたことを自己批判したのであろうか。彼らはその理由を明快に述べている。学会の中核を療養所関係者が占めていたからであり、らい学会の中核に彼らがいなくなって、やっと、彼らへの批判が可能になったからであると。とすれば、この見解は、らい学会内における、療養所の内と外の対立の結果、外が勝

利したと述べているにすぎない。この見解は、その印象をカバーするかの如く、「救済の旗印を掲げて隔離を最善と信じ、そこに生涯を賭けた人の思いまでを、私たちは踏みじめる権利がない。」とわざわざ断っている。

こうして、らい学会見解は、「らい予防法」を成立させ推進した光田健輔ら、らい強制隔離論者の立場を自分たちの外に置き、しかも、彼らが同じ医療従事者である点で、その分かばうという形になっている。かくて、らい学会は、新たに、外来治療を原則とするハンセン病治療への努力を宣言している。こう読むと、ぼくには、この見解は、らい予防法廃止の動きに対応する、らい学会防衛の処世のように思われてくる。

(松浦さんが提言する) 国家・社会とらい医学・医療の結合を支えてきた民衆意識の解明の第一歩は、医学・医療に対する(ぼくら)の幻想を剥く作業から始まるのかもしれない。

「よりよい施設」論の強制隔離性と現実性

松浦さんは、「明るく、広々とした」らい療養所といった多くの第一印象に言及して、「よりよい施設は強制隔離の条件」と批判している。インタビューを文字化してからも、この点については、気になっていたもので、そのことを指摘していただいて有り難かった。

例えば、「現行法」の成立(1953年)に先んじて、光田長島愛生園園長は、国会で、強制的隔離を強調したのに対して、林多摩全生園園長は「近來お陰様にて逃走の患者が非常に減少しております。…療養所のすべてのことに、住居の問題とか、その他文化的方面にも一層の改善を加えたならば、患者は落ち着いて療養すると思います。」と証言しているが、この証言に照らしても、ぼくがこのような第一印象に留まるのは不十分、不適切といよいよ思う。

「人権の尊重」に立った療養所の改善が「らい」者の管理・支配をソフト化し、つつがなくしていくという指摘は、今日いよいよ必要である。だが、「らい」者隔離の現実、この指摘に留まるにしては手遅れになっている。そのことについては、ぼくは島さんとの

対話の中で気づいてきたのだが、今日、「らい予防法」の廃止は、「らい」者の現状の充実・改善というパラドックスを同時に引き受けていかななくてはならないほどに、「らい」者隔離は余りにも閉鎖的だったし、長きに渡ってしまったのである。

ぼくは、この事態を日本ファシズムの歴史の中で考える。つまり、ここにも、戦争責任と戦後補償という今日的テーマがある。兵庫解放教育研究会の人々は、「らい」園における在日朝鮮人の歴史と現在にそって、聞き取りを重ねているが、それらを読むにつけても、そのテーマの重畳性と遍在性を思わないわけにはいかない。(1)(2)(3)

宗教や科学と差別や偏見の関係をさらに探る

松浦さんは、「らい」者に対する差別と偏見の根源を宗教や科学のあり方に求めているぼくなどの考え方に疑問を呈している。例えば、「らい」者の異形に対する不快や恐怖は仏教思想における業や因果応報によって解釈されるかもしれない。しかし、問題は、不快や恐怖を体験する人々の生活世界そのものにあり、そのように解釈して自らを正当化する人々の心性にある。とすれば、逆に、宗教や科学のあり様によって、それらは、人々の差別や偏見を問い直す契機になるかもしれない。

しかし、一方で、宗教や科学の内実やシステムは社会や状況の流れや場の中で、それらに抵抗したり規定されたりして成立してきたことも事実であり、その結果や過程としての宗教や科学そのものが差別や偏見をあえて作り出してきたということもある。

ぼくは、松浦さんの指摘を受けながら、宗教・科学と差別・偏見の関係をめぐる二つの立場を念頭に入れて、今後とも考え続けたいと思った。ただし、科学や宗教は本来正しい、それらが誤用、濫用されることがある、問題はそこに関わる人間の問題だ、として、科学や宗教を批判の対象から外して免罪してしまうことには警戒的でありたい。

ところで、松浦さんは、「断種思想」は、「呪われた病」といった宗教的言説と「遺伝子医療」といった

先端医療の一見相対立するそれぞれの場で、成立していることを指摘し、そのもとにある共通した人間観を示唆している。そして、篠原は、「出会い続ける日常を生き合うこと」に、その出口を見いだそうとしていると述べている。その通りだが、松浦さんは、「生き合う」とはどういうことかと自他に問い掛けている。

とりあえずで言えば、いつでもどこでもどんな関係でも「生き合う」ことではないか。例えば、らい療養所の職員が職員の立場でそこで患者としての「らい」者と出会い続けてきた。そして、そこでも、(部分的にしろ)、人々の「らい」者に対する差別と偏見は気づかれてきた。そして、隔離批判も生まれてきたのではないか。特に、近代以前の社会における「らい」者と周囲の人々の関係に、近代における「らい」者隔離を越える生活のイメージがないか。ほくはそんな関心を持っている。

松浦さんの指摘に反省し、多く共鳴しながら、改め

て気づいたこと、考えたことを記した。最後のことなど、いくつも自信のないことを書いた。今後とも一緒に考えていただけることを願っている。感謝。

〈注〉

- (1) 「らい」園の医療と人権を考える会編『「らい」予防法」を問う』1995年、明石書店。特に、「Ⅲ 「らい」園における在日朝鮮人の一側面」参照。
- (2) 金南甲遺歌集『母恋情』1994年。
- (3) 金南甲『忘れ得ぬ日――一九四〇年四月一八日』1994年

(2)、(3)に関しては、発行者 畝本常宏(神戸市長田区宮川町8-4-7)に問い合わせして下さい。

<「映画と本」で考える>

「ショーシャンクの空に」 —もうひとつの「カッコーの巣の上で」—

新垣 多恵 (東京足立病院)

この映画に興味をもった理由はあの「フォレストガンプ」同様にアカデミー賞7部門にノミネートされながらも1部門しか受賞できなかったという点である。様々な問題を抱えた現代のアメリカで「フォレストガンプ」のような優等生映画がヒットし、マスコミに絶賛されアカデミー賞を独占する。それは何か問題のすりかえのように思え、ひねくれ者の私としてはなんとなくうさん臭い印象をもっていた。だから私は同じような評価を受けながらも肩透かしをくらったこの作品に興味をもったのである。そんなきまぐれから観にいった作品なので正直いって地味な映画だろうとは思っていなかった。しかし見終わってみれば、ここ数年私のなかの印象に残った映画ベスト3に常にランクインしている「カッコーの巣の上で」を彷彿させる秀作であった。「カッコーの巣の上で」は精神病院を舞台に患者であるジャック・ニコルソン演じるマクマーフィという荒くれ男が人間性を剥奪する管理体制に命がけで抵抗していく物語だった。「カッコーの巣の上で」がそうであったように、この映画も、人はどんな絶望的な状況でも人間らしさを取り戻そうとし、そのためにしたたかに生き抜いていくということを信じさせてくれる作品だった。ここには圧倒的な力に管理されていてなんとかもがいてみる「生きるジタバタ」が表現され、またそれを演じる俳優たちも素晴らしかった。ストーリーは一見よくある刑務所映画だが、そのありふれたプロットを使いながら、巧みな構成で最後まで飽きさせず、2時間30分という長さを感じさせない。

主人公のアンディは妻とその愛人殺しの容疑をかけられた若き銀行副頭取である。無罪の叫びも空しく、

結局彼は終身刑を言い渡されショーシャンクの刑務所に送られる。インテリっぽく、他の囚人が雰囲気異なる彼が次第に仲間を作り絶望とあきらめが蔓延する刑務所で「心の豊かさを失っちゃだめだ。心の中には誰にも奪えない物がある。」と静かに語り出す。きっと性的虐待をうけ、看守たちの非人間的な扱いに打ちひしがれた自分を奮い立たせるためにもそうせざるをえなかったのだろう。やがて彼は圧倒的な管理のなか、銀行で培った能力と駆け引きで刑務所に図書室を作り、無機質な生活のなかに少しでも潤いを与えようとする。同時に何の可能性もない毎日の繰り返しのなかに少しでも可能性を見出そうとするのだ。そんな一方でやはり管理のなかで人間としてのエネルギーを吸い取られた故におこる悲劇もある。それは年老いた長期服役者が仮釈放で外にでるが、すっかり浦島太郎になってしまい塀の外では生きられない孤独と絶望のなか自ら命を落とすというエピソードである。管理された生活が40年50年と続くと自由は不自由となり、解放よりも閉鎖された生活をもとめてしまうというパラドックスが切なかった。またこの点はそのまます精神病院に置き換えて考えることができる問題だと思えた。変化のない規則どおりの生活の繰り返しは人間から多くのものを奪ってしまうのだろう。そんなあたりまえのことがあたりまえでなくなる世界で必要になるのは枠を打ち破る行動である。だからこそアンディが看守達の裏をかき、刑務所内にオペラ「フィガロの結婚」を響き渡らせ、そして皆が作業の手を止め音楽に聞き入るシーンはなんとも爽快であった。

またこの物語のストーリーテラーであり20数年塀の中で過ごしているレッドがどんな逆境にあっても希

望をすてない主人公に惹かれていく姿は、チーフがマクマーフィに魅了され、力を与えられて行く姿と重なる。チーフは「カッコーの巣の上で」に登場するインディアンである。彼は開発のために故郷を奪われ、父や一族も消滅させられた彼は何にも反応せず、口をつぐみ精神病院のなかで無気力な生活を送っていた。チーフがそうであったようレッドも管理されていることに甘んじ、刑務所のなかで希望をもつことは危険だと考えていたのだろう。そんな彼に対してアンディは人間が人間であるために何をすべきか問いかける。

もちろんアンディとマクマーフィーはキャラクター的にはかなり異なった面をもっているが、外からの圧力に屈しない強靱な精神力をもっているという点は共通している。しかし彼らが強くなれたのは彼らを理解し見守り、そしてその行動に心を動かされた存在があったからだと思う。確かに人間はしたたかで、そこ知れない力を秘めていると思いますが、しかし一人でその力を保ち続けることは難しい。互いに影響し合うことで支えられている面があり、マクマーフィにとってはチーフが、アンディにとってはレッドの存在が不可欠だったのだろう。ただ二つの映画が似ているからこそ、アンディが自らの免罪を証明できそうになったのに、脱税のために彼の力を必要とした所長に自由への道を潰され懲罰房に入れられた時、マクマーフィがロボトミー手術を受けさせられ人形のようにってしまった場面を思い出し、嫌な予感がした。懲罰房からでてきたアンディはすっかり変わり果て、レッドはそんな彼を心配する。しかしアンディは「希望は永遠の命」という言葉を信じぬくのだ。ラストシーンを観た時は物語だからこんなに上手くいくんだと思いつつも、やはり感動せずにはいらなかった。

「カッコーの巣の上で」はあの当時高い評価をうけ、

アカデミー賞5部門を受賞した。それに対して同じようなテーマをかかげながらも「ショーシャンクの空に」はアカデミー賞ノミネートという形で評価されながらも結局は肩透かしをくらってしまった。この違いはなんであろう。確かに精神病院を舞台にしたという点では「カッコーの巣の上で」の方が斬新であり「ショーシャンク…」は二番煎じ的な映画かもしれない。しかしこの2つの映画に対する評価の差はそれだけではなく、やはりそこには時代の違いがあるのだろう。「カッコーの巣の上で」の時代は管理する力が目に見えていたし、何と戦うべきかもわりと明確だった。しかし現在のように、一見非常に自由に見え、それこそ選択肢の数が無数にあるように思える世の中で私たちの管理に対する感覚はどんどんマヒしているのではないだろうか。そんな時代の流れのなかで「ショーシャンクの空に」がよい映画だがインパクトのないものとして流され、「フォレストガンプ」のように時代の流れに身をまかせるという映画が評価されるのかもしれない。

しかし、私からみれば私自身が生活している世界も、周りを見回せば八方塞がりだと思わざるをえない。見えにくくなっているガラスの壁に突き当たると、あきらめや無力感が波のように押し寄せてくる。保護と隔離が蔓延している現状はそう簡単には変えられないだろう。しかし何か方法があるのではないのか？全てがひっくり返るような大きな変化は期待できなくても、ガラスの壁に小さな風穴ぐらいいは開けられるのではないのか。正攻法ではないかもしれないが、したたかに根気強く穴を掘り続けよう。「ショーシャンクの空に」は私にそんな気持ちをおこさせてくれる映画であった。

＜「映画と本」で考える＞

『学校カウンセリングと心理テストを問う』(社臨シリーズ第2巻)をきっかけに

原田 牧男(神奈川県立高校教諭)

「カウンセリング」というと、私はいつもあの教会の懺悔を思い出してしまう。誰にも言えない心の苦悩や秘密を神父に打ち明け、神の許しを乞うことによって、魂を良導されるというあの儀式とどうしてもダブってしまうのだ。この本の中の中島浩壽があげている、教師にカンニングしたと誤解され反発的になっていた中学生の例でも、教師が何でも話してみても下さ、とにかく何の指示も批判もしないで聞いてあげますからという受容的態度に包まれる中で語られたのは結局、自己の弱さの自覚、自己の卑少さの自覚であった。そしてこの生徒は、自己の卑少さを自覚することによって、自分で自分のやさしさに出会ったような気分になり、そのことによって自分を取り戻したような錯覚に陥っている。そこからは、反抗心も暴力性も蒸発させられ、外に向かって表出される力強い自己は、完全に出口を塞がれてしまっている。もしかかえののない自分というものがあるとしたら、それはこの錯覚の中に消えてしまったのかもしれない。

しかし、こうしたことも現在では稀なケースではないだろうか。いくら受容的態度で待ち受けていても、悩みを相談に来るような内省的な生徒はほとんどいないからだ。例えば不登校という現象がある。現実には様々なケースがあるだろうが、私の考えでは、不登校というのは根本的には、自己形成不能もしくは自己形成拒否という事態であって、当人は恐らく苛立ちと倦怠の渦巻く無限退行循環ともいべき状態の中に居て、それが実はあらゆる粉飾や色づけを取り去った時の学校の、人を脱力させると同時に支えている、空疎な自明性の再生産の循環をそのまま映し出していると思われるからだ。平たく言えば、不登校の子供はあら

ゆる虚飾を取り去った時の学校の無意味さを身体で直に写し取って表現していると言ってもいい。こうした子供は、学校によって自己形成そのものを不能にさせられている。自らの悩みを自覚する内省的自己が存在しないところでは、カウンセリングなど何の役にも立ちはない。言い換えれば、弁証法的対話関係によって内省的自己が止揚されるという図式が成り立たないところでは、カウンセリングは原理的に無効なのだ。

実は現代のほとんどの子供がこの内省的自己を有していないのではないかと私は考えている。つまり自己の内自己と対話する、ある領域の広がりとしての自己イメージを持っていないのである。だから悩みに悩んだ末にその状態を止揚できないで身体の変調をきたすというのではなく、思い悩むよりも前に身体の方がおかしくなってしまうたり、自分で自分を支えられなくなると、ポロッと自分からこぼれ落ちてしまって、自分そのものから退却するように、不登校や引きこもりという状態になってしまう。

では、中島浩壽が問題としている産業構造の変化の中で求められる生涯学習体系は、どういう能力の育成を目指しているのだろうか。私が思うには、それは浮遊状態に耐える自己をどこまで維持できるかということではないだろうか。派遣会社に上前をはねられ、自分の能力を切り売りしながら次々と変わる職場でそれなりに人間関係をこなしていく、あるいは数ヶ月で変化するマニュアルに適応し続ける、場合によってはリストラや転職にもこだわらない変わり身の早さを示す……これらはまさに浮遊状態に耐える能力であり、言い換えれば、いかに自分自身の中身や対人関係が稀薄であっても、自己の輪郭だけはそつなく維持し続け

る能力と言ってもいいかもしれない。この能力は、自己へのこだわりを捨てる能力であって、佐々木賢も指摘するように、なまじの活動性や自主性などはかえって邪魔になる。だから暗く思い詰める自己内省型は勿論、自分にこだわる自己表出型の人間も、こうした現実に対応できない。

ところでこの本の中で佐々木賢は、教師が心理テストを介して生徒の進路を誘導した多くの例をあげ、例えば小さい頃からデパートの店員になりたがっていた少女の進路を教師がねじ曲げてしまったことを非難しているが、私には、本人が望みどおりデパートの店員の道を選ぼうが、心理テストによる誘導によって方向を変えようが、そのこと自体どうでもいいように思われてならない。一つの仕事を続けることがその人間の生き方の偏りに大きな影響を持っている場合、進路の決定は切実でリアルな問題になりうる。だがここには書かれていないので、これは私の想像にすぎないが、心理テストによって進路を変えられた多くの生徒は、そのことに恐らく何のこだわりも違和感も感じていないのではないだろうか。だからといって、ここでは心理テストを介した教師と生徒の対話という物語の中にこの少女が組み込まれてしまっていること自体が問題というわけではない。恐らくそのことも含めて、全てがどうでもいいのだ。つまり生徒の進路がどのように作りかえられたとしても、もしその生徒の中に立ち返るべきリアルな自己が存在しないなら、それ自体は良いとも悪いともいえないのではないだろうか。ここではこだわらなければならない問題自体が消失してしまっていることの方が問題なのだ。心理テストは一つ

の結果を生み出すものと思われているが、実は何もない空白に原因を作り出しているのかもしれない。佐々木賢も言うように、意味のない空白は形容詞によって充たされなければならない。だから学校の様々な教育的指導は、意味があるから行われるのではなく、無意味に直面させないためだけに行われていると見た方がいいのかもしれない。最近の生徒が心理テストや占いが好きなのも、切実に自分自身を知りたがっているというよりも、空白を形容詞で充たしてほしいと思っているからではないだろうか。「活動性において優れているが、自立性と創造性に欠ける」などと言われれば、何か自己という空白が充たされたような気分になるではないか。

佐々木賢の言う、指導心性や通俗価値といったものを取り除かれ、無媒介の生の関係になったとしても、教師と生徒は無意味の空白に直面させられて、ただ戸惑うだけではないだろうか。私は生の直接性の回復についてはとても悲観的である。もはや今の子供は、何も言わないでただそばにいてくれる隣のおじさんさえ、必要としていないのかもしれない。人間に対する飢餓感覚さえ、稀薄化しているように思われてならないからだ。むしろ子供たちは、新しい社会に適応しつつあるのかもしれない。かけがえのない自己へのこだわりなんかとっくに捨て去って、与えられた体制をはみ出すことなく、浮遊状態に耐えながら、柔軟に変身し続けられる子供、まだ数は多くないかもしれないが、そんな子供たちが確実に生み出されているように思われてならない。

<「映画と本」で考える>

『他者への眼差し「異文化」と「臨床」』を読む

新原 道信 (横浜市立大学)

日本社会臨床学会編『他者への眼差し「異文化」と「臨床」』(社会評論社、1955年)は、横浜市立大学におこなわれた第二回総会の記録であり、本の構成は、第Ⅰ部「異文化」問題の現在、第Ⅱ部 学校化社会のゆらぎの中で、第Ⅲ部「臨床」を問う視線、となっている。

どうして「異文化」と「臨床」というテーマを立てたのかについては、第二回横浜総会の実行委員長であった野本三吉氏より、「人は、関係の中で作られ、自分なりの価値観や文化を作り出す。関係の総和が個人であるとすれば、個人は、個人でありながら同時に一つのフィールドでもある。それぞれに異なった関係と文化を包みながらすべての人は出会うことになる。したがって、「異文化」という言葉は、外国人にのみむける言葉ではなく、人と人との出会いの中に含まれており、「臨床」行為は、必然的に「異文化」との関わりを前提にしているのではないか。」(p.4)という説明がなされている。野本氏の提起を真摯に受けとめ、「異文化」と「臨床」という二つの言葉にこだわるものたちに共通の思いについて考えたい。

1. 本書の中では「臨床」にかかわるもっとも大きなテーマ<臨床〔心理〕の専門家としてトータルな人間を分節化された対象として見る>の問題性が繰り返し問われている。つまり、観察者、実験者として人間の発達過程を見ようとする時は、いつもその生命過程を外から見て(浜田寿美男,p.212)おり、そこでは、一人の「少年は、私の実験の枠組みに区切られた実験対象であり、装置であった。彼は見られ続け、測られ続けていたことになる。」(篠原睦治,p.138)かくして、

複数のことになった水脈を内包しつつもひとつのまとまりをもった社会的・文化的存在としてあるはずの人間が、類型化されうる「一つの『事例』として『総合的に評価・判定』され」、本人のリアリティとはかけはなれた「『専門家による虚像』が作られてしまう」(徳見康子,p.158-159)。

当事者が語れないもの、語られなかったものを、調査者が語るとはいかなる営為であろうか。当事者と距離があり、しかもその距離が権力関係を伴うものである場合、当事者が考えていることを、強引に調査者の思考・言語体系の中に押し込めてしまう危険がある。すなわち「相手の感じ方や、考え方が理解できない時に、それを相手の劣性に帰着させ」(花崎皋平,p.55)、混乱した言葉を発する精神分裂病は、「了解不能」(赤松晶子,p.190)なものとなる。あるいは「学校化している居場所」(島根美枝子,p.78)や「家庭の兵舎化」(保坂展人,p.86)に直面しているものたち身体表現は、治癒の対象となる。

しかし、他者とのコミュニケーション能力は、個人の芯、能力として決まる要素ではない(竹内章郎,p.208)。個々人が“うっすらと感じていること(Ahnung)”,そこで直観的にはあれとらえられているはずのリアリティがあるはずだ。個々人の内面の奥深くで進行しつつある事態を、当事者がぎりぎりのところで表し出そうとして出てきた言葉。あるいは言葉にならない表現。言葉は時としてこわれる。他者には「錯乱(Taumel)」として映る。個々人のリアリティ、それは個々人の“記憶”と“経験”の中に内包されているところの歴史と社会であるはずなのだが、このリ

アリティをとらえるための学問的認識さらにはその認識をささえるところの学問性がまさに問われている。

完全に自立した個人などどこにいう。一個人内でも一社会内でも、様々な要素が交錯している自分を感じて岐路にたたずむ。「いながらの出郷者」(石牟礼道子)は、「現在を生きる遊牧民」(メルッチ)として、「混乱」や「交錯」時には「錯乱」が「かえって常態」であるところの自己をうつつらと感じる。共生の関係をひらくというのは、自分へのこだわり、固執をといて、自分を傷つけられやすい、ひらいた状態に出来るかどうか、「こわれものとしての人間」である自己と他者、「私の闇、私の痛み」にまっすぐ向き合(花崎皋平,p.45/54)うことであろう。

2. ジョン・G・ラッセル氏が指摘されているように、「異文化」を考える意味は、外国の文化とその国の文化との違いのみならず、男性の文化と女性の文化、「健常者」の文化と「障害者」の文化など、様々な位相にあるいろいろな文化を考えることにある(p.11)。つまり外側にある他者を見ることではない。対象として設定される時の「異文化」は、「差別される〇〇」「復権されるべき〇〇」となることが多々見られる。こうした理解は、文化的多元主義へとむかわせる。しかしながら、多元的であること、異質であることの立体性、多方向性は、静態としてはとらえられない。いろいろなものがあることを認めようと判断した時点で他者理解が止まるという側面がある。いろいろなものがあり、その違いはなかなか乗り越えられないが、どうちがうのかを理解しようとしたり、自分をわからせようとする過程の内に存在する動態的な関係付け、たゆまぬ異質性の認識過程こそが重要だ。

ラッセル氏が言う意味での「いろいろな異文化」を認めつつ社会を創っていくという営みは、私見によれば二つの相異なる方向性が内在している。すなわち、ひとつは社会をより効率化していくためにはむしろ多様性をシステム内部に取り込むことによってシステム

そのものが強化されるという視角である。この視角によって認識されている異質なものの多様性は、あくまで「一様な(einfach)多様性」(すなわち「様々な文化」「様々な個人・集団」ということでオペレーションの対象として一括されているという意味での多様性)である。それは学校の中に国際学級と障害児学級が隣り合わせになって端っこにある(豊住マルシア,p.32)ような多様性だ。

これに対して、互いの異質性を意識しつつある個人や集団の側から見ると、形成されるべき地域社会は、質的に位相のことなるちがいをもった個別のエレメントによって構成される社会である。別の言い方をすると、「個人が、『私はこれこれが出来ない』と思えないようなあり様、例えば、関係の中で『移動できない』のであって、『私が』迷惑をかけている」という発想が障害者の方からも出てこないあり方が「能力の共同性」であり、「能力」がそのように構成されている社会・文化(竹内章郎,p.220)である。

この立場から見ると、個々のエレメントのそれぞれが、もうひとつの横浜やもうひとつの学校を構想し、その結果として日本社会を予想もし得ない方向へと導いていく可能性をも有している。既存の枠におさまきれない矛盾した諸要素としていくつもの「もうひとつの地域」が顕在化することによって、日本社会は内実をともなった形で具現化するのである。日本社会と日本人を見直すという試みは、日本社会の内なる異質性を収集し羅列することでは実を結ばない。日本社会の中にあつてコンフリクトを生じさせつつ生きるヘテロジニアスな個々の要素が、自己を表し出して自己革新することと、日本社会と日本人の自己革新・再発見は、緊張関係を有しつつも同時に止揚されるべき課題として、われわれの眼前に投げおかれているのである。

3. 課題は地域社会の形成、「異文化」と「臨床」について行きつもとどろつしながら現場をもって考える人

間の形成へとかえてくる。さいごに私事にかかわって恐縮であるが、筆者にとっては、日本社会臨床学会の総会が横浜市立大学で行われたことはとりわけ重要な意味があった。というのは、野本氏と筆者(新原)は、それぞれがかかわってきたイタリアと横浜での経験の比較と交流をおこないつつ、横浜市立大学において学部をこえて、大学の枠をこえて、「社会のオペレーター」すなわち地域社会形成の担い手、＜地域社会を形成する学＞を具体化する人間の育成の試みを始めたところである。この観点からするなら延べ600名の集会として成功したこと以上に、そこにはもうひとつの試みがかくされていた。そこに参加した人に、報告者のバトスが記憶されること。それは、実際的な情報よりも後に自分で調べたり探したりしていく時の起

爆剤となるはずだ。会議の準備にかかわった学生たちの中に残った記憶、経験。様々な現場にかかわる人達と、＜ひとの出会いの場をつくるということ自体がひとがつくれることだ＞と考える“大学に集うもの(教師という立場であれ学生という立場であれ)”とが、それぞれ別の水脈をもちつつも、ひとときではあれ、一同に会する場となったこと。また別の方向にそれぞれが歩んでゆくにせよ、小さな小さな起爆剤になるべきものとしてこの集会はおこなわれた。だから、表面上の性急な変化ではなく、水脈のわずかな流れの変化を見る眼をもって、ひきつづきこの問題とかかわりたい。自分の中でこれまで当然と思っていたことがゆらぐことをうっすらと感じつつ....。

＜「映画と本」で考える＞

『茱萸と荒海』（武田秀夫著、雲母書房）を読んで

佐々木 賢（日本心理センター）

私が武田さんに初めて会ったのは今から約20年前、ある大学新聞紙上で対談した時のことである。当時、中学や高校の底辺校が荒れだし、シンナーを吸う生徒がいて、暴走族が活発に動き、校内暴力が流行っていた。武田さんは中学教師、私は定時制の教師、ともにその「荒れ」の渦中にあった。

対談しながら、ふと「こんな繊細な神経の持ち主は、遅かれ早かれ教師を辞めるのではないか」と予感した。というのも、武田さんが次のような話をしたからである。

中学1年の時からつきあってきた生徒がいて、その男の子が中2中3となるにつれ、目がつり上がっていく。でも、そうなる理由が武田さんにはよく分かる。ある日その子が暴れだし、鎌のようなものを振り上げ、同僚教師に向かい「ぶっ殺してやる」と叫んでいた。

武田さんはその子に、「落ちつけ、落ちつけ」といいながら、後ろからだき抱えるようにして座り込む。彼に止められると、その子は怒りで体をブルブル振るわせながらも、そのままじっとしている。誰かが用事で武田さんと呼びにきて、彼は手が離せない。生徒を抱えたまま、口頭で用事を済ませる。そんな役割を演じた後、職員室に戻ると、同僚教師たちは何もいわない。その敵意とも羨望ともつかぬ不安な眼差しに囲まれて、彼はどっと疲れが出て、涙も出てきたという。

「教師であること自体が辛い」と辞めてしまった武田さんが、そう感じなくても済むと思うようになった頃書いたのがこの『茱萸と荒海』という本である。「私こと、思いおこせばずかしき教師生活。はずか

しきことの数かず。いまはただ、反省の日々をひとり過ごしておりますれば、お嬢様には他事ながらお忘れくださいますよう、ひれ伏して、お願い申し上げます」と過去の自分を茶化することができるようになったのだ。

その中の一つの話。ツッパリ君たちが武田さんの家にバイクでつれだつて遊びにきた。和気あいあいと語りあっていたのだが、何かの弾みで日朝鮮人との喧嘩の話になる。「チョーセンのやつらって、ほんとうにすごい」とか「なんであいつら日本にいるんだ」というので、武田さんは黙っておれず、植民地化と震災時の虐殺、強制連行と今なお残る差別の数々について話し始める。と、一人の少年が「奇妙な、実に奇妙な笑いを口もとに浮かべて、『先生、おれたち、そろそろ帰らしてもらいたいのですか』」といいだす。

「こんな帰り方をしたら先生が傷つくのではないかと、こちらをいたわるような優しさと、『先生の大演説につきあうのはやっぱりシンドイから、かんべんしてください』という両方の意味がこもった微笑なのだ。『人と人とのあいだに流れる上下わけへだてのない親和的気分、それにまさる貴重なものはないはずなのに。すべてはそこから始まるはずなのに、おれはそれをぶちこわした』と武田さんはその時の自分を反省する。

武田さんは霞国語教室という私塾を経営している。そこで子どもたちと一緒に本を読んだり、彼が朗読したりする。感想文などは求めない。ただ読むのだ。小学生の子どもたちが、「先生の読むのを聞いてみると、なんだかこわくなってくる」といったりする。同じ朗読でも、録音テープではうまくいかない。テープでは

「いかに名調子でも、子どもたちの心とひびきあうおなじ『生きもの』としてのふるえがふくまれている」からだ。

今、親と子、おとなと子どもの語りの場面が極端に少なくなっている。親や教師や大人たちが、その数少ない語りの場でも、「ただ教化的で、一方的で、したがって、語りおわたあとにカタルシスを得てにっこりほほえみあい、ふかぶかとたがいに息をつくといったおもむきに、決定的に欠けているとしか思えません」と彼はいう。そうなのだ。「・・・すべきだ」「・・・せねばならない」という教化のことはあまりに多すぎるのだ。

私の場合、学校化論や教育否定論やヒドゥン・カリキュラムを論ずることでカタルシスをえて、なんとか定年間際まで教師をやってきた。それに比べ武田さんは、「〇〇論」などと肩をはらずに、私のいいなかったその同じことを、何とスマートに、この本の中で語り尽くしていることだろう。最後にもう一度彼のことを引用したいと思う。

「『教化のことは』『正義のことは』のテーマエとホ

ンネのギャップがもたらす目に見えない腐敗が、子どもの若い魂にどれほど破壊的に作用するか、私たちはそれを深く思ってみる必要があると思います。そして、私たちはいま、そうした言葉にかわって、『夢』や『こわいお話』がもつ、『教化』とは無縁の、アモラルにして純粋な浸透力・迫力・ふくらみを子どもたちにむけての語りにとりもどしたいものだと思います。

『教化のことは』によってすっかりおおわれ、窒息寸前の私たちの日常のことは、そうつとめることによって、少しでも風がとおるようになったとき、『親の価値観』『子の価値観』のギャップという問題にも、新しい地平がひらけてくるのではないのでしょうか。この私ですら、学校の教師をやめ、『教化』の意識から解放されたとき、ずいぶん新しい世界がひらけてきた、わが子や塾にかよってくる子どもたちとのあいだに新しい関係が生まれてきた、そういう目のさめるような経験を貧しいながらしています。解決のかぎは意外に身近なところにあるらしい、それがいまの私の実感です。」

＜“この場所”から＞

ガンバリズムの虫

高石 伸人（直方市社会福祉協議会職員）

先日、友人が代表をしている「登校拒否を考える会」のシンポジウムに足を運んだ。こどもの問題と云えば、すぐに「健全育成」という言葉が返ってくるような職場にいて、「イイ加減にこどもを育成や保護の対象としてだけ見るのは止めようや!」と思っている私にとって、最近の「いじめ自殺」や不登校などの問題提起は関心事のひとつであるから。

シンポジウムの中で、中学の2年生からほとんど学校に行かず、やっと一枚の卒業証書と引き換えに義務教育から解放されたと、ある母親が涙を拭きながら語っていた。「今は家でブラブラする訳にもいかなから、私も手伝いながら牛乳配達をしています。でも時々朝起きるのが辛いようで、そんな時は私が保育所への出勤前に配っています。これから先のことを考えると、このままでいいのかと迷ってしまうんです」。

母親のガンバリにこうべを垂れながら、義務教育のハードルを越えたつもりが、新たな「働く」ことの強迫観念に縛られてしまうという堂々巡りの背後に、私はガンバリズムの虫を見ていた。

「お宅のお子さんは、いま何していらっしゃるの?」というお節介な周囲のまなざしは、もう一人の母親をしてこうも語らせる。「やっと無理に学校にやることもないと気付いて、今は学校に行かせてないんですけど、でも、いつになったら学校に行けるようになるんだろうかと思うと不安で…」。

「健康で文化的な生活」を送るために、できるだけ幼い時から、いい学校で多くの知識を身に付けて有名大学を目指し、少しでも給料の高い会社に就職することが、幸せな人生なのだと私たちの多くは思われている。わが子の「幸せキップ」を手に入れるため

あれば父はせっせと働き、母は夜食作りもいとわない。

世渡り人生の落ちこぼれにならないために、「のぞみ」が駄目なら「ひかり」を選びたいし、それが無理ならせめて「こだま」にだけは乗り遅れないでと、どこまでも「新幹線人生」にこだわっていたりする。

国のゴールドプランに倣って、市町村老人福祉計画なるものが策定され、直方市においても「人がまんなか」をキャッチフレーズに、少しずつサービスメニューが増え、昨年12月からは24時間巡回ホームヘルプサービスも始まった。

そうした一連の動きに伴って、「医療、保健、福祉のネットワーク」が強調され、サービス調整や情報交換の場に、社会福祉協議会からも参加の機会を与えられ、「ガンバル社協マン」の私も一層忙しくなってきた。

実務者を中心に構成される会議では、例えば「ノーマライゼーションの理念」や「共に生きる」は、言わずもがなの論議の前提とされ、「オレ共に生き切らんもんなあ」などと眩こうものなら、辺りの冷やかなまなざしに、射し貫かれかねない。

特に専門職とされる保健婦や看護婦、作業療法士などの資格を持った人は、今をときめく引っ張りだこの存在で、「しっかりと」「ガンバって」「いきいきと」「美しく」などの言葉のバーゲンセールで、「老いの尊厳」を飾りたてる。私はどうもその場の雰囲気になじめずに、一人鼻白んでタバコなど吸っていたりもするものだから、いよいよ煙たがられるというしだいである。

それは、これまでの身の内のガンバリズムが、少しは自覚されるようになってきたからであり、もう「進

歩のベクトル用語」を並べるのはやめようと、自戒しているためでもある。私にそう思わせたきっかけは、6年前のわが子、衆(ひろ)との出会いに始まったと言えそうだ。

この子は、ちえ遅れとして生を受け、一歳の前に肺炎から心不全を併発して生死の境をさまよった。集中治療室で円形脱毛症になった彼は、私に「いのちがまんなか」のもうひとつの人生を指し示した。彼の発信する「ちえ遅れの知恵」とでも呼ぶべき声に促され続けることで、「発達」「進歩」「発展」などの語が、さらに「いきいき」や「ガンバル」という形容に込められた、人間の人間に対する価値づけが、鼻につくようになってきた。

テレビの前にしがみついて、「目(が近い)！」と注意されると、「メー」と応じてホヤホヤと笑いながら、母親を時に「オバチャン」と呼び、私を「パッパッパ」(「パッパラパー」と聞こえたりする)と指差し、友人の赤ん坊が泣き出すと一緒に泣きじゃくっていたりする。そんなこの子に付き合っていると、前頭葉中心の人間観がとても身勝手でお粗末なもののように思えてくるのだ。

10年前から、友人たちと一緒にやっている「虫の家」という障害者の地域活動拠点には、「ゆっくり」や「グズグズ」や「スカブラ」(怠け者の意)という言葉がよく似合う個性たちがたまっていて、時々波長が合わずに腹を立てながら、しかし、とてものんびりとした気分引き戻される。長い間に私の中に浸み込んだ「一方通行」や「はみ出し禁止」や「駐停車禁止」の

ライフスタイルがこの人たちの前では、滑けいに感じられてしまうということもある。

いま「虫の家」に住んでいる44歳になるKさんは、物販に出かけたり、高校の文化祭に遊びに行ったりして若い女性を見つけると、いきなり「結婚して!」と迫る裏技の持ち主で、ちょっと危いけれど、うらやましくもある。自己紹介では、なぜか「高石隆」を名乗り、「虫の家」の編集局長の肩書きを自認している。

もちろん、この人のことは分からないことだらけだけれど、石けん作りの「労働」時間になると「年休」を決め込んで、コタツにもぐり込んでいたりするのを見ると、怒りが超特急で通り過ぎて、つい笑ってしまう。まあ、他人様から見れば、そうした「虫の家」の日々は、およそ不健康で、退屈な所なのだろうが、このゆったりした時の流れは、縁側の日なたぼっこにも似た心地良さを感じさせてくれる。

衆の大好きなビデオが、この秋に親馬鹿で撮った「大運動会」。その中の校長あいさつが「勝ち負けはやってみないと分かりません。大切なことは全力を出し切ることです」という決まり文句で、46年間、全力を出したという記憶に乏しい私は、教師という職業の辛さに深い同情を覚える。一糸乱れて、友人とのやりとりに興じているこの子も、やがてこのシャバの「発達強迫観念」から、さまざまな困難の矢を放たれることになるのだろうが、鈍行列車の車窓から見える風景を「虫の家」の懲りない面々と共に、少しでも楽しんでいけたらと思っているのだが…。

＜“この場所”から＞

ママチャリ、街をかけまわる

秋本 まち子（東京・練馬）

「この場所から」というテーマをもらったけど、いったい私はどこにいるのか、どんな場所から他人（ひと）に語りかけているのか、考えこんでしまった。多分、依頼人の方は「なゆた」（学校へ行っていない子どもたちを中心としたフリースペース）の場所を「この場所」と想定してたのかもしれない。私も一応、その線を考えてみたけど、「そこ」から話をすると、最近とても気分が悪くなってしまうのだ。それで、いま一番気分良く話ができる場所はどこだろうかとさがしてみると、それはとりもなおさず、私自身の家であり、たくさんの仲よしたちがいて長年すみなれたこの練馬・大泉の街であるということになる。そこで（どこでだ？）手帳をたよりにこの一週間をふりかえてみることで、私がどこにいるのか伝えられればいいなと思って書き始めた。

◆11月19日 奥秩父のひなびた温泉宿の一室で、いつもより少し早めの時間に目ざめた。一泊温泉旅行の二日目の朝である。となりにねていた友人は、かなり前から目がさめていたらしく、私が布団をめくると、すぐに「散歩にいこう」と小声で話しかけてきた。コートをはおってそおーっと部屋をでる。

この日は2年ほど前から始めたアルバイト・有償家事援助グループ「つくしの会」の慰安旅行で、おばさんばかり11人のカタマリができているのだ。日頃、それぞれの生活の合間をぬって老人家庭の家事サービスにかけずりまわっている元気なおばさんたちは、ここでも他愛のないことにガハハと笑いころげているのであった。

帰りは途中の農園にたちよってしいたけ狩りをして夕方6時に家にたどりつくと、地域ミニコミ紙「ざっ

くばらん」のゼロ号が刷り上がって届いていた。

◆11月20日 この日の午前の欄には、実は「社臨原稿」とある。その1週間前に頼まれたときにそういう予定で書きこんだのだが、朝寝坊したり、家事をノロノロしたりで、たちまち午後に入。1時からのバイトもキャンセルになって、今日の予定は4時になゆたへ行けばいいだけ（原稿はあるにしても…）。昨日のメンバーと約束したぎんなんを届けに近所の友人宅へ出かけ、かわりに柿・りんごを頂いて帰る。なゆたで会うはずの2人の友人にあげるため、おみやげのしいたけと従兄弟の作ったラ・フランス、母のお味噌、生協の卵などを自転車に積み込んで出かける。

3時半頃なゆたに着くと、M君（13才）は待ってましたとばかりに話しかけてくる。なんか腹をたててみたい。2・3日前に出た「なゆた新聞」の記事について「問題がある、何であんな記事だったのさ」と矢継ぎ早にしゃべってくる。帰りかけてたKさんも思わず座り込んで、議論は白熱。Kさん、自分の用事を思いだして慌てて帰ったのをシオに、この件はお互い宿題ということで一旦納める。入れ替わりに仲良しのYさん登場。財布をなくしたばかりの私に同情して、5千円のカンパをくれた。おチビのRさんと遊んでいた学生ボランティアのSさんは、私たちの議論をずっと静かに聞いていた。彼女は先日社臨の学習会でばったり会ったばかり。子供達が帰った後、手配師とあだなされるYさんは、この日もなゆたの移転先の話を持ってきてくれて（そんな予定は全くないのだが）、4・5分歩いたところの物件を2人で見に行く。

◆11月21日 午前中の区役所へ行く予定はバツになっているから、本業（いわゆるシングルマザーの

私の仕事は写植オペレーターなのだが、OA化と不況のナミに沈没しそうなのだ)の仕事でもしていたのだろうか。午後1時から3時はなゆたの担当で、近くの教会へ「地震写真展」とインド舞踏のセットを見に行く予定。2時から舞踏が始まるので、車を動かせるYさん(お金をくれた人)に子供達を教会に運んでもらい、私は後から自転車で追いかける。

4・5年前までこの教会のとなりに住んでいたの、顔なじみのなつかしい人々にも会うことが出来た。実は私がインド舞踏のファンで、踊り手はプロの舞踏家。クラシックバレエをやっているM君にぜひ見せたかったこともあって、無料だし、ついでに写真展もと子供達に声をかけたら4人参加。インド舞踏は初めてみる人にとってはかなりインパクトの強いもの。ジャラジャラと飾りのついたハデな衣装といい、奇妙な手つき、目つき、首ふりなど…。

◆11月22日 午前9時から12時まで、近くのおばさん(といっても60代の方)の家でおそうじのアルバイト。大きくて立派なお家なので、掃除だけで3時間はたっぷりかかる。この日は玄関前のタイルも洗ったのでぐったりして家にもどると、リリーと電話。「グットタイミングね」というと、「あんたの行動パターン、だいたいよめるようになった」とのこと(そーか? 日替りメニューだぜ、こっちは)。今から田中屋のラーメン食べにいく、との誘惑に、財布をなくしてから「外でたべない、できたものを買わない」運動をしてきた私もついフラフラとでかけてしまうのだ。

ラーメンをたべながら「サイフをなくした話をして、も、アンタみたいにお金くれる人いないよ。娘にも、もらうアンタもアンタだねっていわれちゃった」「なんでだろ? お金なくした時は、お金もらうのが一番うれしいよね」「お金そのものをあげるのって、なんか抵抗あるんじゃないのー?」などとお金の話で盛り上がる。その後彼女の仕事場に寄って、ワープロで「ざっくばらん」の申し込み書を打ってもらう。かえ

りがけなゆたを通りかかったので、フラフラっとまた寄ってしまった。こどもと大人がこたつにはいってトランプをしていたが、先週ボランティアセンターから紹介されてきてくれた24歳の青年S君は、少しかたい表情で緊張気味。その後エネルギッシュなおチビたち二人ともつれあっていたが、外へいこうと誘ってくれて石神井公園へ出かけていく。結局、終り頃までいて、暗くなってきたのであわてて帰る。

家につくと、「おかあさん、いなげや(スーパー)から電話で、サイフあったよ」と言うので、自転車ですっとなで行ってみる。アッタ、アッタ。11日ぶりにお目にかかる私のおサイフたち。中味もみんなあるみたい。メデタシメデタシ。関係諸氏に電話をかけまくる。

◆11月23日 お休みだというのに、あさから会議。ねりま・教育ネットワークの打ち合わせで、友人の古本屋の2階に集まったのは女5人。朝からお茶とお菓子で、言いたい放題。脱線しつつも来年2月11日の集会についての話はトントンまとまってお昼でおひらきに。私はその足で女性センターに印刷にいく。これから配る地域ミニコミ紙のよびかけ文を印刷するのだ。

女性センターのうらには、柿の木のある友人がいるので寄ってみると、チェコ人のインドラさんというのがいてチェコ語とドイツ語がとびかっていた。いつ行っても外国人のいる不思議な家だ。柿をもぐのは時間がかかるので、あとで寄ることにしてとりあえず大急ぎで教会へ。写真展は今日までなのでもう一度インド舞踏を見に行くのだ。知り合いが何人かいたのでミニコミ紙のお金千円をあつめまわる。もう一度柿の木のある家に引き返して隣から借りたスグレモノの柿取り機?で高いところの柿をとる。うれしいね。インドラさんが赤城村からもらってきたという大きなりんごと柿を自転車に満載して家路につく。

◆11月24日 10時30分から12時のおじいさんの昼食作りのアルバイトの前に、共同保育所ごた

ごた荘による。「ざっくばらん」のタイトル・カットをかいてくれたTさんに柿とりんごをお礼に持って行く。友人のMさんの子、さらちゃん(1歳)は私のことをはっきりと識別できるようになって、寄ってくるのでうれしい。

この日の昼食作りは、バイトの中でも一番楽しいものだ。献立は任されていて、買物をして2日分のお昼を作るのだ。このおじいちゃんは麺類が好きなので、たいていうどんかそばにしている。今日は老人デイケアの話を聞いて2人で大笑い。彼が言うには、「娘が手配して先週から行き始めたんだけど、最初はとてもいやだった。けどあそこでは年寄りが集まってバカ話してるんだよね、要するに。」だって。

◆11月25日 11時から5時は2ヵ月ほど前から始まった、おばあさん(86歳)のお相手のバイト。その前に本業をかたづけに印刷屋を2軒回り、頼まれた名刺を届けに友人宅へ。さて件のおばあさん、非常にぜいたくで我がままだが私は好きだ。はっきり物言うし、こき使わないし、耳が遠いので時ときトンチンカンだが年の割にはしっかりしている。なによりお

しゃれに余念がないところが実にすばらしい。長時間なので少しつかれるが、週に一度はこんな日があってもいいか。

と、これが私の一週間なのだが(ロシア民謡じゃないんだよね)、ふっと気がついてみるとゲッー、この一週間ぜんぜん本業やってないぞ、ヤバイ!!

こんな調子で走り回ってて、よく食っていけるよねー。これがいけちゃうんだよね、どういうわけだか……。

「なゆた」から話がしにくいのは、どーしてか。この一週間もよく行ってるし、子供とつきあうのはたいがい楽しいことが多い。だけど親たちは違う。腹立たしいことが多いし、自分がだんだんエラソウになってきて、しまいには「あー、こんなところ私の場所なんかじゃないわ!」と叫び出したくなるのだ。この自分がエラソウになっていき、相手がアホにみえてくるというあたりが、私のこれからの課題といえは課題なのかもしれない。

< “この場所” から >

無為・自然 — 大地に生かされる酪農 —

小松 光一 (グローバル地域研究所)

北海道の根釧地域にマイベース酪農交流会というのが、各地に6グループある。

根釧地域というのは、かつて根釧原野とよばれ、北海道のなかでももっとも開拓のおくれた、原野である。しかも、冬は厳しく、夏は曇天がつづき、ときに冷たい霧までが立つ。

およそ、穀物などはできず、牧草を数十センチのばし、牛に食わせるという農業のやりかたが試みられた。酪農パイロット事業とよばれ、ようするに人体実験みたいなものだったにちがいない。

かくて、るいといと離農、脱農がつづいた。マイベース酪農というのは、こうした状況のなかから生まれた。「まかたする」と北海道では言う。つまり、もうけがなくても食っていける、というような意味であり、もともとればいいとでもいう言い方だ。

まかたする酪農でいいじゃないか、なにもむきになって優等生のような牛飼いをめざさなくてもいい、という牛飼いたちの集まりだ。

先日、根室の集まりに参加させてもらった。集まりのもちかたは、近況報告が主だ。内容は一見、なんということではないように見える。「やっと草刈りが終わった」とか「野菜づくりもけっこうおもしろい」とかだ。

先生も生徒もいない、まかたする酪農だから一見精緻をきわめた技術のやりかたがあるわけでもない。

しかし、交流会という名の近況報告会の方法に僕はものすごくまぶしいものを感じたのだった。

一見たんたと語られる言葉だ。「ことしはやっと草刈り一回でやってみたよ」。

これは、いままで2回も3回も草を刈り、刈ったと

思ったら雨が降ってくさらせてしまう、気も滅入ってしまう、ということをやめたということなのだ。

そのかわり放牧にする。放牧ならぬれた草でも牛は食う、草が生きてるからだ。刈った草は死ぬ、だから早く乾燥させ、サイレージなどにしなければならぬ。

もちろん、放牧にすると牛の乳量がおちる。おちてもかまわない。ついでに、濃厚飼料といわれる、高タンパクのメーズなどの配合飼料を思いきってへらしてしまう。

ということを決断したという話なのだ。たんたと話ながらも、互いにその話の背後にある苦闘や決断、悩みをじっとおしはかる。「育成は結局何頭にしての」という質問がでたりする。これも思いきって後継牛を育成するのを減らしてしまおうというわけだ。

「大地に生かされる酪農ですよ」と、その夜の宿を提供した伊藤さんは言う。

つまり、牛を大地にとき放ってしまう。放牧主体にすると牛は草を沢山食べることになるから、牛の頭数をへらすことになる。大地の間尺にあわせて牛を飼うのだ。

そして、牛の間尺にあわせて乳をしぼる。優秀農家は9000kgもしぼるが、彼らの牛は6500kg程度しか乳が出ない。放牧主体になるとそうになってしまう。

しかし、乳が出ない分、濃厚飼料のエサ代の支出がへる。

しかも、放牧主体の牛の飼いかたをすると牛は健康になる。これまで、お産程度で次々と牛がだめになってきたのに、牛が長持ちすると後継牛の育成が少なく

なるから、さらにエサ代がへる。

ということで、牛も乳量もへらして、経営が黒字と
なってしまうというマカ不思議な酪農なのだ。

自然に生かされ、大地に生かされている。というこ
との試行錯誤を、近代的な方法、仮説をたて、実験を
くりかえしながら、技術や経営の精度を高めていくと
いうようなことをいっさいやめ、ゆったりと近況報告
をじっくりとしあっている。

チーズもつくってパンも焼こう。

牛が自然に生かされるようになると牛飼いたちはヒ
マができる。交流会でチーズづくりの話がでると、
さっそく新しいチーズづくりの勉強会が始まる。何人

かがチーズづくりにはまってしまっにつくり始める。

「簡単なんですよ」と見せてくれたゴードチーズは、
香りもバツグンでとてもうまそうだった。パンもいま
焼き始めているという。

北の大地の食文化が、本当に根のあるものとして芽
生えかけている。

僕はつと、タイの農村で見た農村開発の交流会を思
い出していた。

えんえんことこまかに、くちぐちに農民たちは自
分たちのやってきたことを語り、みんなはじっとそれ
を聞いているのだが、その語りがいかにも詩をうたう
ような語りだったのを思い出した。

編集後記

今回も雑誌の発行がいささか遅れた。本号の編集をしながら、すでに次号の原稿依頼をしたり、次号用の原稿に目を通したりしていた。そうしたなりゆきになった理由のひとつに、最近、投稿してくださる方がいて、それらの原稿を本号掲載にするか、次号掲載にするかで迷ったりしていたということがある。投稿して下さった方々には申し訳ない言い方をしてしまったけど、編集委員としては、これはうれしく楽しい迷いではある。

いま、ベランダに続く窓をガタガタ鳴らす強い風が吹いている。明日、いや今日はとても寒くなるらしい。襖の向こうから、鼻にかかったようなくもった妻の寝息がかすかに聞こえる。持病の喘息のためだ。妻にとって冬の寒さは大敵で、冬の夜は心細そうにしている。だから、冬の夜、ほくもしごとをすることをためらう。そんな迷いもある。

「先に休むね」とだけ言って、彼女は床に入った。

「どこか暖かいところを旅しよう」と、今日、彼女に話そうと思う。

(三輪)

仕事はぎりぎりになるまでやらない、という自分でもほとほといやになってしまう性分のため、またも編集作業が遅れ、発行予定が大幅に遅れてしまいました。みなさん、申し訳ありません。今号の発行を後にのばしたため、シリーズ「カウンセリングと現代社会」を考える・通信の作業と重なってしまいました。ウーン、仕事はすぐやらなければいけない……。

が、やっと終わりました。パソコンの画面をジッと見たり、プリントアウトされた小さい文字を間違いはないか見つめるという作業からしばらくは解放されます。さあ、身体を思いっきり動かそう。でも、自分で動かすのは面倒なので、ダンスのような躍動する身体を見てみたい。あ、先号の後記でも同じようなことを書いていました。

先号が発行された後、すばらしい舞踏を見ました。岩名雅記という人で、愛好家からは高い評価を受けている舞踏家です。大学のゼミの先輩なんです。裸にちかい状態で、音楽もほとんどなく、観客や場との関係の中、不思議な緊張感や躍動する力をつくりだしていくのです。もう50歳になっているはずなのですが、青年の身体にしかみえません。もっとも動き出すと、男性なのか女性なのか、青年なのか百歳をこえた身体なのか分からなくなるのですが。

それにひきかえ私は……と比較しても仕方ないのですが、パソコンの画面に向かい、身体を丸めているとなんとかそういう気分になってきます。さて、自分の身体を普段とは違うように動かしてみよう……。

(中島)

中島さんよりもっとぐーたらな私は、締め切り間近にならないと働こうとはしません。しかし、いつも追い込みの頃になると、決まって風邪を引いて寝込んでしまいます。賃金を得る「仕事」の方は簡単に休めるのですが、社臨の「仕事」(私はアンカー)の方は締め切りがあるのでそうはいきません。幸運にも風邪を引くことにより得た時間で社臨の「仕事」ができます。風邪のおかげで雑誌は出せているのかも……。 (平井)

社会臨床雑誌 第3巻第3号 Vol.3, No.3

発行年月日◆1996年3月3日

発行者◆日本社会臨床学会(代表 加藤彰彦)

事務局: 神奈川県横浜市鶴見区東寺尾中台37-13 林 延哉気付

電話&FAX: 045-572-9002

E-Mail(電子メール): PBA00140@niftyserve.or.jp

郵便振替: 東京7-707357(または、00170-9-707357)

銀行口座: あさひ銀行花畑支店普通472-1032602

印刷所◆有限会社ケイエム・プリント

東京都文京区白山3-3-13

電話: 03-3813-7921

個性という幻想

森田尚人・藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編

小浜逸郎個性という強迫▼竹内章郎個性の問題化のために▼片桐芳雄日本における「個性」と教育・素描▼佐藤学「個性化」幻想の成立▼藤田英典個性としての社会的基盤▼黒崎勲個性化と多様化▼ルーマン教育メディアとしての子ども▼ジル・教育理論への転換▼青柳宏文化のリテラシー▼西平直実存的時間の風景▼山田正行ハビトゥス変換に向けた批判的自省と危機▼広田照幸「天皇制と教育」再考▼川村肇幕末維新期門派の儒学と学校構想▼西島央想像の「につぼん」▼斎藤孝教育方法としての教師の身体▼淀川雅也教育評価の立場と教育制度の理論▼菊池久一多元価値共存時代の教育▼牧野篤教育道具主義の行方▼森川輝紀▼川本隆史▼付・次号公募論文案内

A5・予価三九〇〇円

戦後教育学の枠組みを問う

教育学
年報1 **教育研究の現在**

森田尚人／天野都夫／寺崎昌男／安川哲夫／田原宏人／広田照幸／高木雅史／大田直子／今井康雄／D・タイヤック 他

A5・三六〇五円

学校の公共性を論拠つづける

教育学
年報2 **学校Ⅱ規範と文化**

佐伯胖／M・カツ／寺崎昌男／竹中輝雄／清川郁子／森重雄／今井康雄／矢野智司／村山史世／柿沼秀雄／森田伸子 他

A5・三八二円

教育の政治的ディスカールを拓く

教育学
年報3 **教育のなかの政治**

荻谷剛彦／田村宏人／神山正弘／青柳宏／立川明／松下良平／島光美緒子／田辺敬子／田中每実／S・ポール 他

A5・三八二円

世織書房

〒240 横浜保土ヶ谷区天王町1-12-12
TEL 045-334-5554 振替00250-2-18694



さいろ社

〒567 大阪府茨木市中津町4-31
TEL/FAX (0726) 37-8850

さいろ社の新刊

病院で産むあなたへ

陣痛促進剤による被害を考える会／編

クスリ漬け
出産で
泣かない
ために！

陣痛促進剤によって愛するわが子を失った母親たちは、学び、調査し、訴え、ついには厚生省までも動かしました。しかし産科医療の現場では依然として当たり前前にこの薬が使われ続けています。
この本は、陣痛促進剤とは何か、「いいお産」をするためには私たちはどうすればいいのかを、誰にでもわかりやすく伝えるものです。

■A5判／284頁／本体1600円＋税48円（計1648円）

ぼくがうけたいがん治療 近藤誠著
（慶応義塾大学医学部放射線科講師）

■四六判／256頁／本体1600円＋税48円（計1648円）

まちがいだらけの予防接種 藤井俊介著
（予防接種情報センター）

■A5判／156頁／本体1300円＋税39円（計1339円）

四つの死亡時刻 トリートメント編集部 編

■A5判／212頁／本体1600円＋税48円（計1648円）

子どもが決める時代 佐藤幸男著
（相談家庭教師）

■A5判／233頁／本体1600円＋税48円（計1648円）

看護婦はなぜ辞める？ トリートメント編集部 編

■A5判／309頁／本体1800円＋税54円（計1854円）

■お申込みは…「地方小出版流通センター取り扱い」とご指定の上、書店で注文なさるか、または、当方へ直接ご注文下さい。

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

The Japan Shakai Rinsho Association

Editorial and Publication Office :

c/o N. Hayashi, 37-13, Higashiterao-Nakadai, Tsurumi-Ku, Yokohama-Shi,
Kanagawa-Pref. 230, JAPAN

CONTENTS

Prologue _____ The Editorial Committee, The Association _____ (1)

The Reports of the 3rd Convention of the Association (2)

The Commemorative Lecture: The Mentality of People in the Middle Ages

_____ Yokoi, K. _____ (2)

Workshop 1: Socially-Oriented Clinical Perspectives on Buraku Liberation Education

_____ Yagi, K. _____ (11)

Workshop 2: Today's School Problems _____ Hamada, S. _____ (18)

Workshop 3: Today's Welfare Problems _____ Otani, T. _____ (23)

Workshop 4: On Reporting, Presenting & Researching Individual Cases

_____ Sasaki, K. _____ (29)

Plenary Session: Future Tasks of the Association _____ Yamashita, T. _____ (36)

The Interface for Living Together With _____ Ishikawa, J. _____ (49)

Responding to Matsura's Comment on "Leprosy" Problems _____ Shinohara, M. _____ (59)

Film & Book Reviews

Shingaki, T. (62) Harada, M. (64) Niihara, M. (66) Sasaki, K. (69)

"Where We're At"

Takaishi, N. (71) Akimoto, M. (73) Komatsu, K. (76)

The Announcement of the 4th Convention of the Association _____ (0)

The Editor's Comment _____ (78)

The Japanese term *Shakai Rinsho* literally means clinical work on society. However, the meaning is still vaguely defined by our association and we refrain from giving it a precise English equivalent at this time.